

平成28年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成28年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成28年12月9日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 委員会調査(行政視察)報告
- 日程第 5 報告第8号から議案第112号まで一括上程
(提案理由の説明)
- 日程第 6 委員会提出議案第5号の上程
(趣旨説明)
- 日程第 7 議員提出議案第2号の上程
(趣旨説明)
- 日程第 8 請願の委員会付託
- ①平成28年請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願について
 - ②平成28年請願第5号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願について
 - ③平成28年請願第6号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願について
 - ④平成28年請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員

5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員（1名）

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
宍戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

ただいまから平成28年第4回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、室井英雄君及び12番、高野精一君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月16日までの8日間

とし、明10日から13日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの8日間とし、明10日から13日まで休会とすることに決定しました。

◇

◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成28年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から、平成28年度10月分までの例月出納検査の結果及び平成28年度定期監査の報告書が提出されています。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成28年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。

◇

◎委員会調査（行政視察）報告

○五十嵐 司議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

初めに、総務委員会の行政視察報告を行います。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 みなさんおはようございます。

私たちは総務委員6名、随員として議会事務局長、計7名で、去る10月4日から6日の日

程で、北海道上川郡東川町及び空知郡上富良野町にて行政視察を行いました。要点のみを説明させていただきたいと思います。

視察の目的は、両町ともに大きく、人口減少に対する取り組みであります。移住者増加が進んでいる東川町と、人口増加に向かうために、現住の町民が幸福とを感じるまちづくりを目指す上富良野町であります。

東川町においては、大雪山の旭岳山麓に位置し、田園風景が美しく自然豊かな町であります。約8,000人の町民全てが旭岳の伏流水で生活をする全国的に稀有な町で、さらに、上水道、簡易水道等がないだけでなく国道も鉄道もない中で、人口が7,000を割った状態から、現在8,000人超というふうになっております。転入、出生数等は報告書に記してあるのでごらんいただきたいと思います。東川町視察の時間調整で道の駅に立ち寄り、愛知県から移住された50歳の女性からお話を聞くことができました。彼女は、愛知県の保健協会職員として仕事柄多くの自治体を歩き、医療、福祉、教育の実態調査をされる中、東川町の「君の椅子」制度を知ることになり、町全体で子供の誕生を祝う、成長を見守る姿勢に共感したとのこと。「君の椅子」制度の詳細も報告書に記載されております。その後、本人が東川町を訪れ実際に役場職員と話す中で、前例のないことをするためにはどうすればできるか、やれるかを探る役場職員の姿勢に、これまで出会った自治体職員にはない住民に対するサービス精神に感動し、移住を決意したと聞きました。

上富良野町は北海道のど真ん中に位置し、札幌に2時間、旭川に40分、富良野市に15分といずれも車での移動の時間ではありますが、比較的アクセスのよい町でありました。昭和30年に陸上自衛隊の駐屯地ができ、昭和35年が人口の最高の時期を迎えておりました。その後、数%ずつ減少しております。四季折々の観光イベントを開催して、観光誘客に力を入れるほかに、養豚業が盛んで約4万頭が飼育されております。移住者をふやすための特別な補助制度をつくるということではなく、現在の上富良野町町民が幸福感を持つことが重要と考えて、首都圏にない自然や文化、幸福度の見える化、お互いを思いやるまちづくりで人口減少対策を行い、これから人口増加に向かう町と考えます。

東川、上富良野両町ともに共通する点は、今住んでいる人を大切に思い、住んでいる人たちが住民であることに誇りを持ち、町に協力を惜しむことなく、町を愛していると自信を持って言えることこそが、住みたい町になり、移住先、定住の地として選んでいただけるといふふうを考えました。

松岡市郎東川町長がおっしゃった、役場職員の仕事は究極のサービス業である。誰がどの部

署に異動しても同様の住民サービスを提供できなくてはならない。は、心に深く刺さりました。公僕という言葉は死語になりつつあるような感もありますが、公務員は自己の幸福や利益を求めるまえに町民の利益や幸福を願い、追求することが職員の使命であり、私たちも同様に使命感を持ち、南会津町の安全・安心のまちづくりに取り組むとともに、住民福祉と幸福度の向上に努めることをここに誓い、報告といたします。

平成28年12月9日。南会津町総務常任委員会委員長、楠正次。

これが、東川町からいただきました東川町でつくっている本であります。これらに多くのことが書かれています。先に総合政策課長のほうには委員会のほうからお貸ししておりますけれども、ぜひ職員の方にもお読みいただければということ。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○五十嵐 司議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会の行政視察報告を行います。

産業建設委員長、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 産業建設委員会では、去る11月8日から10日にかけて、九州佐賀県、長崎県、3カ所を視察してまいりました。

出席者は、阿久津委員が欠席でした。齋藤事務局長補佐と6名で視察に行ってきました。

まず初日には、佐賀県の農業試験研究センターに行って、アスパラガス栽培の説明を受けました。その中で特筆する要点は、まず、佐賀県においてのアスパラガスは全国で作付面積は11番ぐらいで、1番は北海道でございますが、福島県は7番目ぐらいです。そんな中で、佐賀県のアスパラガス栽培は収穫が全国第2位だと。北海道に次いで2番目と。作付面積は少ないんですが、要するに反収が平均で2.2トンということで、最高の人では6トンもの反収、アスパラガスを収穫していることが、我々のアスパラガス、南会津あたりですと大体反収は1トンぐらいでございます。したがって、物すごく、反当たり、反収が多いということに驚きをもってきました。その要因としては、まず、雪が降らないために収穫が2月の後期から10月まで収穫できるということだと思います。佐賀県のアスパラガスの平均反収ですが、2.2トンぐらいということで、要するにアスパラガスのキロ単価1,000円としますと、220万ぐらいの平均反収があるということでございます。このことはやはり収穫期間が長いということと、

それからかん水、水かけですね。それから、施肥、肥料そういうものの栽培、管理が非常に確立しているということを感じてきました。

次に、次の日は長崎県の波佐見町というところに、アスパラガスの栽培の現況を視察してまいりました。ここも佐賀県同様、大変反収が多いということ、つまりハウス栽培が主流であります。一番問題は、暑さに困ると。栽培するのに非常に暑いということ、これが一番の問題点だと。そのためには、寒冷紗をかけた暑さしのぎというか、それから水かけ、こういうものに非常に苦勞しているようでございました。その点においては、我々の南会津アスパラは、非常に冷涼な土地でございますので、その辺は私どものほうが有利かなということを感じてまいりました。

それから、午後には長崎県の諫早市に行ってまいりました。ここは、有害鳥獣対策ということで、諫早市に行ってまいりました。この辺の有害鳥獣というのは、大半がイノシシでございます。あと一部、アライグマ等の被害があるということでもございました。年間の捕殺イノシシですか、捕殺の頭数は3,000頭近いということにも驚きを感じました。それから、電気柵とかワイヤーメッシュ柵、このようなものが、非常に1,000キロメートルにわたって張りめぐらされているということにも驚きを感じてきました。そして、イノシシの処理でございしますが、猟友会の会員の方に委託しまして、諫早市鳥獣処理加工販売組合なるものを設置して、食肉に処理、加工するという施設でございしますが、ここを見られなかったのが少々残念でございました。

あと、佐賀県の農業試験研究センターで横尾浩明副所長さんの挨拶を受けました。そんな中で、横尾浩明副所長のおじさんに、まあ、祖じいさんというのか、その方は若松において戊辰戦争で亡くなったというような挨拶を受けまして、私ども少々戸惑いを感じた次第でございました。

以上、あと、この報告書に詳しくは書いておきましたのでごらんいただきたいと思います。

以上で産建からの行政視察報告を終わります。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、文教厚生委員会の行政視察報告を行います。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、文教厚生委員会の視察報告について行います。

我々は11月8日から10日までの3日間、奈良県に赴きまして調査を行いました。

目的は2つです。地域包括ケアシステムの構築について、2番目は地域資源を使った若年性認知症対策についてということです。この目的に絞った理由でございますが、まず、地域包括ケアシステムに関しましては、国が2025年をめどに高齢者の尊厳と保持、自立生活の支援、これらを目的とし、可能な限り住みなれた地域で質の高い人生を最後まで続けることができるように、それぞれの地域でシステムを構築してくださいというようなことで、声高々に訴えてらっしゃるんですけども、我々、高齢化そして人口減少社会の中で、担い手がない中でどのように構築しているか非常に悩んでいる。委員会の中でも、これからどうやって要支援1、2そして要介護1、2の人たちを地域で、施設に入れない人たちをケアしていくか、質の高い人生を送っていただくかということについて問題意識を持っておりました。若年性認知症対策に関しましては、これは、実は朝日新聞の新聞から情報を得たものでありまして、民間の方が1人の若者が志高く、一般社団法人を設立して地域的にそして社会的に価値のあることをやっているということで、そういったところを学びたく、実際どのような活動を行ってらっしゃるのか、どのような思いでやってらっしゃるのかをお伺いしたく現地に赴きました。

調査内容につきましては、まず、奈良県の河合町というところで地域包括ケアシステムの構築についてということで紹介いただきました。同町では平成25年にケアプラン見直しを行いました。その際に見直してみると、全体的に医療面の情報が不足していることが明らかになりました。また、支援センターの中にも寄せられる相談というのは、単純に介護だけではなくて、医療面、これらも重複して相談があると。つまりは、医療、福祉、両関係者にアンケートを実施したところ、その中で双方に福祉、医療への認知不足そして理解不足があったということ、例えば具体的に言いますと、介護現場において日常生活動作を阻害している疾病に対するアプローチがないためにできない日常生活動作に着目してしまい、本人の自立を阻害している。例えば医療的なアクセスがあれば、アプローチがあれば実は介護必要なくなるかもしれない。そういったことも介護現場では悩みとしてあったということです。そういったことから、じゃどうやったら医療と介護、はっきり言うと病院と介護現場の皆さん、情報共有できるかっていうことを、役場そして地域支援センターのほうで一生懸命考えた。そこで、仮説を立てたのがやはり情報共有できない何か理由があるだろうということで、調査を行いました。同町では医療と福祉の両面で互いの情報を共有することが利用者にとって有益になると判断し、連携強化のための方策を展開したと。医師と介護支援専門員の合同交流会、合同研修会を開催して互いの

顔が見える環境を築くとともに、町主催による介護支援専門員等の研修会を開催しながら、事例紹介、検討を重ねて福祉従事者のスキルアップに取り組んだと。

また、もう一つの大きな特徴といたしましては、情報共有のツールとしてカナミックネットワーク、これクラウドシステムなんですけれども、こちらを導入したことで医療、介護それぞれの従事者がリアルタイムで利用者に対する情報を知ることができるようになりましたと。つまりは、一人一人の、この方今こういう状態です、薬をこういうふうに処方しました、こういうふうに飲むように気をつけてくださいと、介護現場の方に薬の処方についても詳しく情報提供できる。または、床ずれがあった場合などは、こういうふうにしていただくとよくなりますよ、とか、悪くなりませんよとか、そういった情報を共有できると。また、その処置についても医療関係者にダイレクトに送れるということで、非常に効果的であるというようなことにつながりました。

しかしながら、これだけで課題が解決できるかということ、そうではないと。今後の課題ということで、顔の見える関係を築き、カナミックネットワークシステムにより情報共有できる環境が整ったものの、それでも課題はあると認識されていました。きめ細かいサービスが提供できるようになった反面、情報のやりとりを随時行うので現場の人たちは大変だと。また、対象者が多くなった場合、これどうするんだろうというようなことです。どのような情報を共有していくのか、さらにどのような方を対象にしていくかについても検討が必要だということです。

河合町、データのところにございますように、人口は我が町と同じぐらいではあるんですけど、面積が8.23平方キロメートル、すみません、kが抜けておりました。非常に小さい自治体です。面積は小さいんですけども、鉄道であるとか道路網が非常に整備されておりまして、大阪のベッドタウンとして非常に人口がふえた。一気にふえていったベッドタウンです。1960年代にベッドタウン、ニュータウンができて、そこに一気に人口が入ったと。したがって、そのときの働き盛りの人たちが現在高齢化を迎えていて、非常に、この人口、この面積でこの高齢化率というのは、非常に高いことがおわかりになるかと思います。そういった意味で、喫緊の課題であると。町としても、社会福祉協議会としても、共有した認識を持っておられました。

続きまして、一般社団法人きずなや。こちらは、代表である若野達也氏。私と同じぐらいの年齢でらっしゃるんですけども、若年性認知症の方のケアと出生地である奈良県迫分地区の地域振興を目的に発足した一般社団法人で、市内外から1日3人、週大体10人程度の受け入れを行っております。

若野氏は公務員として福祉行政に携わっていましたが、仕事の中で若年性認知症という病気があることを初めて知り、その存在を知ったことによって非常に社会的に居場所がなくなっていることを問題意識として持たれました。若年性認知症は、64歳以下の方が認知症と診断されると呼ばれるわけですが、少しの物忘れとか、少し仕事でトラブルがある、そういったことから気づくことが多いようですが、働き盛りである、あと一家の大黒柱である男性が多いということで非常に気づきにくい、また、周りとしても、この人どうしちゃったんだろう、ぐらいの認識で、しっかりとした若年性認知症として認識できないという課題があります。そのために、困っている方がたくさんいるという認識のもとに、この一般社団法人を設立いたしました。

取り組みといたしましては、先ほども紹介しましたように、若野氏の出生地である追分地区の地域活性とリンクしていることにあります。同地区は昭和43年に農業法人を立ち上げ、梅の林、梅林を整備したことで多くの来訪者がかつてはございました。しかしながら、人口減少と高齢化で手をつけられなくなりました。4,000本あったものが現在では70本まで減ってしまいました。その梅林をもう一度復活させたいという地域住民の願い、そして若年性認知症の方をどうしたら受け入れてくれるだろうというようなことをリンクさせ、例えば農作業、例えば植樹であるとか、除草であるとか、そういったものを活動に入れまして、現在活動を続けていらっしゃいます。あわせて、薬用植物である大和橘も栽培を行い、地元商店との協力を得て商品開発も行っております。南会津町でいうと、あたご共同作業所っていうのがわかりやすい例かと思えますけれども、それよりも小規模で地域ともっと密接につながって活動を行っているというようなことです。

所見といたしましては、地域包括ケアシステムに関しましては、自治体に地域の特性を生かしたシステムを構築ください、高齢者の方が、施設に入れない方が自立をしながらしっかりクオリティー・オブ・ライフ、質の高い人生を送れるように定めてくださいとあるものの、やはり財源が決まっていないことが大きな理由で、なかなか進捗が行っていないところでございます。そんな中で河合町におきましては、町としても急激な高齢化率、高齢化というものを大きな課題と受けとめて関係者は一生懸命やっつけました。1人の社会福祉協議会の職員の方が中心となって、例えばお医者さんのところに足しげく通い、介護現場にも通い、そしてこういうことをやっていきたいと思いますということで盛り立て、このような関係性を築いたということ、非常に感銘を受けました。なかなか手をつけられない部分ではあるんですけど、医療と福祉の連携という部分に着目したことによって新たな問題もわかってきたり、じゃこうやっていこう

という協力体制ができたこと、これについては大きな価値があろうかと思えます。我が町は当然面積も広く分散している集落もございますので、河合町のように一極集中にはできませんけれども、課題は同じであり、じゃどこから手をつけるかという部分に関して、これから議論していく必要があろうかと思えます。

きずなやに関しましては、若年性認知症対策でございますが、このような弱者が必ずいらっしやるということ、わかりました。若年性認知症だけでなくいろんな障害を持った方が、このように社会で居場所がなくなっていること、ないかどうかもう一度チェックする必要があると感じました。

また、若野氏は若年性認知症をまずは理解してほしい、そして認知症の人が町に出られるような社会にしたいという思いから、どうしたら自分のこととして捉えてもらえるかと考えたとき、地域の特性を生かしたほうが良いと考えたそうです。つまりは、当人ではなくて周りの社会の皆さん、地域の皆さんがどう理解していただけるか、そこに困っている人がどうやってクオリティー・オブ・ライフを高めていくかということが鍵なんではないかというふうと考えられたんだろうと思えます。

生まれた土地で過ごした仲間、そして地域住民とともに互いに認め合い活動し、喜びを分かち合いながら生きていきたい。これは誰もが思う理想でございます。そういった地域に南会津町もしていくために、私たち文教厚生委員会といたしましても、一人一人が質の高い暮らしを送るために、行政だけでは対応できないニーズに対応されている民間業者や団体との考えを周知し、そして理解し、そして社会に還元していくような動き、そういった研さんが必要だと感じました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、議会広報委員会の行政視察報告を行います。

議会広報委員長、星光久君。

○13番 星光久議員 それでは、私のほうから広報委員会の行政視察で、研修日は10月26日、群馬県の玉村町ってところの、委員5名それから事務局1名、全部で6名で参加しました。

中身については、議会の報告のコンクールの中で受賞歴2回ということで、平成26年の第29回コンクールの中で奨励賞と編集・デザイン賞ということで、受けたそうでございます。それで、場所的には玉村町というのは、私もわからないのですが、群馬県の前橋、高崎、伊勢崎の近く、周りが近くで、前橋って言えば今度の1月1日、ニューイヤー駅伝、実業団の、それありますから、ここが本元ですから、17番議員はこの前橋にじょっぱり生活してみたいなんです、そういう形でこっちから一番近く金をかけないで行くとすると、日光を通過して足尾銅山、そこを通過して大体3時間ぐらいで行く場所でございます。山もあんまり見えない、うちのほうとは違う景色っていう、そういうことでございます。そういう形で、人口は昭和50年に1万4,667人から、今、右肩上がり、今では3万6,000っていうか、そういう形にずんずんずんずん人口がふえております。私たちの方と反対だなと思ってきたんですが、そういう形でございます。

それから、議会だよりの名称は私たちの方と同じく、たまむらっていう形で簡単に平仮名で表紙できているんですが、あと中身はそんなにいろんな形で遜色はないですが、ただそのスピード感っていうか定例議会が終わると、その次の翌月の第3週の月曜日には既に発行するというような中身で、かなり私たちのほうとはちょっと早い。そういう形で、各個人が一般質問をすると、責任を持って写真も準備するし原稿も大体700字でまとめろっていうことで、そういう形でまとめる、なかなか早いなあって思います。それから委員会の構成なんです、人数は同じなんです、各常任委員会から経験者を2人お願いして編成に当たるとそういう形で、かなり前から、最初から経験のない部分でも前に経験者がいるっていうことで、2人お願いして委任している中身がそうでございます。それから、文字については100ぐらい多いですが、私たちの方は600字でまとめているんですが、向こうは700字でまとめているっていうことで、かなり人数、文字は多いようでございます。その辺も、少し違うかなと。それから編集の方針については、読みやすくわかりやすい紙面づくりを目指すということで、写真の使い方や、みんなそこは同じだと思うんですが、あと、役所言葉はできるだけ使わない、簡単に文章をまとめる。そういう形で努力しているそうでございます。それから、新しいデザインの表紙っていうことで、いつからこれ変わったのかわからないんだけど、表紙は私たちの方が格好いいでないかと思うんだよ。これ見て。まあそういう形でございます。

あと細かいことは、まとめて皆さん持っていますので、以上で報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

以上で委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第8号から議案第112号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、報告第8号から議案第112号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成28年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第8号 専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により、報告するものであります。

まず、専決第18号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は本年5月12日午後3時50分ごろ、町スクールバスが栗生沢地区から田島小学校に通学している児童を送迎後に帰庁する際に、県道黒磯田島線が工事のため迂回路となっていた町道栗木坂線を走行中、狭隘な急カーブの箇所において、対向車線を走行してきた相手車に衝突し、相手方車両の右前部に損傷を与えたものでありまして、過失割合を町、相手方それぞれ50%として相手方に対して賠償金43万2,064円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第19号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成28年6月17日付で久米工業株式会社との間に契約した平成27年災会津高原だいらスキー場災害復旧工事の請負契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負金額を40万7,160円を増額し、6,963万5,160円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えない

ことから指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第20号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成28年1月18日付で株式会社泉建設との間に契約した平成27年災町道川島・藤生線道路災害復旧工事の請負契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を94万2,840円を減額し、5,102万2,440円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第21号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成28年2月10日付で株式会社館岩工務所との間に契約した平成27年災町中山沢河川災害復旧工事の請負契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を219万6,720円を増額し、5,511万6,720円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、議案第101号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告、勧告に基づき職員の給与改定を実施するために、給料表及び勤勉手当について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第102号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町職員の給与改定に準じて町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第103号 南会津町集会施設等整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本町においては、人口減少、少子高齢化により集落機能のさらなる低下が大きな課題となっており、町はそれらの課題解決に向けたさまざまな施策を推進しているところであります。本案はその施策の一環として、集落集会施設の維持に関して集落の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第104号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

現在、だいくらスキー場のゲレンデ管理については乗用草刈機をリースするほか、人力により草刈等を行っており多大な経費や労力がかかるとともに、急斜面での作業や蜂の被害など危険が伴っているところであります。本案はそれらを解消するため、草刈能力や刈り取り能力や登坂能力などの作業能力が高く、蜂などの被害から作業員を守ることができる、フード付キャ

タピラ式乗用草刈機を購入することにより、安全な体制でのゲレンデ管理を行い、だいくらスキー場のさらなる誘客を図るものであります。このため、去る11月4日に町内業者6社を指名し、指名競争入札を実施した結果、ヤンマーアグリジャパン株式会社田島支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、乗用草刈機1台であり、契約金額は627万7,500円であります。

なお、納入期限は平成29年3月24日を予定するものであります。

次に、議案第105号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、新庁舎建設を予定する敷地が、田島字後原甲と田島字中町甲の2つの字にまたがっていることから、これを田島字後原甲の字に統一することにより、新庁舎敷地の地番に整理、統合を図るものであります。

次に、諮問第3号、諮問第4号及び諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、関連がありますので一括ご説明を申し上げます。

本案は、平成26年4月1日から人権擁護委員として尽力されている岩渕里子氏、佐藤美千氏、渡邊サイ子氏が平成29年3月31日をもって任期満了となることから、再任のため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。3名は、人物、識見ともにすぐれ、教育関係を初め広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、引き続きその責務を担っていただくこととし推薦するものであります。

なお、任期は平成29年4月1日から3年間となる予定であります。

次に、議案第106号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,682万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億1,206万9,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、歳入では分担金及び負担金、国・県支出金等の決定または収入見込みによる補正、ふるさと納税寄附金等を補正するほか、過疎対策事業債、合併特例事業債等を補正するものであります。

歳出では、職員異動等による人件費の補正、介護保険特別会計繰出金、臨時福祉給付金関連経費、田部地区補助整備事業関連経費、森のエネルギー創出事業、たかつえスキー場第2レストハウス建設事業費さらには除雪関係経費を追加補正するほか、事業費の確定見込みによる経費補正が主な要因であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金の追加により、1,397万円を追加補正するものであります。

第14款国庫支出金は、障害福祉サービス等給付事業負担金、臨時福祉給付金給付事業補助金、農地耕作条件改善事業交付金等を追加する一方、地熱、地中熱等の利用による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を諸収入に組み替えするなど、各種事務事業の確定見込みにより、1億483万2,000円の減額補正となりました。

第15款県支出金は、障害福祉サービス等給付事業負担金、施越分に係る農地農業用施設、過
年災害復旧事業補助金等を追加する一方、参議院議員通常選挙事務委託金等を減額補正することや、各種事務事業の確定見込みにより、1億7,790万4,000円の追加補正となりました。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金348万6,000円を追加補正するものであります。

第20款諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に代わる再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業助成金の組み替え、後期高齢者医療連合構成市町村負担金過年度返還金等の追加により、1億509万8,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、施越分に係る過年補助災害復旧事業債を追加するほか、事業費の変動等に伴う町債の補正により、120万円を追加補正するものであります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正について、その概要についてご説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動及び人事配置の確定に伴う補正並びに人事院勧告に基づく補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第2款総務費は、新庁舎建設に伴うイントラネット整備工事請負費等を追加する一方、地域おこし協力隊関連経費、参議院議員通常選挙費等を減額するなど、今年度の事務事業の確定見込みにより、1,651万4,000円の減額補正であります。

第3款民生費は、1億98万9,000円の追加でありまして、障害福祉サービス費、介護保険特別会計繰出金、臨時福祉給付金給付事業費等を追加補正するものであります。

第4款衛生費は、マイマイガ対策関連費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するなど、815万1,000円の減額補正であります。

第5款労働費は、雇用対策費の財源の組み替えでありまして、補正額の計上はありません。

第6款農林水産業費は、農地耕作条件改善事業工事請負費、経営体育成基盤整備事業に係る

負担金、森のエネルギー創出事業等を追加するなど、各種事業費の確定見込みにより、9,900万2,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費は、1,429万円の追加補正でありまして、主な内容は、たかつえスキー場第2レストハウス建設事業関連委託料、バイオマスボイラー燃焼業務委託料等を追加するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業を主とした事業費の確定見込み、さらには除雪委託料の追加が主な内容で、5,705万円の追加補正であります。

第9款消防費は、小型動力ポンプ付積載車購入費の事業費確定により、173万7,000円の減額補正であります。

第10款教育費は、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費、中体連等各種大会出場補助金等を追加するほか、事業費や経常的経費の本年度事業費の確定見込みにより、1,111万6,000円の減額補正であります。

第12款公債費は、町債の確定した償還元利の補正が主なものでありまして、1,938万3,000円の減額補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で、1,787万8,000円を減額するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第107号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,160万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,592万1,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、退職者療養給付費等交付金、人件費繰入金等の補正であります。

歳出では、人件費、後期高齢者支援金等を減額する一方、国・県支出金返還金等を追加補正するものであります。

次に、議案第108号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,512万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、人件費繰入金及び繰越金の補正であります。

歳出では、人件費等を追加補正するものであります。

次に、議案第109号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,932万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,493万1,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出では、人件費を補正するほか、保険給付費の今年度の給付見込みにより、それぞれサービス費目別に補正するとともに、地域支援事業において所要の補正をするものであります。

一方、歳入では、今年度の決定通知を受けて国・県支出金、支払基金交付金等を追加補正するものであります。また、繰入金は介護給付費、地域支援事業費、人件費等の見込みにより補正するとともに、介護給付費準備基金繰入金を追加補正するものであります。

次に、議案第110号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ62万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,975万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、町債元利償還金繰入金の減額補正であります。

一方、歳出は、人件費を補正するほか、事業費の確定見込みによる組み替え補正等であります。

次に、議案第111号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ73万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,521万5,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入は、町債元利償還金繰入金を減額補正するものであります。

歳出は、人件費の補正のほか、簡易水道統合対応システム改修委託料の追加補正、さらには起債償還利子を減額補正するものであります。

次に、議案第112号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出を57万1,000円減額し、収益的支出の予定額を1億4,590万7,000円とするものでありまして、その主な内容は、人件費を追加する一方、企業債償還利息を減額補正するものであります。

また、資本的収入を716万7,000円追加し、収入の予定額を7,902万5,000円とし、資本的支

出を774万2,000円追加し、支出の予定額を1億5,768万4,000円とするものであります。

その主な内容は、収入は、河川改修事業関連補償金を追加するものであり、支出は、河川改修事業関連水源地移設設計委託料を追加補正するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等16件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これで提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第5号の上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第6、委員会提出議案第5号を上程します。

提出者の議会運営委員長より趣旨説明をお願いします。

議会運営委員長、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、提案理由を説明させていただきます。

委員会提出議案第5号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

先般、福島県におきましては、今年度の福島県人事委員会勧告に基づき、県一般職員の給与改定を行うための条例改正案が、12月6日開会の県議会定例会に提出されるとともに、県知事、副知事、県議会議員等に支給する期末手当等の算定基準額に乗ずる割合を0.1カ月分引き上げる条例改正案が提出されております。

県の動向を踏まえ、本町においても、本定例会に町長提出議案として一般職員の給与改定並びに町長、副町長及び教育長に支給する期末手当等の算定基準額に乗ずる割合の引き上げに係る関係条例の一部改正議案が提出されているところでありまして、町長等に準じ、町議会議員に支給する期末手当等の算定基準額に乗ずる割合について、年間0.1カ月分を引き上げ、現行の年間3.1カ月を3.2カ月に改定するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で委員会提出議案の説明は終わりました。

◇

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第7、議員提出議案第2号を上程します。

提出者の趣旨説明をお願いします。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 議員提出議案第2号についての提案理由を申し上げたいと思います。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、提案理由であります。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっております。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められております。

しかしながら、昨年度実施されました統一地方選挙においては、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員へのなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中で、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えられます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く求める意見書を提出するものであります。

意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

意見書の中身については別紙のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案にかえます。

○五十嵐 司議長 以上で議員提出議案の説明は終わりました。

◇

◎請願の委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第8、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願4件を受理しております。平成28年請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正でございます。請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所ですが、南会津町中荒井字峯崎1520-3、氏名は、南会津地区平和フォーラム代表、黒沢富夫氏でございます。

請願の趣旨は次のとおりでございます。

国会の憲法審査会において、憲法改正に向けた論議が始まったことが報道されました。これは、本年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が3分の2を超え、衆議院、参議院それぞれにおいて3分の2を超えたことから、憲法96条で、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議」できると定めている。このため、憲法改正発議の条件が整ったとの主張から、憲法改正論議が活発となっております。

一方、多くの世論調査では憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数を占めている現状にあり、憲法改正が国民的要求となっている状況とは到底言えません。

いうまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部にすぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然でございます。

以上のことから、1つ、衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、現に慎重に論議すること。

1つ、憲法問題については、国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正を行わないこと。

この2点について、本議会で採択していただき国会並びに政府機関に対して意見書の提出をお願いするものでございます。

なお、国会並びに政府機関等への提出先は、衆議院議長、参議院議長、衆議院憲法審査会長、参議院憲法審査会長、内閣総理大臣、内閣官房長官宛てでございます。

よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成28年請願第5号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 5番の室井英雄でございます。請願第5号につきまして趣旨説明を行いたいと思います。

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、南会津町関本字大道下379-2、氏名は、I女性会議福島県本部南会津支部代表、室井ます子氏でございます。

請願の趣旨ですが、私は9月議会において同様内容で一般質問をしたように、現状は先進国で最悪の水準にあります。それらを踏まえ、以下趣旨を読み上げますので、本議会において意見書提出の採択をよろしくお願ひいたします。

日本の子どもの相対的貧困率は16.3%（2014年発表）で、6人に1人が貧困状態にあります。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国で最悪の水準であります。

貧困の連鎖を絶つことを目的とする「子どもの貧困対策推進法」が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を策定して2年が経ちます。地方自治体は地域の状況に応じた施策に取り組み始めていますが、大半の自治体はその基礎となる調査を行っていないのが実態です。

南会津町も同様の実態にあることが、9月の議会でも回答されています。経済的貧困は、生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長・発達、学力・進学、家族関係並びに人間関係、精神保健など、様々に影響を及ぼし、子どもの将来のみならず、社会の安定にも深くかわります。

子どもたちが自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要があります。

以上を踏まえ、請願書で述べている5点について、国会ならびに政府関係機関に対する意見書の提出、採択をお願いするものであります。

その5点につきまして、1点目、生活保護基準の引き下げにより、最も保護費が下がったのは子育て世帯です。生活保護基準の引き下げを中止し、子育て世帯や就学援助に影響しないよう、財政支援を強化すること。

2点目、子どもの医療費助成制度を全国一律の制度とし早急に整えること。

3、公営住宅法施行令にならい、保育料、幼稚園授業料、学童保育利用料など所得基準のある給付やサービスについて寡婦（寡夫）控除が適用されるように所得税法を改正すること。

4、地方自治体が「子どもの貧困」把握のために実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるよう、調査の実施や分析についての支援、財政支援などを行うこと。地方自治体の調査、取り組みなどのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。

5点、子どもの貧困解消に取り組むNPO法人など、地域で行っている子ども食堂、学習支援などの活動を支える仕組みを強化すること。子どもの貧困対策に取り組む民間の活動を官民一体で支援する「子供の未来応援基金」については真に有効な活用ができるようあり方を見直すこと。

なお、提出先は、衆議院議長を初め、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成28年請願第6号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 紹介議員の楠でございます。介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願について、趣旨説明をさせていただきます。

請願人は、南会津町関本字上休場696、氏名は、公益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部南会津地区会代表の青島ヤヨイ氏であります。

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願について。

社会保障審議会介護保険部会は、次期介護保険制度の見直しのために、本年7月から「軽度者への支援のあり方」、「福祉用具・住宅改修」などについて本格的な議論を始めています。

「介護保険の持続可能性の観点」「要介護3以上の人のサービス重点化」が強調され、社会保障費抑制のために、さらなる利用者負担の増加、軽度者切りが予想されます。

昨年度から、要介護1・2（約175万人）への生活援助サービス（掃除や調理など）は、介護保険給付から市町村事業へ移行が始まり、同サービスの質や量の確保について懸念が広がっています。

ところが、今回の議論では、要介護1（約122万人）、要介護2（約108万人）の同サービスについても市町村事業に移行する案が出されています。

また、軽度者向けの福祉用具貸与（歩行器貸し付けなど）・住宅改修（手すりの取り付けなど）の利用を原則自己負担化することも論点です。さらに、現在、介護サービスの利用料負担は原則1割（昨年8月から、一定以上の収入のある世帯については2割）ですが、これを原則2割に引き上げる案なども検討されます。

生活援助サービスは在宅高齢者の日々の暮らしを支え、また、福祉用具・住宅改修は、転倒や骨折を予防し、ともに高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線であります。

もしも、軽度者向けサービスの自己負担化や、利用料の引き上げが行われれば、軽度者、低所得世帯などの切り捨てにつながりかねません。

高齢者の尊厳を守り自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の「介護離職ゼロ」を実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないよう強く求めるものです。

よって、下記事項について地方自治法第99条の規定に基づき、国会ならびに政府機関に意見書を提出されたく請願をするものであります。

1つ、要介護1・2の生活援助サービスは、現行どおり、介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業へ移行しないこと。

あわせて、現在、地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの状況を把握し、高齢者が安全、安心に暮らせるよう改善を図ること。

1つ、福祉用具・住宅改修と、要支援1・2の生活援助サービスについて、利用者の負担を増す原則自己負担化を行わないこと。

1つ、介護保険自己負担割合（原則1割）の引き上げや、負担額に上限を設けている「高額

介護サービス費」の限度額の引き上げを行わないこと。

以上、意見書提出の説明とするものでありますが、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣であります。

慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いいたしまして終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成28年請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正でございます。請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人は、2団体で、次のとおりでございます。住所は、南会津町田島字鎌倉崎乙36、氏名は、NPO法人みなみあいづ森林ネットワーク会長、室井武氏と、もう1団体が、住所は、南会津町田島字鎌倉崎乙36、氏名は、南会津森林認証推進協議会会長、関根健裕氏でございます。

請願の趣旨は次のとおりでございます。

2020年に、東京オリンピック・パラリンピック開催が決定され、経済への波及効果を多くの国民が期待しています。

オリンピック関連機関は、新国立競技場のデザイン案決定を皮切りに、関連施設の共通テーマとして「木の文化」発信をうたい、国産材をふんだんに使った施設を建設することを明言しました。

この国産材使用の条件の中に、「森林認証林から産出される木材」という必須条件が含まれます。

過去の2010年バンクーバー冬季オリンピック開催ごろから、環境オリンピックの理念が発せられ、環境破壊をできる限り避け、資源の無駄づかいを招かない大会の開催が徹底されています。

その環境への配慮を示す指標として、持続可能な森林経営を証明する「森林認証」が必須条件とされてきました。

東京オリンピックでも木材調達方針の基本原則に、森林認証材の使用が付記されたことから、日本各地の行政や関連事業者は森林認証制度の取得に向けた取り組みを急いでいます。

当地域では、東京オリンピック開催決定以前から、地域産業活性化の契機とすべく森林認証の取り組みを推進してきました。

これまで、町有林477ヘクタールが森林認証林として認証されるとともに、2015年3月には林野庁から森林認証の普及促進に向けたモデル地域として全国3カ所のうちの1カ所に選定され、社会的にも注目を集めました。

さらに、2016年3月に町内の木材関連17事業者が、森林認証材を取り扱うことのできる事業者としての認定を受け、東京オリンピックへ向けた木材供給の基盤を整えつつあります。

また、当オリンピックは、「復興オリンピック」として、東日本大震災から復興した姿を日本・世界へ発信するとともに、被災地の木材活用も視野に関連施設の建設準備が進められています。

当地域の森林認証木材が、オリンピック施設に使用していただくことにより、南会津産木材の安全性の証明と地域力の発信による、風評被害の払拭・復興へと寄与することも期待できます。

以上のことから、

- ①東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を図ること。
- ②南会津町産森林認証木材の安全性を社会全体に発信すること。

この2点について、本議会で採択していただき、オリンピック関係機関並びに政府機関に対して意見書の提出をお願いするものがございます。

なお、オリンピック関係機関並びに政府機関への提出先は次のとおりでございます。1番から6番目まででございます。1つ、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣。2番目、東京都知事、小池百合子殿。3番目、農林水産大臣。4番目、林野庁長官。5番目、環境大臣。6番目、復興大臣宛てでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

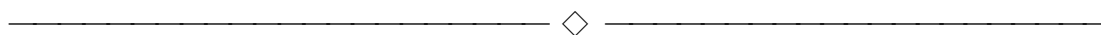
〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付しました請願文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。

また、第3回定例会以後本日までに受理した要望書については、お手元に配付しました要望文書表のとおりです。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は、12月14日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

平成28年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成28年12月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 7番 大桃英樹 議員
- 11番 山内政 議員
- 4番 渡部訓正 議員
- 2番 森秀一 議員
- 16番 星登志一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 貝田美郎 議員 | 2番 森秀一 議員 |
| 3番 丸山陽子 議員 | 4番 渡部訓正 議員 |
| 5番 室井英雄 議員 | 6番 湯田良一 議員 |
| 7番 大桃英樹 議員 | 8番 湯田賢太郎 議員 |
| 9番 湯田哲 議員 | 10番 楠正次 議員 |
| 11番 山内政 議員 | 12番 高野精一 議員 |
| 13番 星光久 議員 | 14番 菅家幸弘 議員 |
| 16番 星登志一 議員 | 17番 室井嘉吉 議員 |
| 18番 五十嵐司 議員 | |

欠席議員 (1名)

- 15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
穴戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君の登壇を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 皆さん、おはようございます。

いよいよ雪が降りました。これから長い冬を迎えますが、来年度新年度に向けて、いかにこの冬にいい考えやアイデアを創出できるか、これによって未来が変わってくるんじゃないかなと思っています。そんな意味で、これから2日間行われる一般質問が内容の濃いものになることをお願いいたしまして、一般質問を開始したいと思います。

私の質問は、大きく2点でございます。

1点目は、農業を次の世代につなぐためにというテーマで、農業の担い手育成について質問させていただきます。

また2点目は、来春乗り入れ決定しております東武新型特急に係る観光事業の活性化について質問を行いたいと思います。

まず1点目でございます。農林業の実態や状況を示す2015年農林業センサスによりますと、南会津町の農業就業者数は1,152人となっており、そのうちふだんの生業、なりわいとしている人口、基幹的農業従事者数は1,033人となっております。このうち65歳未満の数は273人であり、7割を超える方が65歳以上の年齢であるということがわかっております。

南会津町の将来を考えたとき、農業は持続可能性のある産業であること、また国土の保全という視点で土地利用を考えた場合、農業に携わる人材を確保していくことが私たちにとって非常に重要であるというようなことから、以下について質問させていただきます。

1つ目、担い手の確保、ふやすことを目的に、町では国が実施する総合支援事業とあわせて新規就農者に対する支援を実施しておりますが、特に米については大規模化が進んでおり、ト

ラクターやコンバイン、大型乾燥機など、初期投資に係る費用負担が大きくなっております。新規就農者に対する初期投資や設備等に対する支援の考えがあるか、伺いたいと思います。

2つ目でございます。農業従事者を確保するためには、子供のときに農業体験を通して農業の魅力、喜びを感じることも必要と考えております。かつて小学校では、田んぼや畑で米や野菜を育て、毎年子供たちも田植えや稲刈りなど共同作業を通し、収穫の喜びを分かち合っておりました。しかし、昨今は学校でもましてや家でも、そして地域でも農業に触れられる機会が大変減少しております。

そこで、地区単位で農地利用等担い手育成について課題を共有し、少しでも子供たちに農業を体験してもらうために、地区、集落単位で農業体験できる機会を創出してはどうかと考えております。

地域にとっても、圃場維持、耕作放棄地解消は大きな課題です。地域単位で農をつないでいく考えが必要と考えますが、集落応援交付金を活用して農業体験を推進する考えがあるか、伺いたいと思います。

3番目、現在一方私たち大人も農業から非常に離れている、そういうことがいえるかと思えます。田島地域にある地場産品展示販売施設であるまの駅、こちらでは昨年度売上げが1億4,000万円を突破するなど、年々売上げが増加しております。これは、いわゆる三ちゃん農業のうち担い手の一極であるかあちゃん、つまり主婦層の力によるものが大きいと思われまます。このことから、日本の農村の農業にとって担い手は多種多様である、このことに価値があるというような観点から、つまり農業、農場を集約化して大規模化していく一方で、暮らしや日々のなりわい、活動、生きがいといかに密接に農業をつなげていくか、そのことが地域の魅力や価値を高めていくことにつながると考えております。

このようなことから、館岩地域で実施しております市民農園会津高原ふれあい農園は、個人と農業、家庭と農業、そして小さなグループと農業をつなぐ手段として有効と考えます。特に田島地域では暮らしと農業が離れていると非常に感じることから、田島地域に市民農園を設置し、農業に触れ、学べる機会を創出してはどうか、伺いたいと思います。

次に、大きな2点目でございます。来春の東武鉄道新型特急乗り入れまで残り数カ月となりました。新型特急乗り入れは、来年度の本町の観光産業にとってたくさんの観光客を受け入れ、そして当町を知っていただく大きなチャンスです。また、東武鉄道では去る12月1日に日光鬼怒川線のS L運行を発表いたしました。これまで非常に難しいとされてきたものが一気に風向きがかわってきたといえようかと思えます。さらに将来的には福島県まで運行し、震災復興に

寄与したいんだというような意思をマスコミで発表されております。このことから以下について質問いたします。

1つ目、新型特急乗り入れに際し、実施予定の事業について伺います。

2番目、観光事業を振興させるためには、地域住民の機運を高めることも非常に大事だと考えます。町商工会や地域住民と連携した事業の予定があるか、伺います。

そして最後3番目でございますが、新型特急に乗り多くのトンネルを抜け、南会津町に来られる来訪者にとって、初めて目に入る風景は特別なものになり、印象の強いものになると考えます。特急が走る沿線の環境整備、耕作放棄地を利用した花の植栽など、活性化の考えがあるか、伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業を次代に繋ぐための第1点目ではありますが、稲作新規就農者に対する初期投資や設備投資等に対する支援の考えはとのおただしではありますが、確かに今現状私たちのこのような地域、日本全体にもいえますけれども、農村型の農業というものは高齢化、そして後継者不足という現状にあります。そういう中で、どのように農業といたしますか、私たちのこの地域の基本的な農業を維持していくか、将来につなげていくかと、非常に大きな大切な課題であると、私はそのようにも思っています。

ご承知のように、本町では当地方の立地条件に合った収益性の高い園芸作物を町の重点振興作物に位置づけまして、栽培に必要な設備や苗代等の助成を行っている。またそのほか国・県の農業振興事業とあわせながら、農業の振興を図っているところであります。

さきの一般行政報告でもありましたとおり、南郷トマトが目標の10億円を達成することができました。今後の生産拡大に大きなはずみとなるものと、そのように考えております。

おただしにありますが稲作の地域就農者に対する町の支援につきましては、これまで国の経営安定化対策に対する営農指導や資金の借り入れなど、主に農業経営に対する支援を行ってまいりました。さらには農家がどのような経営を目指し、どのような農業機械を求めておられるのか、個別に聞き取りを行いながら、事業展開が図れるよう対応をしてきたところであります。私としましては、集約的な農業、収益性の高い農業とそれから比較的面積を必要とする稲作とか、そのようなものの組み合わせが、いずれ私たちのこの地域に農業の構造的な対策としてしていくことが大事だと、私はそのように考えています。

町といたしましては、土地利用型作物のかなめとなる稲作は、大変重要な作物であると認識しておりますので、今後も新規就農者も含めた担い手の方々が安心して耕作できる体制を農家と話し合いながら、そしてまた現状を国のほうへしっかり伝えて、そして要望活動をしながら構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目であります。地域単位で農業を継いでいくために集落応援交付金を活用して農業体験を推進する考えはとのおただしであります。議員お考えのように、子供のころから農業に親しむため、農作業の体験などを通して食のすばらしさや農村の豊かな環境、文化に触れることは大切なことであると、このように考えています。現在本町における子供たちの農業体験について、保育所や学校などで田植えや稲刈り等を実施しておりますが、今後学校教育や社会教育の現場において積極的に農業体験に取り組める体制を、教育委員会などと相談しながら事業展開を検討してまいりたいと考えております。1つに郷土を知る、そして郷土を愛する教育であると、そのように考えております。

また、議員おただしのように、地域単位で農業を継いでいくことは大切であると認識しておりますし、ただ集落応援交付金、これにつきましては地域の自主的かつ主体的な取り組みを応援するための制度であると、そのように考えておりますので、実施する事業や対象者は地域の地区の意思を尊重してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に3点目ですが、田島地域に市民農園を設置し、農業に触れ、学べる機会を創出しはどうかとのおただしであります。ご承知のよういわゆる市民農園といわれるものは、都市住民の方々がレクリエーション的に自家用野菜や花などを栽培したり、高齢者の方々の生きがいつくりなどが主な目的であると、そのように利用されていることが多いと、そのようにも思います。

おただしにありました町民の農業に触れ、学べる機会の創出については、本町では典型的な農山村地域であり、日常的にも農に触れる素材がたくさんあると、そのようにも理解しております。したがって、あえて市民農園を町が設置して町民の農に触れる機会を創出するということは、現在考えておりません。しかし、田島地区、確かに住宅地も多いことでもありますので、そういう意味では民間の皆さんにそういうことを促しながら、民間の活力の中でお互い同士の話し合いの中でそれらを実行していく、そういうことも必要かなと、そういうことを町がいろいろ提案するということはいいことかなと、そのようにも考えております。

議員おただしのように、特に子供のころから農業体験などは大変重要であると思っておりますので、

現在行われている保育所や幼稚園、学校現場における農業体験等を今後も積極的に取り組んでいけるよう、関係機関、団体と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。また、学べる機会の創出については、生涯学習関連事業の出前講座等の中で対応が可能と、そのように思われますので、担当部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、新型特急乗り入れを観光産業振興の起爆剤にとの1点目ではありますが、新型特急の乗り入れに際し、実施予定の事業はとのおただしではありますが、現在までに首都圏からの誘客、会津地方から首都圏への送客、会津田島駅周辺の魅力向上の3つの柱を掲げまして、関連事業の検討を重ねております。既に、新型特急乗り入れの準備として歓迎ムードを高めるための商店街へのバナー掲出や告知チラシの配布などを実施しているところであります。

首都圏からの誘客につきましては、本町の課題である二次交通対策事業や、会津田島駅を発着とした町の魅力が詰まったバスツアーの実施、町が力を入れる教育旅行誘致事業での鉄道利用促進など、鉄道利用を見据えた事業内容となるよう計画しているところであります。会津地方から首都圏への送客では、会津鉄道と連携した町民号の運行などの利用促進事業を計画しているところであります。

会津田島駅周辺の魅力向上では、町なかにぎわい創出拠点事業により、中心市街地の町なか整備の検討、町なか観光案内人の人材育成、町なか散策マップの作成などを計画しております。

さらに、これらの取り組みにあわせまして首都圏や東武鉄道沿線の地域を中心に、観光誘客キャラバンを実施するとともに、テレビコマーシャルなどでプロモーションを行いながら、具体的な情報の発信により観光誘客に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目であります。観光産業を振興させるため、地域住民と連携した事業の予定はとのおただしではありますが、観光振興を進めるには地域住民や商工会、観光物産協会、会津地方振興局などの関係団体が連携しまして、一丸となった取り組みが進められることが大変重要であると、そのように考えております。

そのためには、地域住民の機運を高めることが欠かせないために、町では広報紙やホームページ、SNS、チラシ、横断幕等で情報発信を行い、また商工会では会津田島駅周辺の中心市街地の街灯に特急乗り入れのバナーを設置するなど、町民の機運を高める取り組みを行っております。

そのほかにも、今回の新型特急乗り入れを契機に、農林業、商工業、交通事業者、それから

宿泊事業者など観光産業にかかわる多様な関係者との連携を進めておまして、町の将来を担う若者の視点で、南会津町の観光の未来を描くため、若者による観光地域づくり事業を実施しているところであります。観光産業を振興させるためには、地域を巻き込んだ観光誘客の仕組みづくりが必要不可欠であります。今後とも関係者との議論を重ねてまいりたいと、そのように考えております。

また、特にこのような活動といいますのは、民間の意識が非常に大事であると思いますので、民間の意識、皆さん方に理解いただけるように、町としても積極的にかかわり、そして連携し、PRしながら、これらに対してのしっかりした対応をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に3点目ですが、新型特急が走る沿線の環境美化についてのおただしであります。現在鉄道沿線の荒海地区区長会や田部原地区、長野地区では、地域の活力を生かした沿線の景観整備を計画していただいております。これらの取り組みは、会津鉄道の各駅周辺の環境整備や花壇整備のほか、車窓からの景観整備として桜やツツジ、アジサイの植栽など、それぞれの地域の特色を生かした計画となっております。引き続き町は活動を後押ししながら、計画が実行に移せるよう関係機関と議論を重ねていきたいと考えております。これらにつきましては、時間も必要だと思いますし、そしてまた継続、これも大事だと思います。

そして、基本的にはこれらのことを通じて町が将来のまちづくりに非常に有意義なものと考えておりますので、全町を挙げてこのような機運を高めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、再質問をこちらからさせていただきたいと思っております。

1点目の農業振興、担い手育成に関して、私も4代になって学生とか小さいころというのは農業はこれから可能性はないよというようなことを、ずっと親からも直接そういった言葉をいただいたこともありましたし、いかに現金化するかということサラリーマンとしてやっていくかということに目が行ってました。しかしながら、やはり震災以降、地域との暮らしという部分で非常に考えるようになりました。議員になってからもまさにそうです。

そんな中で、農林業センサスの数等を見ると、やはり危機感を持ってやらないとまずいのではないかと思いを新たにしています。また、地元の田部地区、今住んでいる私の田部地区では、

今耕地整理が進んでおりまして、2年後には集約化して行うというようなことを現実に聞きますと、じゃどうやって手を打っていったらいいんだと。長年皆さん行政経験者であったり、政治家の皆さん、やってこられたかと思うんですけども、やはり特化してやっていかないと難しいのではないかと、それぐらい我々今までサラリーマンを例えばやってきた人間が、農業に向かうという場合には、資本であるとか、資本というのはお金という意味と、それと設備という部分でないと非常に厳しいなと思っています。

そんな中から、危機感を持った中でどれぐらいのスパンでやっていくのかという部分が非常に大事だと思います。今ほど町長からはおおむねこれから検討していくと、もちろん認識も共有しているものと理解しました。しかしながら、やはり時間を制限してしっかり計画して実行していくということが非常に必要なと思います。先日、県の調査の中では、新規就農者はことし、去年の5月1日からことしの5月までに関しては、新規農業者がふえているような実績もあるようです。そんな中で、やはり計画的にしっかり集約化した農業をつないでいくためには、役場が率先してやっていく必要があるかと思うんですが、町長、まずこの認識について、同じかということを確認させてください。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、農業につきましては、私どものこの地域にとって基本的な産業であります。そうした中で、現状を踏まえた中での本当に待ったなしの状況にあると、そのような認識は私も思っています。ただ、いろいろ国の情勢の中で農業の施策、大きな動きがあるのかなと、そのようにも感じますし、世界的な情勢も踏まえた中で、中山間といえども私どもの農業も考えていかなければならない。

そうした中で、1つは私は田部地区で今度区画整理が始まりますけれども、やはり田島地区において東部地区において、特にその意識が今後必要になるだろうと私は思います。ですから、町全体と考えましても、やはり国の情勢、世界の情勢をしっかり踏まえた中での今後の農業の対策というものは私どもに求められるものでありますし、これは将来を見据えた対策を今からしっかりやっていかなければ手おくれになると、そのようにも認識しております。そうした中で、しっかり地域の皆さんと話をしながら、当然その関係者は多くいらっしゃいますしね、ですから、構造的な改革もしなければならぬので、町としてはその理解をしてもらうためのいろんな手段を講じながら、町としての対策を考えていきたい。そして皆さんにも理解していただくよう努めていきたいと考えています。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私のほうでは、1番目としては、新規就農者に対してその設備投資だったり機械の投資に関して補助金というような考えを提示させていただきました。あえてこれが一つの選択肢であるかもしれません。しかしながら、例えば西部地域のようにライスセンターをつくることによって、例えば乾燥機だとかコンバインというものを集約的に減らしていきましようというようなことも考えられるかと思うんですけれども、しかしながらやはり地域を見渡してみますと、田島地域に関しては農場も広いということもありまして、ライスセンター、例えば田島地域で1つと言っても相当なパワーが必要かなと思っています。その手前のところで、まずは新規就農者として青年が農業者として育っていくような環境をつくるために、新規就農者に対して認定農業者になっていくことの条件等があるかと思いますが、そういった意味で、効果的ではないかなと思うんですけれども、それについての考えを伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

先ほど町長も答弁いたしましたとおり、本町で二本立てといたしますか、集約型の作物とそれはいわゆる南郷トマトであったりアスパラであったり果樹であったりとそういう余り面積がなくて収益が上がる作物。もう一方では、やはり本町で一番面積が多いのは何といたっても土地利用型の稲作でありますので、今後この稲作を充実していかななくてはならないということは、我々も認識しております。

先ほど町長答弁がありましたとおり、田部の圃場整備がいよいよことしから始まりますので、田島地域の一つのモデル的になるような、そういう圃場整備になってほしいなというふうに我々は願いをしております。ですから、この田部で成功すれば、次は隣の長野ですとか永田ですとか、恐らくそういう波及効果があるんじゃないかと。その中であわせて当然圃場整備すれば担い手もふえますので、その中で当然集約をして、大規模化をするにはライスセンターが当然必要になると思います。ですから、ライスセンターも現在JAとか関係者で検討はしておりますが、議員おっしゃられるとおり、田島で1つというのもなかなか容易でないんで、ある程度分散して永田に1つとかあるいは塩江に1つとか荒海に1つとか、そういう議論を関係者と交えてしているところでございますので、それぞれ応援をいただければと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 特に私が住んでいる田部地区でそういったことがあったので、私も注

目するようになったんですけれども、やはり地区単位で考えることも必要ですが、じゃ次と考
えていくと、どうしても限界が見える。私も42歳ですけれども、同年代でこれを機に田部地区
で田んぼをやってみようかなと思う人もいますが、やはり家族の全体の財産がなかったりとか、
勤めの関係もあったりして、やはり出発しようにもできないというようなことがございました。
そういった相談も受けたことから、こういった質問に至ったわけですが、やはりそうい
った集約化のきっかけとして耕地整理とかライスセンターとかになると思います。段階を踏ん
でいく上では、今回のこの耕地整理というものをいかに継続可能にしていくか。町としても当
然圃場整備という意味では集約化していく方向であろうかと思しますので、ぜひご検討いた
だきたいと思えます。

また、ライスセンターについてですけれども、先ほど具体的に田島ではやはり1カ所では無
理だというようなことがありました。こういったことを検討する機会といいますか機関とい
いますか、そういった農業者が集まって田島地域の稲作に関して検討する機関というの
はあるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今のところ、ライスセンターにつきましては、まだ構想の段階でありますので、一応役場を
中心に今JAとかあるいは県とか集まって相談している程度でございますが、これがある程度
素案の段階になりましたら、当然農家の方々の意向を聞いて合意形成を図りながら進めてまい
りたいというふうに考えておりますので、今のところはそういう意見を集約したり交換したり、
そういう機関は今のところございません。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 こうやって私たち議員としても、一般質問に出すことで議論が起こる
ということは非常に期待しております。問題意識を共有する、そして議論起こしてじゃどうす
るんだと。やはりせっぱ詰まっている、確かにJAが統合したり合併して10年だとか、なかな
か話を出せない期間ってあるかと思うんですけれども、今のこの時期を好機と捉えて、ぜひ
そういった組織を編制して機運を高めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう
か。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

やはりライスセンターを設置するとなりますと、かなり大事業でございますから、当然これ
はしっかりと組織をつくりながら農家と合意形成を図っていかなくてはならないと考えて

おります。ですから、その時期はちょっと今のところまだ見通しは立ちませんが、当然そういう意見を交換したりまとめる組織、これらについて今後検討していきたいなというふうを考えております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひそのように進めていただきたい。

あと、先ほどもこれを田部地区の圃場整備を機会にというようなお話がありました。やはりそういった部分でいうと、田部地区だけの問題じゃないんだよというような意識の提示が必要だと思います。確かに広報等でお知らせという適期にはこういったことはありますとかいうお知らせ上あろうかと思うんですけども、いかに皆さんに近づけた形で我がこととして受けとめられるようなPRの仕方というのが非常に大事になってこようかと思っておりますので、その方法についてお考えがあるか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

やはり田部の圃場整備につきましては、結構町民の方々も注目しておりますので、今のところまだ測量調査とかの段階で、面的工事はまだ入りませんが、ある程度面的工事とかそういうものに入りましたら、やはり町民の方々にも広報等でPRをして、現実を理解していただくのも大きな振興策になるかと思っておりますので、今後そのようなことで広報等で対応してまいりたいと考えております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ推進していただきたいと思っております。

いかに農業から一回離れた層をもう一回戻していくかということが、例えばこの地域で生まれ育って死んでいくまでの過程で、充実させていくかに大きくかかわっていると考えております。例えば私たち田部地区でも農地・水の関係で子供たちに田んぼづくりをやらせていただいております。田んぼの学校、田部地区の保全環境組合として田んぼの学校という看板を立てて、この田んぼは子供たちでつくっていますということで、2カ年経験させていただきました。子供たち、特に小さい子は大喜びで田植え、泥んこになって行いました。保育所の子もやりました。おもしろいのは、もともとある田部の皆さんもそうなんですけれども、それ以外の我々のように新しく入居した地区の皆さんがやはり地域とのつながりってなかなかないので、そういったことをやると非常に興味を持って集まってくださるということに興味を私は持ちました。ぜひそのような形で地域でその地で生まれ育つという部分で農業を使うというようなことを実

実践していただきたく、2つ目の質問をしたわけです。

答弁の中では、教育の分野でというようなことはありましたが、私の視点としてはやっぱり、先ほどから何度も申し上げて申しわけないんですけども、田部地区でということがあったものですから、そういった経験上、地域単位で考えるためにも、そして子供たちだけじゃなくて、我々サラリーマンとして生計を立てている大人、特に製造業にかかわっている大人というのが、田部、田部原、長野地区では多いようです、大きな工場がございますので。そうしますとやはり時間で縛られた仕事ばかりで、例えば共同作業として地域のためにとか地域を保全するためにとりという考え方から少し離れていて、少しそういうことに関心がなくて、それは農業をやっている人だけのことでしょうというような考えになっているような気がします。

そういったことから、ぜひ大人と子供と一緒にやれるという部分では、学校だけではなくて、地域全体で共有していく、実践していくという考え方が必要かと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

基本的には私もそうだと思いますけれども、ただ、今の状況を見ますと、ちょっといろいろな危惧がございますが、子供の土日の活動といいますか、もう全然しないんですね、ですから地域で触れ合うというよりも、スポ少とか夏場はそういうことが多いし、ですから、その理解はむしろ子供というよりも、やっぱり周囲の指導者というか親御さんとか、そういう方たちの理解も必要だと思うんですよ。

当然本当に食というものは命に直接つながるものだと思いますから、本当に大事なことだと思いますし、そういう意味で、先ほど教育を絡めたそのような町としての対応、教育委員会も入ってもらって、そして学校教育の中でもそういうことをやはり今の現状ですとしっかり伝えていく必要があるのかなと、そういう思いで申し上げましたけれども、いろいろなそれぞれの立場もございます。そうした中で、皆さん方の全体的な理解が必要だという状況にありますので、そのことも含めて、今後町としてもそれらの検討をしていければと、そのように考えています。非常に大事なことだとは思いますが。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今ほどスポ少、結局我々も親として今携わっておりますけれども、過剰であると言わざるを得ないと思っております。これを継続していった何が残るのかなというところ、結局地域から離れていく子供たちを育てているということに、もう皆さん大体気づかれて

きています。しかしながら、やはり進んでいるものをとめるというのは非常に大変です。だからこのようにして議論を起こしていくことが非常に必要だというふうに思います。

ぜひこの時間では、スポ少に関しては話す場面ではございませんので、ぜひ教育委員会としてもそのようなこと、文科省の縛りがきつい中でいかに、特に学校というのは地域とつながっている、地域の拠点であるという考えのもと、そういった地域に足を伸ばして畑であるとか田んぼに行ってみる、地域の人とかかわるということを十分認識はされていると思いますが、なお、改めてぜひ教育委員会等でもお話し合いたいと思います。

そして3点目ですけれども、館岩地域にある市民農園、これについては、もちろん今までの考えのように住民と農業をもう一回つなげるという部分はあるんですけれども、最終的にどこに、その先があると思っています。それは2番目の大きな質問である東武鉄道が来年は新型特急、そしていずれはSL、南会津にどんどん人が来る、そういったときに南会津全体を通してみますと、尾瀬があつて只見のブナ林があつて、大内宿とか景観を考えた地域づくりをしている下郷町がある。そのときに農のなりわいを伝えるような地域になったらどうかなと思っています。

特に、田島地域でいうと、中荒井ですとか、あと田部、田部原の水無川流域、ああいったところに大きな農地がございます。現在だとほぼソバを作付しているかと思いますが、いずれこれについてもなかなか1人で集約している方とか、非常に大きな規模でやっていらっしゃるのでも維持って考えると、非常にもったいないような気がします。四季折々を通じて、冬は無理ですが、農場を設置して、電車で来た方、SLで来た方がバスで農地まで行って、川を見て山を見て、そして農地を見て、ここではこういう作物が育ってきて、南会津町はこういう地域ですよというようなことを理解してもらうためにも、そしてことし10億を突破したトマト、そして何とか維持しようと頑張っているアスパラとか花卉とか、そういったものを自然の中で触れ合うことができれば非常に南会津町の魅力を伝える機会になるかなと思います。

そういった意味で、市民農園ということもあるんですけれども、いきなり観光というと非常にハードルが高いなと思います。そんなことから、市民農園というような提案をさせていただきました。ぜひ体験農業ができるような施設、そして機関、要は人、人材も必要でしょう、あと設備も必要でしょう、そういったこと。今この質問の中では、市民農園ということで発言させていただきましたが、例えば観光も視野に入れた農園、体験農園の整備について考えがあるか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、我が町は教育旅行を重点施策ということで、全町挙げて特に館岩地区ですと埼玉の子供たちが全員来るということで、春、夏、そういった教育旅行の受け入れの中に、いわゆる農業体験を入れております。さらにその埼玉の受け入れ以外にでも、みなみやま観光を中心に教育旅行の中で、いわゆる農業体験ですね、農家の皆さんのほうにお預けをして、実際に農業体験していただく、そういったことが逆に学校側の好評といたしますか、南会津町に訪れる教育旅行の中身が農業体験ができるということが効果を得ているというふうに捉えておりますので、全般にわたりましてそういった、今まで育ててきたものを実際にやったものを、いかに今後充実させていくかということが今当面の課題だというふうに思っております。

そこで、その一環でございますが、いわゆる観光農業、特急電車で訪れて、いきなりくわを持ってトラクターを持ってという話にはならないので、いわゆる収穫の喜びであったり、あるいは植えつけの喜びであったり、そういった体験型の観光農業の受け皿をどうするかということで、今さまざまな検討をしております。

そういった意味で、主に西部地区に行けば、トマトのもぎとりとかアスパラの収穫とかあるわけでございます。秋にはリンゴとか果樹があります。そういった意味で教育旅行の受け入れ団体の連携の中で、そういうさらに充実させるためのいわゆる観光農業のあり方について、どうすれば現実的に定着できる可能性があるのかということに検討を加えてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひこれについても精査していただきたいなと思うんですけれども、今回特急乗り入れということがあって、機運としては少し盛り上がったんですけれども、これに対して懐疑的な考え方もあるんだと思うんです。果たして特急だけで人が来るんですか。時間がなかなか短くならないところで、果たして来るんですか。あと、観光資源としてなかなか田島で街回りと言っても、東京から来てどうなんだろうというところ、まだ本腰入れられていない自分自身もいるんですけれども、そういった意味で、やはり何か核をつくっていくしかないなと思います。その役割はやはり土地利用という部分も含めるので、農業を絡めたところであれば、ぜひそういった観光農園の設置について検討いただきたいなと思います。

これはすぐには進まないお話ではあると思いますが、しかしながら、12月1日に東武のほうでS Lの運行について非常に前向きな発言をされました。これについては、何か情報があるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 今ほど議員からご質問がありましたが、私どものほうでも下野新聞に載っていた記事、こちらのほうを情報提供をいただきまして、東武鉄道のS L、これについて社長のコメントとして、解決すべき課題は大きい、被災地である福島のほうに観光振興を図りたいと、こういうふうな本当にありがたい情報として受け取ったところでございます。この新聞情報を目にするまでは、課題が多くて、S Lというのは難しいんだろうと思っていましたが、ここで驚きの情報として捉えております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 すみません、大きな2番目の質問にも行っております。情報としては新聞報道だけではございますが、これは社長本人がおっしゃったということですから、非常に前向きに検討されているんだろうなと。また震災復興まで視野に入れているということは、だから会津若松方面までしっかり通すんだぞというようなことを視野に入れていらっしゃるだろうと推察しているところでございます。

そんな中で、我々にとっては非常にラッキーだった、幸運である、それはやはり先ほど申しましたように、新型特急だけで人が来るのかという部分に関しては、これは実践の場、どんどん実践できるんじゃないか、チャレンジできるんじゃないかと思います。新型特急は、毎年どこかでは走るんですね。そのブームが去ればなくなってしまう。しかしながら、次はS Lもあるんだよと考えると、人が来る可能性というのが、交流人口がふえる可能性というのは非常に広がると思います。まして、観光産業を地域全体で考えるとですね、果たして新型特急で西部地域まで効果があるんでしょうかという懐疑的な考え方もあろうと思います。

しかしながら、S Lも来るんだよとなれば、少し長いスパンを置いて、腰を据えて観光産業を育成することができるような機運が高まるのではないかなと予想しております。そういったことから、ぜひ今回の特急乗り入れに関しましては、チャレンジしていただきたいなと思っております。しかしながら、新年度という年度単位のやはり役場としては事業をそのように進めなくてはならないものですから、なかなか決定的なというか、具体的な事業名等が余り出なかったわけですが先ほどの答弁からは。受け入れ、例えば5月連休ごろだよとして、今から取り組むこと、機運を高めるために事業として先ほどおもてなしの講座をやるとか、少しあったかと思いますが、具体的な事業として今年度から取り組む事業についてお示しいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 それでは、総合政策課のほうで考えている事業についてお話を申し上げたいと思います。

当然予算要求の段階でございまして、これから査定が残っておりますので、その結果は出ておりません。そのことを踏まえてお聞きいただきたいと思います。

まず、総合政策課のほうの事業としては、多分来年4月というふうに内々の情報では聞いておりますが、一番列車の受け入れ、それから出発、これに伴う関係のセレモニー、お祝いのセレモニーを担当課としては構築しているところでございます。

それから2つ目として、沿線の環境美化、これについては町が全て段取りをしてということではなかなか難しいということから、沿線の行政区長さんのほうに相談をしながら、可能なところから実施いただきたいということで、金銭的な支援も含めて今検討をしている段階でございます。

以上2つが総合政策課のもので、あとそのほかには二次交通の例えばバス路線の調整だったり、それからもっと広く言えば会津地方との連携の中で誘客、さらには送客、そういった部分を担当課として所管しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 私のほうからは、観光誘客、送客についてご説明申し上げたいと思います。

今現在3部門、先ほど町長から話があったような部門で、観光協会には特に観光PRとキャラバンに力を入れてもらおうと。あと、商工会には、来たお客さんのおもてなしを重点にやっってもらおうと。あと、みなみやま観光を初めとした三セクの業者については、受け入れ体制の整備をやってもらおうと、こういうことで各役割の分担をしまして、いろんな事業、どういふことができるかということで検討させてもらいました。

1つとしましては、先ほど議員がおただしのおり、駅におりたら、もうそこからどうやっていくのかということがありましたものですから、特に二次交通対策を万全を期そうということで、今考えていますのは、バスで管内を回れるような観光巡回バスの運行、あと今までタクシープランもやっていたわけですが、なかなかお客さんもどこが見どころだというのはわかりませんので、それらを50ぐらいモデルコースをつくりながら、巡回してもらうようなフリープランを提供していこうと。あともう一つが家族連れ、どうしてもタクシーで回りたいくない、車で回れないかという声も多々ありましたものですから、レンタカーを利用した巡回も計画していこうということで、そういった3本建てで二次交通対策をやっていこうという考えでおりま

す。

あともう一つ、特急とはちょっと離れますが、大型のトラックを利用したラッピング、これをことしから導入しようということで、今計画しております、走る宣伝車といいますか、そちらのほうにも力を入れて南会津のよいところを車で発信できないかということで、今検討しているところでございます。

それとあわせて、いろんな誘客の事業を展開していると。あともう一つ、ことし今すぐやるという考えでおりますのは、南会津地方4町村で組織しています着地型推進協議会がございいます。その中でも田島駅にカウントボード、オリンピックあたりだとだんだん数字が減ってくるのがあるかと思いますが、それらを設置しまして、町民に目で、その意識づけをしていこうということで、まだ決定日が決まりませんので、決定日が決まり次第、田島駅に設置してやっていこうと。

あと、ちょっと話し合いの最中ではおりますが、もっと盛り上げるために、ちょっとした集會みたいなのを開いて、機運を盛り上げたらどうだという声もありますので、そちらのどういう形でできるか、検討に入って町民挙げての一番列車をお迎えできればなということで考えております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私が質問したのは、今年度から今からすぐ取りかかるもの、準備が必要ですよねといった意味で、今年度から既に実施しているものであったり重点を入れてやっていることについて伺いましたが、ご丁寧に来年度の今検討をしているもの、また予想されるものについても紹介いただきましてありがとうございました。

そんな中で、商工会であるとか観光物産協会の主体的な取り組み、観光業、交流人口がふえることでお金が落ちる。そこで受益者となるわけですけれども、そういった方の主体的な取り組みが非常に重要だと思っております。

そういった意味で、例えば商工会、あと町観光協会、観光物産協会等で主体的に今考えている戦略とか、町に相談があることとか、そういったものがあるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申します。

戦略的には先ほどお答え申し上げましたように、観光協会の主となる動きとしましては、首都圏に行つてのキャラバンと、あと雑誌にいろいろなものに掲載しまして、南会津の知名度を高めると、そういったソフト的なものを中心にやっていただくということで、今検討しています。

あと、先ほど答弁にありましたように、観光地域づくりということで、今観光DMOの検討をやっています。いろんな方との話し合いをやっているという内容であります。その中で、今40以下の方、農業をやっている方とか林業をやっている方とか商業に携わっている方、いろんな方で30名ぐらいで構成しております、今現在ですね、今現状の南会津の課題は何だと、南会津の観光資源って何だと、地域の特性はどうなんだと、課題はどうだということ踏まえて、今後どうやっていったら観光交流人口の増大につながっていくんだということで、今検討を進めておるところであります。

まだ来年もこの検討は続ける予定なんですが、来年2月には中間発表ということで、皆さんにお知らせしていこうと、その中で次年度にできるものを、その中からピックアップしながら、観光誘客につなげていこうというような考えに立っております。

商工会につきましても、先ほど言いましたように、来たお客さんのおもてなしというのを重点に考えておりますので、そういったものを中心にやっていこうと。特にいろんな観光客にも言われるんですが、南会津らしいワンコインで買えるお土産はないですかということも言われております。ですので、子供さん向けで、ワンコインでもできるようなお土産も、ちょっと商工会の中で議論を深めていただきたい。あと本当に料理も店独自の提供できるようなものも考えていただきたいということで、おもてなしを中心にした協議を今後も進めていきたいという考えに立っておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 話し合いの機会とかお土産物を検討するとか、そういったこともすごく大事だと思っております。ぜひ町民の皆さんにしっかり投げかけていただいて、その主体的な取り組みにつながるようなバックアップをお願いしたいと思います。

1つ伺いたいことなんですけれども、街中活性という部分です。商店街ということ考えた場合、位置づけとして特急乗り入れであるとか、交流人口の増加という部分に関して、それは商店街の活性化の位置づけというのはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

この市街地活性化をどうするんだということで、今商工業に携わっている方、30名、この方とワークショップ方式で、地域の課題、あと南会津では何が必要かということで議論はしているところでございます。ですが、なかなかいい名案といいますか、対策は見えてこないのが現実でございます。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ楽しい商店街を、289のバイパスがもう着々と進んでいるようですので、ぜひこちらは車が必要ないような、歩いて回れるような、楽しめるようなまちづくりというのを検討していくべきだと考えています。

そんな中で、やはり懸案になるのは、あいている商店とか店舗があるけれども、貸し出してくれないという不動産の問題があるかと思いますが、現状としてやはり貸し手としてはなかなか貸してくれないような状況があるのかなのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今現在、市街地には14店舗が空き家でございます。ほとんどが底地と建物所有者が違うというのが現状でございます。底地がAさんで建物がBさんという建物が多いというのが実態でございます。建物は窮屈な中にひしめき合っているというのが現状で、駐車場もないということもありまして、商工観光課の中でも空き店舗を活用していただくということで、そういった補助金も計画をしているんですが、なかなかマッチングしていないというのが現状でございます。そういった利用促進が図れるように、ちょっと今の制度を見直ししながら利用しやすい対策は講じていきたいなということで今考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 やはり貸してくれなければ活性化しようにもしようがない。これは問題があることに関して、空き家条例等そういったところの変更というのを考えていらっしゃるのか、伺います。

結局 mismatch が必ず起こってしまう。その所有の問題で底地と建物が違うとか、例えばそこに住んでいらっしゃるとかトイレは中だよとか、いろんな問題がある中で、貸し出しを促進するようなこと、空き家条例とかそういった空き家バンクの中で考えておられる事業があるのか、伺いたいと思います。新年度に向けてということでも結構です。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 空き店舗の絡みで空き家関連でのご質問でございますが、町のほうで今空き家バンクという制度を動かしております。この中で居住地を含めた物件に対して、貸してもいいよというようなものがあれば、受け付けをしておりますので、店舗住居一体型のようなものであれば、空き家対策の中でPRできるのかなと思いますので、物件を掘り起こしながら可能なものは空き家バンクのほうに登録をして、積極的に活用してもらおうというの

が目指すべき方向性なのかなというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ促進していかないと、これもやっぱり担い手がなくなるようなお話になってしまって、まして今住んでいらっしゃる方が、例えば本人も亡くなってしまったりで、もうどうしようもなくなってしまうというようなことが、今までもいろんな土地の場面でもあろうかと思えます。

そんな中で、貸し出しを促進するために、例えば固定資産の減免とか、そういった利用者が促進できるような具体的に今申しましたが、固定資産税の減免とかそういった部分まで考える余地はあるのか、それともそこはちょっと違うでしょうというようなスタンスで検討されているのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

固定資産税の減免って、直球で考えがあるかということ、税の減免というのはハードルが極めて高いので、固定資産税の減免については全く考えていないというのが実情でございます。

要は、いわゆる固定資産の権利関係の先ほど課長が答弁したとおり、底地と建物が違う。そのこの両者間の契約の問題、それが空き家になったときに、全く建物を地権者に無償で渡すのか、あるいは転売して有料にしようとしているのか、その権利調整をいわゆる民と民ではなかなかうまくいかない事項があろうかと思えます。そういったものについて、いわゆる空き家バンクを担当している総合政策課の中で、いわゆる権利者調整をまずやってあげることが行政に与えられた大きな課題解決につながるもの。

もう一点は、それを活用するときに、商工観光課のほうで創業チャレンジとかさまざまな新たな創業に対しての支援策を検討しているし、今現在の要綱も持っています。それが新たに事業を展開しようとする人に合っているのかどうなのか、それが今後我々が再度検討を加える部分だというふうに思っておりますので、いずれにしても我が町において空き家がふえていることは事実、それをいかに利活用するかが私たちの課題ですので、それに向けて、あるハードルについて一個一個クリアしていくということが基本的な考え方であろうと思っております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 さまざまな民と民で解決できない問題に、いかに行政が入っていくか、そして地域として課題を共有して解決していくか、望まれていると思えます。ぜひ新年度に向けてまだまだ改善する余地があると思えます。観光、そして農業、いろんなものをつなげなが

ら地域づくりを図っていけるような予算の審議に期待して、私の質問を終了いたします。

○五十嵐 司議長 以上で、7番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

◇ 山内 政 議員

○五十嵐 司議長 次に、11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

2点について質問をいたします。

まず1点目、地域防災についてであります。

台風10号の被害は、これは秋ですけれども、当南会津地域には被害をもたらすことはありませんでしたけれども、岩手県の岩泉町では、高齢者グループホームの入居者が全員死亡するという痛ましい被害をもたらしました。この被害は、浸水想定区域の指定がなされていなかった地域での被災だったようであります。浸水想定区域について、本町の地域防災を考える上で伺います。

1つ目、浸水想定区域内に高齢者、障害者、乳幼児ら要配慮者の施設があるのか。

2つ目、あるとすれば、それらの施設に避難計画等があるのか。

3つ目、ないとすれば今後避難計画を策定するよう指導される考えはあるか。

4つ目、災害時に避難するとき、ラジオを持っていくよう指導されておりますが、本町は福島県内の放送が入りにくい難聴地域です。聞こえない地域です。特に西部地域はほとんど聞こえない状況です。難聴地域解消のため、福島県内にあります放送局と解決に向けて協議される考えがあるか、伺います。

大きな2点目でございます。観光交流事業の推進について。

平成19年度に合併して間もなくであります。145万人があった観光客の入り込み数が、東日本大震災後の風評被害により、平成23年度は95万人にまで減りました。平成27年度は98万人まで少しずつふえてきておりますが、今後100万人以上に入り込み客数をふやすに当たり、どのような施策を行っていくか、伺います。

1点目、29年度以降、入り込み客数の増加に向けての観光交流事業は何か。

2点目、交流事業を進めていく中で、宿泊を提供する施設、ホテル、民宿、旅館等、キャパ

シティ、収容能力をどう考えているか。旅館、民宿経営者の高齢化で廃業する人もあると聞きますが、どう捉えておられますか、伺います。

3点目、今後減少していく受け入れ施設の対応をどう考えていくのか、伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 11番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに質問がありました地域防災についてでありますけれども、ことしは私たちのこの地域に大きな台風だったり災害がなかったということが非常によかったなと思っておりますが、あと残りわずかですので、気を緩めないでしっかり対応していきたいと思っておりますが、この過去5年9カ月ですか、東日本大震災が発生して5年9カ月たちました。この福島県、そして私どもも含めましてその5年9カ月の中で大震災の後6カ月後に新潟・福島豪雨災害が起こったと。そしてまたその翌年度に伊南地区の耻風地区で集会所が吹っ飛ばすような大きな災害があったり、また台風が来て水害があったり人命が失われたり、そしてまた去年は9月9日、10日に大きな災害がありまして、新潟・福島豪雨災害で被災にならなかったところが全体的にやられたと、そういうことで、私ども本当にこの5年9カ月の間、全町的にいろんな被害があったわけでありまして、そのようなことも踏まえた中で、町としてもしっかりとその防災対策、そして住民の安全安心、命を守る対策をしっかりしていかなければならないと、そのように考えているところであります。

そうした中にありまして、地域の防災の1点目でありますけれども、浸水想定区域内に高齢者、障害者、乳幼児ら要配慮者の施設があるかとのおたがしでありますけれども、本町の地域防災計画におきましては、東日本大震災や新潟・福島豪雨災害の経験を教訓といたしまして、町内の地震災害、風水害、雪害、事故災害、原子力災害等に対処するために、平成26年9月に総合的な見直しを行いました。

おたがしの要配慮者の施設は町内に17カ所存在しております。いずれもこれらの施設は浸水想定区域内にはありませんということでご了解願いたいと思います。

次に2点目及び3点目のおたがしにつきましては、今ほど答弁申し上げましたとおりに、浸水想定区域内にそのような施設がございませんので、今後の避難計画策定についてお答えいたします。

まず、17施設のうち10施設につきましては、既に避難計画は策定済みであります。また、避難計画を策定していない残りの7施設につきましても、県の指導により平成29年度中に策定予定であると、そのように聞いております。また、本町地域防災計画においても、社会福祉施

設等における避難計画を定めておりまして、社会福祉施設等においてはそれぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮することとなっております。

町といたしましては、今後も引き続き地域防災計画に基づいた社会福祉施設との連携を強化しながら、防災力の向上に結びつく防災組織体制づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。ご理解願いたいと思います。

次に4点目であります。難聴地域解消のため、放送局との解決に向けての協議をされる考えがあるかとのおただしであります。ラジオ地元局の放送は、東日本大震災以降、その有用性が注目されておまして、災害時における緊急情報の提供はもとより、平常時における地域情報等を取得する手段として重要な役割を担っていると、そのように認識しています。

本町を初め南会津郡内には、県内のラジオ放送が受信できないエリアが広範囲に存在しておりますから、郡内の各町村との連携をとりながら、南会津を拓く最重点要望項目の一つとして、国・県への要望活動を実施してまいりました。また、私もラジオ放送事業者を訪問いたしまして、実情を訴えながら、整備に関する要望活動を実施してまいりました。しかし、その話し合いの中で、放送事業者として新たな設備整備計画は持っていないというような厳しい内容の返事をいただいているところであります。

ただ、この現状を理解いただきまして、NHK福島放送局からそのような話をしたところ、提案いただきまして、本年6月20日に非常災害時のニュース再送信に関する覚書を締結いたしました。これは防災無線を通じまして、NHKのニュースを全町に再放送といいますか、接続していいよと、そのような対応であります。これは全国2例目ということで、このような提案といいますか、受け入れいただきまして覚書を交わすことができました。実際にこれを今まで実施はしておりませんが、もし非常時の場合はそのようなことが実施できるということになります。

これによりまして、災害対策本部が設置されるような非常災害発生時には、NHK福島放送局による非常災害ニュースを防災行政無線システムを活用して、各戸に設置されている個別受信機及び集落ごとに整備されている外部スピーカーから同時に放送することが可能となりました。現在ラジオ放送事業者は、インターネット通信網を利用したラジオ放送を配信するシステムを運用しており、スマートフォンやパソコンからラジオ放送を聴取することが可能となるなど、技術革新が進んでまいりましたが、県内のラジオ放送をふだんから聞くことができるよう、改善する必要がありますので、郡内の各町村と連携を図りながら、今後も引き続き国・県、ラジオ放送事業者への要望や協議を進めながら、難聴地域解消に向けて取り組んでまいりたいと、

そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、観光交流事業の推進についての1点目でございますが、平成29年度以降の観光客入り込み数の増加に向けての観光交流事業は何かのおたただしでございますが、震災後の観光客入り込み数につきましては、震災直後の平成23年度は95万人にまで落ち込みました。しかし、関係機関が一丸となって誘客活動などによりまして、100万人を超えるまでに現在回復したところであります。しかし、昨年に関東・東北豪雨災害によりまして、未曾有の被害を受けたわけでございますけれども、さらに冬の誘客の柱であるスキー場が全国的な雪不足によりまして、我が町も雪不足でありまして、大変な入り込みの減少をしたところでございます。しかし、年間観光客入り込み数が98万人に踏みとどまることができたと、そのようにできたということは、震災以降に培った関係者が一丸となった取り組みが、経験が生かされたものと、そのようにも思っておるところであります。

今後の観光交流事業につきましては、東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れを絶好の機会と捉えまして、一人でも多くの観光客に南会津町の魅力を知っていただくための誘客対策を展開しながら、始発駅のある台東区、そして日光東照宮などを持つ日光市などの沿線自治体と連携を密にしまして、交流人口の拡大を図っていききたいと、そのように考えておるところでございます。

皆さん方にもこれまでもいろいろお話しさせていただきましたけれども、那須塩原市まで1,000万人の観光客が来ています。それから日光市さんには1,200万人だと言われていています。山王峠以降は100万人になります。ですから、そういうことも踏まえた中で、来年の新型特急が来るだけで観光客は本当に来るのかと、先ほども意見をいただきましたけれども、それに対して町としてもしっかり対応していきたいし、そのような鉄道ばかりじゃなくて交通のアクセスあるいは私たちの地域の魅力の発信をしながら、観光客誘客、そして受け入れ体制もしっかりしながら、おもてなしをしっかりと対応しながら観光客の誘客につなげていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目でございます。交流事業を促進していく中で、宿泊施設のキャパシティをどう考えているかのご質問でございますけれども、またもう一つ民宿経営者の高齢化で廃業する人もあると聞かれますが、どう捉えているかのおたただしでございますが、震災以降観光客の減少により、民宿、旅館、ペンション等の宿泊事業者が減少していることで、宿泊、滞在される観光客のほか、教育旅行や合宿誘致などの事業遂行に支障を来している事実がございます。

民宿業者の減少というのは、スキー客の減少というものも大きく影響していると思われ、

それ以来スキー客の減少以来、各地域で私たちの地域の中で民宿あるいは旅館等を廃業される方も数多くいらっしゃいますので、大変町としてはこれを憂慮し、対応を考えていかなければならないと、そのようにも考えているところでございます。

また、宿泊施設が抱える課題は、経営者の高齢化と後継者不足問題でありまして、このことが廃業の一因であると、そのようにも認識しております。そこで、若者の定住は喫緊の課題でありまして、活力が残っているうちに次の一手を打つ必要がありますので、観光物産協会及び協会内に組織されている宿泊部会と連携いたしまして、地域の課題を整理するための体制づくりの検討を始めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に3点目であります。今後減少していく受け入れ施設の対応をどのように考えているかとおたがひでございますが、町では観光物産協会と連携し、小規模宿泊施設を対象としたさまざまな観光施策を実施し、誘客活動を進めてまいりました。特に、震災以降は宿泊割引による観光誘客事業や、学生たちの文化・スポーツ合宿をサポートする合宿誘致促進事業といった誘客事業、さらには宿泊事業者みずからが企画し、商工会や町内スキー場と連携して実施した冬季誘客事業などへの支援を行ってまいりました。

また、小規模宿泊施設に特化した宿泊施設ガイドブックの作成や南会津町観光物産協会のホームページを活用し、宿泊施設の詳細な情報を紹介するなど、情報発信にも力を入れて誘客活動を展開してまいりました。

そのほかにも、本年度は宿泊者へのアンケートを4回実施いたしまして、お客様のニーズを把握することに努めるとともに、そのアンケート結果を宿泊事業者に提供いたしまして、情報提供ができたことはお客様へのサービスの向上につながったものと考えております。引き続きこのような支援を行いながら、受け入れ体制の充実を図ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今答弁いただきましたように、ことは本当になくて、昨年の館岩・田島地域の災害で非常に我が町民は痛手をこうむったわけであります。今回特に私が注目をしたのは、浸水想定区域ということでございます。私も全然不案内でこういう用語すらわかりませんでしたけれども、いわゆる想定をしていなかったのも、行政が直接福祉施設に避難準備ということだけは流したそうですけれども、いわゆるそれほど緊急度を持たなかった施設の

方々ということになるかと思うんですが、これを非常に考えまして、我が町にということを考えてわけです。

先ほど町長答弁にありましたように、17カ所あると。その中で10カ所は既に策定をしているよと。非常にすごいなと思いました。というのは、基本的にこの浸水想定区域というのは河川管理者であります国とか県が指定をして、市町村にこういうことを指定したよということを法令上はなっているようです。それに対して市町村はその該当施設に対して避難計画等を策定してくださいよというようなことだそうです。これが法令上に書いてあるわけでございます。その中で10施設は既にやっているということはすばらしいなというふうに思います。

私は西部地域を想定したときに、伊南保育所あるいは伊南川沿いにあります伊南の特老ホーム、それから南郷の保育所、非常に河川に近いということで感慨をいたしました。

岩手県の岩泉町では、堤防の高さが4.87メートルあったそうです。通常ですとほとんど1メートルも流れていないような川なんだそうですけれども、その当時は5.1メートル、これは新聞報道であります、その濁流が施設に流されてきたということでもあります。

我が地域であります伊南保育所も、小滝川がすぐ近くにあるわけです。小滝川にかかる駒寄橋というのは、本当に保育所からすぐのところにあるんですが、これは流木とかが流れますと非常にせきとめられるような状態も想定されるわけですが、川底の流底の高さと橋桁の下といえますか、どのくらいあるというか、もしも把握されておられましたら教えていただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

今ご質問ございました駒寄橋でございますが、河床から設計段階での最大水位までが3メートルでございます、まず。それからその計画の最大水位から橋桁までの余裕高が1.4メートルということで、計画段階では4.4メートルということではございましたが、現在は土砂の堆積等によりまして、場所によりましてはその堆積が1メートルを超えるようなところもあるものですから、実態といたしましては、河床から橋桁の下まで4メートルを下回るというふうな現状でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 地元でしっかりと確認をされているようで、ほっといたしました。

実は、新潟・福島豪雨の際に、西側の宮沢、小塩地区、青柳地区が非常に雨量が多かったんで

すね。東川であります小滝川、多々石とかの地区では比較的西側よりは雨量が少なかったんですが、それでもこの小滝川はあと50センチくらいで堤防を越えるくらいな水になりましたので、これは地域の方が確認をされていることであります。

先ほど10施設は避難計画はありますよというご答弁でございましたが、伊南保育所はその10施設に入っておりますか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

伊南保育所につきましては策定済みとなっております。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 素早い対応でいいなというふうに思います。この小滝川は昭和44年、地域防災計画の中にも書いてありますが、昭和44年8月に氾濫をして死者1名を出すという被害がありましたので、今後備えあれば憂いなしという例えもありますので、ぜひ万全を期していただきたいというふうに思います。

それから、同じく先ほど申し上げましたように、伊南川流域であります、昭和56年か57年だったんですが、現在伊南特老があります太子堂というんですがあの辺の地区、太子堂に水が乗るとい水害を受けた過去もあります。非常に私たちは厳しい災害を受けたわけでありませけれども、忘れたころにまたやってきますので、ぜひ堤防があるから安心だということじゃなくて、非常に弱者であります高齢特老施設とかについては、今後しっかりと見守っていただきたいなというふうに思っております。

ちなみに、社会福祉法人であります直接町がかかわっているわけではないと思うんですが、この特養ホーム等にも避難計画等があるかどうか、認識がありましたら答弁をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

町内にあります南会津会のホーム3施設ですが、田島ホーム、伊南ホーム、南郷ホーム、それぞれ29年度中に策定予定というふうにお聞きしております。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 29年度中に行われるということで、よかったなと思いますが、その

中で岩泉町の報道を見ますと、もう本当に急激に水がふえたので、ほとんど対応できなかったという本当に痛ましい事故でありますので、最大最悪の状態を想定した避難計画を策定していただくように、ぜひ指導等もしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私どものこの地域、先ほども申し上げましたけれども、この5年9カ月の間に本当に大きな災害ばかりありました。そうした中にありまして、津波のこともいろいろ言われていますが、いわゆる津波でんでんことか、昔からのそういう言い伝えというか、そういうことが非常に大事だと思うし、どんな施設をつくろうか、最終的には人だということもございます。

しかし、そうは言っても、私たちがやらなければ、行政がやらなければならない対策といえますか、これはしっかりやるのは当然でありますけれども、そういうことを踏まえた中で、やはり一人一人、そしてまたその立場、関係者の皆さん方の意識をどう持つかということが、非常に人の命を大きく左右するものだ。改めていろんな報道の中でも私たちが経験しました。

ですから、そういうことを踏まえた中で、今、町は地域の皆さんとも、地域の方々、役員の方々もいらっしゃいますし、特に消防団組織、そのような人たちとも連携して、町はそのような対策をしていかなければならないと、いろいろな場面での実感しているところでありまして、そうしたことで最終的にはその立場立場をしっかり役割を果たすことが一番でありますけれども、本当に皆さん方一人一人の自分の命は自分で守るんだという意識も、町としては徹底していきたい、そのように考えております。

そうした中で、当然計画はまだ立てない、立てていないところもしっかり、できるだけ早く立てるといような感じでありますけれども、そうしたことを踏まえまして、町全体がそういう防災に強いまち、そして防災意識の強いまち、みずから生命を守るんだという意識を高めていきたい。そしてそういう災害から守るということを町として第1番に掲げていきたいと思えます。

実際に、今年の館岩川、桧沢川も荒海川も非常に大きな大きな災害でありましたけれども、私も館岩川1本が災害、洪水が起こったことであれだけの大きな被害になるわけですし、館岩川は最大水位が恐らく私が見たところでは10メートルぐらい上がったところもあるんじゃないかなと思っています。ですから、想定を越えるようなことも自然は起こりますので、そういうことを踏まえた中でその施設の対策もございますけれども、やはり人の意識を改めて皆さん方に意識づけをしていきたいということを皆さん方にも今後お願いしていきたいなど、そのよう

に考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 実は今、町長答弁されたこととほとんど一緒の答えを岩泉町長さんが言っておられるのを本の中で見ましたので、あれだけすごい災害を受けたんだけど、最後は自分で自分の身を守るしかないということを町民に問いかけていきたいというふうにおっしゃっておられましたので、全く町長と一緒にあります。

ただ、弱者についてはこれは弱い立場の弱者の方々については私たちがきちっとしていかなければ、身の安全が保たれないということは間違いないということであると思います。

それから、4点目のラジオのこと、たしか先輩議員もかつては質問されたように記憶しております。実はこれは館岩地域、湯ノ花地域で議会報告会の中で、女性の方から実はこういうことでラジオを持って災害のときはというふうに呼びかけられているんだけど、私たちの方はラジオ、福島県内の放送が聞こえないと、何とかしていただけませんかという強い要望で、今回一般質問という形で問いかけをしたわけでありまして。

本当に努力をされている姿はわかりまして、NHK福島は新聞の報道にもありましたけれども、防災無線に乗せていいよという契約をされたというんですが、まだこれまでやったことはないんですが、実際はどういったことでやるのか、ちょっとわかりましたらばご答弁いただきたいんですが

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 NHK福島との覚書に関する中身でございますが、まずはその状況、非常災害、これについては地域住民の生命、財産、身体にかかわるような事態が想定された場合、NHK福島放送局にこちらからNHK放送局の放送を流したいという意思表示をすると、つまり放送事業者がつくった音声でございますので、著作権というんですかね、それがありますので、それに手を加えることなく流すという条件のもと。ですから、その手続をした上で、音声を今度は防災行政無線に乗せて発信をして、各家庭にある個別受信機、それから集落ごとに立っている屋外拡声器、そこから放送を流すというような中身になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 そうすると、この本局ではNHKの福島放送局の放送は、いわゆる明瞭に聞こえるということによろしいんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

放送局から出たものを変換して流すということでございますので、明瞭、そして時間的にもそんなにタイムラグがなくて流せるものというふうに理解しております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 はい、わかりました。

ぜひそういうことがないことは非常に望みであります、それは一つの難聴の解決策につながるのかなというふうに思います。

もう一つ、民放のラジオ福島というものがあるわけですけれども、金山町ではたしか27年度に何らかの事業を使って、このラジオ福島の放送が入ったというふうに認識をしているんですが、たまたま若松あたりにいるときに、この放送がきょうから入りますという放送を聞いていたものですから、ちょっと印象に残っているんですが、これらの導入事業について本町では何か認識ありますか。ありましたらばお答えください。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

金山町で実施しております事業につきましては、東北通信局、国の制度を使って無線システム普及支援事業等補助金、民放ラジオ難聴解消事業という制度を使って、金山町が中継基地を整備するという事業でございます。そこにラジオ福島と連携をとって、ラジオ福島で作成した放送をFMとして流すということで聞いております。1基当たり約4,000万程度の事業費が必要となり、国の補助が該当すれば3分の2、ですから本町で考えると広大なエリアになりますから、相当の基数が必要であろうということでございます。情報としては調べておきましたが、本町で導入するかしないか、その検討段階には至っていないということでご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 本町でやるとなると相当数の金がかかるというような、多分ご回答かなというふうに、金額的なものは明示されませんでしたけれども、ぜひ先ほどの答弁にありましたように、南会津郡内の4つの町村で一緒にご要望等をいただきながら、長いスパンでありますけれども、ぜひ聞こえるようなことで対応していただきたいなというふうに要請をしておきたいと思います。

先ほど話の中で、インターネットでも聞こえるというようなことがありました。ただ、お年寄りの人たちってインターネットをほとんど聞けないので、やはり畑とかで作業をして聞くよ

とか、あるいは夜中起きたとき聞くよというようなことを、そういう方がいらっしゃるもので、これは長い目で見てぜひ難聴が解消されるようなことで取り組みをいただきたいというふうに思います。

続いて、観光交流事業に移ります。

実は、この②の中身で実はどのくらい本町で収容能力があるのかということ、実はお尋ねをしたかったんですけども、なかなか収容能力の掌握は、それぞれいろんな事情があって難しい現実があるようです。ただ、これから先ほど特急乗り入れについて大桃議員と町との今の答弁を聞いておりましたので、これについては質問を申し上げませんが、事業を進めていくときに、どうしてもそのデータというのは必要なことだろうというふうに思っております。引き続き掌握に本当に努めなければいけないと思うんですが、今後についてお考えを伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員もご理解いただいているようでございますけれども、なかなかこの調査というものは、それに関与している人たちの意識といいますか、それも大事だと思いますし、実際に提供していただけないこともあります。そういうことで、議員も観光物産協会の支部長をやられておられる立場ですので、ぜひそういう意味では、私たちにも情報提供をいただいて、そして一緒にやれるようにしていただければありがたいと思っています。町といたしましても、その特急ばかりじゃなくて、先ほど申し上げましたように、すぐ隣まで2,000万人の人が来ている。この状況をしっかり踏まえた中で、この南会津町、一番関東に近い玄関口として、どう交流人口を観光客を迎えるかということが大きな課題でございますので、町としては周りの町村とも連携し、会津全体でも連携を密にして、この誘客を図っていきたく、そのように考えています。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 きょうは立場は議員として質問しておりますので、伊南地域におきましては、ほぼ掌握はしております。ほかの地域のことをちょっとわかりませんでしたので、お尋ねしようかと思ったんですが、それは次の機会にしたいと思います。

ただ、それぞれ4地域で本当に合併してから、いわゆる地域おこしという意味も込めて、本当に観光の交流事業、いわゆるイベントも含めて一生懸命それぞれやっておられます。お客様をお迎えするんですが、泊まる場所がないということが、実際に起こっております。当然最

初は自分の地域ですので、自分の地域のところで泊めたいというのが、どうしても実行委員会にかかわる方々の共通の思いなんです、それではもうなかなか対応できないので、いわゆる当然ですけれども、もう南会津町全体、あるいは隣村を含めたことで考えなければいけないというのは、本当に現実的だと思うんですけれども、今後4地域のそれぞれの宿泊の連携はどうあるべきなのかについてお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

今、議員おただしのおり、各地区でイベントがことしで43回実施しております。その地域地域で宿の手配とかイベントの対応をしているのが実態でございます、それらを今後連携することによって、効率化も図れるし、受け入れの体制の充実も図れるということから、そういった検討は必要かというふうに考えております。

そこで、観光協会の事務局とお話ししているのは、今先ほど申し上げました43のイベントがございます。それらについて、本当に継続してやるべきなのか、ほかの事業と合併してできないのか、あと今やっているものの継続性、新旧は考えられないのかということで、1月か2月になりましたら、各支部の担当者と私たちで、もう一度全ての事業の見直しを考えていこうということ今動き出しましたので、それらを踏まえた中で、先ほどご質問あった内容も踏まえて議論を深めていきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解をいたしました。別の立場もありますので、その立場のときにはぜひ連携をするために協力していきたいというふうに思っております。

それから、ことし伊南支所で説明をいただきました、スポーツを目的に来町される方専用のゲストハウス、その活用について説明を受けました。これが旅館、民宿の受け皿になるというようなことではないと思うんですけれども、お客様を町外から受け入れるという意味では一緒であります。

現在までの取り組みについて、どのくらいの団体でどのくらいの方が利用したのか、お尋ねをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

ことしの6月17日に空き家を活用するという意味合いもありまして、オープンをいたしました。それで6月から10月まででございますけれども、5件で48人の方に利用をしていただい

ております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 5件で48人という、この数字はこのゲストハウスをやろうという目的というかもくろみといたしますか。それで感想でいいので、よかったなという思いですか、それとも、もう少し泊まっていたきたいなという思いですか。感想で結構です。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

6月17日のオープン以来、主に内容といたしましてはスポーツ関係ということでございますので、伊南にございます尾白山等の登山のお客様であったり、また伊南地域でスポーツのエクストリームというシリーズの大会が開催されていますが、そういった大会に参加される大学生の方とかが泊まっていたいております。

それで、感想ということでございますが、最初の年ということもございますけれども、ゲストハウスということで、今オープンしてそれなりの利用をしていただいたのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 いい感触だったというふうに認識をしたわけですが、今後こういう空き家の活用という意味で増設等を考えておられるのか、あるいは伊南地域ばかりじゃなくて、本町全体の広がりというのは可能性としてあるのかどうか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

今現在は、町の全体的な空き家の利用という部分もございますけれども、こういった体験型の受け入れということであったり、あと新たに本町に新規参入とかしていただくというふうな意味合いでは、空き家という部分での活用は十分に考えていくべきなのかなと。また可能な支援はしていくべきなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。ぜひそういった機会がありましたら、ほかの地域でも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、11番、山内政君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 渡部 訓正 議員

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番、渡部訓正でございます。

私は、大きな2点について一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。木質バイオマス燃料の普及についてでございます。

木質バイオマス燃料活用は、本町は広大な面積を有しておりますが、その90%を超える森林面積を有する中で、やはりこの活用というのが、循環型社会形成と地産地消による地域経済活性化にもつながるものと考えています。町でも木質バイオマス燃料活用に向けた事業を今後も引き続き進めていくと答弁されています。そこで、以下質問をいたします。

まず1点目、アストリアホテルの木質バイオマスボイラーの再稼働がなされると聞いていますが、現状についてはどうか。

2点目、木質バイオマスの利用促進に向け新設を予定しています窓明けの湯にチップボイラーを導入する計画であると9月定例議会で答弁されましたが、現状はどうか。

3点目、9月定例議会での答弁では、特別養護老人ホームなどの施設は、町では直接かかわっておらず、運営主体は南会津会であると。町として、木質ボイラー活用についてはまだ決められないとのことでしたが、改修費用等の費用負担は町でも行うことになると思います。冒頭申し上げた地域経済活性化につなげるためにも、働きかけを行うことは可能と考えますが、ど

うですか。

4点目、公共施設等修繕見直し等を平成28年度中に行うとされていますが、木質ボイラー等の導入などについては検討されているのかどうか。

大きな2点目でございます。全国学力テスト公表に係る対応についてでございます。

全国学力テストの結果についてでございますが、本年9月29日文部科学省と県教育委員会は、平成28年度全国学力・学習状況調査結果を公表しました。

公表資料によると、本県と全国の平均正答率は、国語、算数、数学の学年別8科目のうち、7科目で平均正答率が全国平均を下回っており、依然として本県の学力は低位にあります。この部分は県教育委員会の努力に期待するしかないのですが、問題として捉えているのは次のことだと考えています。

別の公表資料の全国学力テスト地区別平均正答率の順位についてですが、小学校では国語A・B、算数A・B、中学校では国語A、国語B、数学A・Bがそれぞれ県内の教育事務所単位で公表されていますが、本町を含む南会津教育事務所の順位が全ての項目で残念ながら最下位となっています。特に中学校の数学Aは、高い教育事務所との差は8.5ポイントもあり、地区差が拡大しています。このような結果を教育長はどのように考えているのか。

2つ目、全国学力テストからの本町の教育向上対策について。

教育の向上は、一朝一夕には見えてきませんが、全ての科目が県内教育事務所比較で最下位ということは、要因の一つとして、教員の指導に課題があるのではと考えられますが、教育長は今回の結果を踏まえて、今後どういった教育を行っていくべきと考えているか。また、今回の結果を教育現場ではどう考えていて、今後教育向上にどう取り組んでいくのか。

3点目でございます。地域イメージの低下払拭に向けた対応について。

今回の結果は、地域の教育レベルが低いとして、地域イメージの低下にもつながります。ただ、平成27年度は、このような結果ではなかったとも聞いています。町では教育大綱を策定し、理念として「次世代の地域を担う人材の育成」、そして基本目標のIに、「自ら学ぶ人を育みます」としています。優秀な人材育成は、町の今後を左右する最優先課題と捉え対応すべきと考えます。

今回の結果を踏まえ、教育大綱の実践を推し進めるなど、より具体的に積極的な対策を講じていくべきではと考えますがどうですか、町長の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問については終わらせてもらって、あとは質問席にて回答を聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、渡部訓正議員の質問にお答えをいたします。

初めに、木質バイオマス燃料の普及に関する1点目ではありますが、アストリアホテルの木質バイオマスボイラーの現状についてのおただしであります。本年3月の実証事業期間終了後、町としての施設利用形態のあり方を、関係者間で調整しておりましたが、福島ミドリ安全株式会社から、施設の無償譲渡を受けることとなり、去る11月30日に町と福島ミドリ安全株式会社との間で実証施設の譲渡式を実施いたしまして、施設の所有権が町に移管されたところであります。また、ボイラーの再稼働につきましては、12月6日より運転を開始しておまして、今後の冬期間の熱需要に備え本格的に稼働させていく予定であります。

次に2点目ではありますが、木質バイオマスの利用促進に向け、窓明けの湯にボイラーを導入する計画は現状どうなっているかのおただしであります。窓明けの湯の施設建設に当たり、設計業務の中で木質バイオマスボイラー導入の可能性について検討しておりましたが、設備的に小規模でありまして、熱需要が極端に少ないことから、導入のメリットがないと判断いたしまして、結果といたしましては窓明けの湯への木質バイオマスボイラーの導入は見送ることといたしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に3点目ではありますが、地域経済活性化のためボイラーの活用について、特別養護老人ホーム等へ働きかけることは可能と考えるがどうかのおただしであります。福島ミドリ安全株式会社が平成25年度から実施していた木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の応募申請の際、事業の候補地としてアストリアホテル周辺エリアのほか、田島ホームや伊南ホーム等の老人福祉施設についても適地調査を実施しておまして、実証事業終了後にも次の導入先を模索すべく、再度田島ホーム、伊南ホーム等へのボイラー導入の可能性調査を実施していることから、南会津会に対し、一定の働きかけは行っているものと、そのように認識しております。

しかしながら、実際の導入に関しまして、財源的な部分も含め、この南会津会の運営自体、本町だけの判断で進めることができないことから、具体的な動きには至っていないのが現状であります。導入が実現すれば、一定の効果が見込まれるものと想定されるため、南会津会に対しましては、今後も木質バイオマスボイラーの導入について働きかけを行ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に4点目であります。公共施設等修繕見直し等を平成28年度中に行うとされているが、木質ボイラー等の導入などについては検討されているかのおただしであります。現在策定中

の公共施設等総合管理計画であります。これは厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されること、また町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性があることなどを踏まえまして、老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行いまして、行財政負担を軽減し、そして平準化を図るために策定するものであります。したがって、本計画は新たに木質バイオマスボイラーなどの導入検討を目的とする計画ではございませんので、この件につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

ただ、この木質バイオマスボイラーの導入でありますけれども、東日本大震災、原発事故等、その後国のエネルギー政策が今後計画される中で、当町の今の状況と申しますか、これだけ森林が確かに議員もおっしゃいましたように、森林の資源活用ということには大きな影響がありますし、そして化石の今の燃料代と申しますかね、価格がどの程度かということも今の喫緊の中では課題としてはありますけれども、将来性を考えたときに、環境であったりあるいはこの地域の特性を生かすことについて、これらが進行することは町にとって非常に有意義であると、そのように考えております。

そうした中で、その波及効果等も含めた中で、いろいろ配慮すべき点はあるのかなと思っておりますので、その点も含めまして今後いろいろな施設の中、あるいは庁内あるいは私たちが関係するそういう関連の事業の中でこの導入を図ればと、そのような考えは持っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、学力テストのテスト結果への対応についての私の答弁でございますけれども、最初に教育長の答弁をしていただいてから、その後に私の答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは全国学力テスト結果への対応についての1点目と2点目についてお答えいたします。

初めに1点目、本年度の全国学力テストの結果をどのように考えているかとおたがしであります。まず初めに、文部科学省から出されております全国学力・学習状況調査の実施要領では、調査結果の取り扱いの配慮事項として、この調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないことなど、教育上の効果や影響等について十分配慮することが重要であるとされております。

私も今回の結果につきましては、子供たちの学力の特定の一部と理解しております。また、

序列化や過度な競争につながらないように十分配慮することが重要であるとも定めていることから、この結果から子供たちや学校がいたずらに序列化されることで、学習意欲の低下や劣等感を招くのではないかと心配しております。

なお、今回公表された結果は、南会津郡内4町村の結果ではありますが、南会津町にも同様な傾向が見られますので、今回の調査から得られた結果については真摯に受けとめ、原因の把握や対策等を講じ、本町の児童生徒の学習の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目、今回の結果を踏まえて今後どういった教育を行っていくべきと考えているかとおたがひでございますが、まずは今回の調査結果で指摘された課題の発生原因を明らかにし、その改善に向けて取り組む考えであります。

なお、以前より子供の主体性の低下や教師の手のかけ過ぎ等が、当地区の学習課題として考えておりましたので、今後も町の教育大綱にあるとおり「自ら学ぶ人を育む」ことに重点を置いた教育に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、今回の結果を教育現場ではどう考え、学力向上にどう取り組んでいくのかとおたがひでございますが、各学校においても、学習の充実に向け教師も子供たちも日々奮闘しているところであります。今回の結果については、子供たちの学力の特定の一部と学校のほうも捉えておりますが、今回の調査で得られました課題を解消することは、子供たちの意欲や自信につながることを考えておりますので、現在各学校では調査結果をもとに課題を明らかにした上で、学習向上プランを作成し、学習指導の充実に努めているところでございます。

また、教育委員会としましても、南会津教育事務所とともに町の指導主事が学校訪問をし、各学校の実態把握等指導に当たっているところでございます。

なお、全国学力・学習状況調査では、児童生徒の学力の状況とともに、学習状況についても調査をしております。今までの調査結果から、児童生徒の学習の充実に、家庭の教育環境や地域社会とのつながりが大変重要であることも明らかになっております。このことから、各学校に対して今まで以上に家庭や地域と連携した取り組みを充実させることや、学校教育への理解を図っていただけるような取り組みを充実させるよう指導してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、私から全国学力テスト結果への対応についての3点目についてお答えをさせていただきます。

今回の結果を踏まえて、教育大綱の実践を推し進めるなど、より具体的に積極的な対策を講じるべきではとのおたがしであります。本町では、昨年より教育大綱を策定いたしまして、次世代の地域を担う人材の育成を理念に掲げまして、教育行政に努めております。町民の皆様にも教育大綱にご理解をいただき、それぞれの立場でご尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、今回の調査結果につきましては、児童生徒の学力の特定の一部を捉えたものであると、そのように認識しております。その結果だけを捉えて、教育レベルが低いといった考えを持たれる人がいらっしやるとすれば非常に残念なことでありまして、子供たちのためにもこの調査の目的を十分に理解していただくことが大切であると、そのように考えております。

また、優秀な人材とは、一部の学力にたけた人物だけではなく、教育大綱にあります「自ら学ぶ人」「町を愛する人」「思いやりのある人」「心豊かな人」などを人として大切な心や力を持った人と理解しておりますので、今後教育大綱をもとに積極的な教育行政に当たってまいりたいと考えます。

なお、教育大綱は、子供たちだけのものではなくて、南会津町全町民のものでありまして、理念である次世代の地域を担う人材の育成のために、教育現場関係者だけでなく、地域住民が一体となり取り組んでいただきたいと、そのように思います。まずは、町民の皆様一人一人に地域の教育力や地域の子供たちに誇りを持っていただくことをお願いすることが、取り組むべき大切な対策と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 まず、1点目の木質バイオマス燃料の普及について再質問させていただきます。

まず、今回アストリアホテルの再稼働がされることによって、どの程度の木質チップというか、需要となるのか、今見込んでいる数字があると思いますので、お願ひいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

アストリアはこれからチップボイラーシーズンになりますので、稼働することになるわけで

すが、12月から4カ月ですか、それに必要なチップ、丸太の量でいいますと大体480立米と一応見込んでおります。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応、私もこのアストリアホテルの再稼働については、大分心配をしていました。そして、もし今回アストリアホテルの木質バイオマスボイラーの再稼働がなされず、中止状態となれば、ボイラー等の損傷も当然冬場であっても何もかけないとなれば、損傷も進むと思います。維持経費も出てくるのではないのかと。

それらメンテナンス費用も勘案をして、今回事前に各委員会において、このアストリアホテルのバイオマスボイラーの内容の説明、考え方が館岩支所のほうから説明を受けていますが、やはりある意味では、それらメンテナンス費用も勘案して、先ほど言ったように中止状態になれば、そういう維持経費というのはかかるでしょう、休んでいたって。

そうすると、やはりそういうところも考えれば、活用を図って、そしてまた後で繰り返すような形になるんですが、まさにこの南会津で木を伐採をして、そしてそれが間伐事業でやれば、その整備をやった箇所の森林整備が進んで、そしてかつ今度はその材を木質チップにして、それを活用するとなれば、そこでまた金が動くようになるわけですね。

つまり、地産地消でそして地域経済の中でお金が動くということが、まさに必要ではないかというふうに考えて、私はこの木質バイオマスについては、この地域特性、そして地産地消、地域経済活性化のためにどうしても必要なことではないかという基本的な考えのもとに、今後も引き続き利用に努めるべきというふうに考えていますが、どうですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたとおり、震災以降、国のほうも再生可能エネルギーというのは一つの国の大きな課題となっておりますし、当然当地域でもこの再生エネルギーの再構築といえますか、これは大きな課題だと思っております。さらに、議員もおただしのとおり、この事業は循環型社会を構築するために重要な事業だとも認識しております。当然地産地消、この地域で山を切って、それを材料を地域に回すことによって、活性化につながると。これは当然我々も認識をしております。

しかしながら、化石燃料、この辺の兼ね合いもありますけれども、将来的に見ますと、石油の値段というのが上がったり下がったり当然あるわけでございますから、そういう面でこれだ

け森林資源があるわけですので、議員おただしのように、この森林資源を有効に活用して、循環型社会の構築、さらには地産地消に取り組んでいくことが、将来のまちづくりに大きくつながるんじゃないかとなというふうに考えておりますので、森のエネルギー事業はスタートしてまだ5年でありますから、まだまだ軌道に乗りつつはありますけれども、まだまだ安定はしておりませんので、これからさらに安定させながら事業を拡大することによって、雇用ですとかあるいは再生可能エネルギーですか、そういう地場産業の渦がよりだんだん大きくなるような、そんな取り組みを検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ、そういう考えで町としても進めていただきたいというふうに思います。

それで、次に先ほど町長のほうからある意味で突っ込んだ老人ホーム、特老等のそういうところでも検討していますよということで、ぜひもう一步踏み込んで、考えていただきたいと思うのが、確かに今化石燃料は安いですし、そしてある意味ではそういう設備というか、すごく簡単なものもどんどん出てはきていますが、この南会津地域だからこそ、南会津地域で物がとれる、そこで仕事が生み出され、当然雇用が生み出され、今課長から回答があったような形で、そのこのところを最大限メリットを生かしていくというのが、今後の本町の今置かれている状況に立ち返って考えるべきではないかというふうに思います。

私は、先ほど来これらの維持修繕が必要となってきますし、当然少しそれで初期投資で金が多くかかったとしても、そのものを導入することによって、また違う面での仕事がふえてくるということになれば、決してそれは南会津地域の中で動く金ですから、すごい経済効果を及ぼすのではないかというふうに思います。森林が9割を超える当地方では、絶対に必要ではないかというふうに考えていますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このチップボイラーでありますけれども、まだまだ私は課題があると思います。しかし、この南会津管内としても、私たちの町がいち早く取り入れて、そのようなことを実証実験も含めまして今やっているところがございますけれども、今の現状ですと、今の会計の中でやりくりできると思うんですが、もう一回り二回り大きくなったときには、またそれなりの課題も出てきます。そうしたことをどうするかということも踏まえて、当然そういう検討をしながら今の

答弁をさせていただいているわけで、そういうことを思いながら答弁させていただいているわけでありませけれども、本当に私もそのチップボイラーといひますか、バイオマスボイラーを導入することが、この地域の究極のリサイクルのエネルギーの供給だと、そのようにも考えています。ただ、残念ながら今のところ化石のほうが安いということで、採算性は云々いろいろございますけれども、先ほども答弁申し上げましたけれども、そういう中で、これから出てくる修繕費あるいは維持管理の中でのいろいろな経費等も勘案した中での今後の対策ということも十分踏まえた中で、町としても新たな検討をしていきたいと、そのように思っています。

また、新たな施設に導入するということは、実際に今度はチップを供給する、その供給側の体制も整えていかなければならないということでもありますし、森林整備を踏まえていろいろな条件も変わってきますから、町としてしっかりその辺は検討して、今後のより、何ていひますか、再生可能エネルギー、そして環境問題にもしっかり取り組んでいきたいなと考えております。

ただ、町に関係するものはまだいいんですが、ある意味私たちの町ばかりでなくて、よその町村とも協議が十分必要な、例えば先ほど申し上げましたように、南会津会であったり、広域的な施設の場合なんかは、特にそういうふうな問題がございますので、その辺も十分に、今私たちの実績といひますか、実証実験の結果を公表、情報を提供しながら皆さん方とそれを共有して、そして今後の導入につなげていきたいと、そのように考えております。

ですから、私としても、町として大きな運命がかかっている事業でもあると、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ私もこれだけ木質バイオマスについては、思い入れよりも一番この地区ではできることだなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

それで、技術的な質問なんですけれども、現在化石燃料によるボイラー配管は、木質ボイラーに切りかえる際、その配管は利用できるんですよね。どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

チップボイラーそのものが既存のボイラー、そちらと連動するように当然建設を進めておりますので、既存のボイラーで網羅しているエリア、そちらは全てチップボイラーで対応できるという形になっております。ですので、熱供給のパイプラインとかそういったものはチップボイラーのほうで接続は可能だと、そういう現状になっております。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 いろいろ経費がすごく、その木質ボイラーがかかるというところ、これは一つの町の方針としていくことによって、それが現実に普及していくということで、しつこいんですが、そのこのところをぜひ町としても押さえていただければというふうに思います。私自身、木質バイオマスの導入というのは、現在の化石燃料の値段が安価なため、経費節減にはなかなかならないというふうに、これは考えるわけですが、地産地消による地域経済活性化に直結するものではないかと、地域内で金が動くシステム構築は地区存続にもつながっていくのではないかとというふうに思います。そのような、その大原則を打ち立てて、そしてそれに基づいた引き続きの施策を展開していくべきというふうに考えていますが、これは最後の質問になります、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに今議員おただしのように、化石燃料がちょっと安過ぎるというか、安いのは決して悪いことではないと思いますが、そういう中でチップボイラーと比較した場合の経費の問題で、そのように燃料費の問題でそのような結果が出ていることであります。

いずれ、しかし化石は有限でありますし、このチップボイラーに関しましては、特に日本のような気候の場合は無限に近いような供給状態にできるということでもありますので、その辺も踏まえた中で、今度ボイラー自身の性能もいろいろ改良されてくると、そのようなことも期待しております。そうしたことも含めまして、町全体に与える影響というものは非常に大きいものがありますから、そういう中で今現状与えられたものの中だけでも、町としてどれだけ効果が発揮できるかというようなことも含めて、研究して、そして検討して導入を図っていきたくと、そのように基本的には思っています。

ですから、非常に幅広い波及効果のある事業であるとも考えておりますので、町としてこれをしっかりと受けとめて、そして導入に向けての研究を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひそんな視点でお願いしたいなと。私もこれからも一生懸命見守っていきたくというふうに思います。

じゃ次に、全国学力テスト公表についての関係で、冒頭町長からも考えを2番目の1についてお聞きする予定でしたけれども、これは結構でございます。

それで、私も先ほどの町長の回答の中で、この結果だけを見て、当地域のレベルが低いというふうに決めつけるのはいかがかというふうに私も考えています。文部科学省も、先ほど来出されていますように、競争をあおるものではないと言っているようですが、全国順位や県内教育事務所管内別にやっぱり公表し、順位づけがされているわけですよ。このような結果を見て、地域イメージというのが判断されるのも事実なんではないのかなというふうに考えます。そのことから、ぜひ先ほど来、町長からも教育大綱を積極的に推進していくというような形でお話がありましたけれども、私自身も本当にこれを8科目全てというような形じゃなく、する努力を最大限すべきではないかというような形で、その積極的な対策を推進していくべきというふうに考えてございますが、町長の考えをお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

教育長も答弁いたしましたけれども、私も教育長の答弁と同じような考えでございます。今現在の学力を捉えて、それが最終だと全く思っておりませんし、そしてその学力が人間の全てだと、その人の全てだとも思っておりません。順位を發表すること、これはいろいろ課題があるかと思えますけれども、しかし一方で私は、いずれ社会に出ていろいろ順位をつけられなくても、いろいろな場面でそのような、何ていいますか、いろんな就職であったり大学の試験だったり国家の試験であったり、それがもとで審査されるわけですよ。ですから、そういう現実もある程度知っていただくということも一つは大事なことじゃないかなと私は思うんですね。

ですから、どここの学校が發表されたから、それはだめなんだとかいいんだとか、そういうことじゃなくて、むしろ今度それを受けとめる側として、そして自分たちの立ち位置というか、そこら辺を十分わきまえてもらって、これは子供たちばかりじゃなくて、周りの先生方だったり家庭であったり地域であったり、もちろん行政もそうですけれども、そういうような中での今後の対策というものをしっかりしていく一つの目安なんだと、そのように捉えていただいて、私たちもしっかりそれに対して対応していくということが大事だと思います。

ですから、学力ばかりが全てじゃなくて、私は学力が高ければ高い人ほど逆に本当に先ほど言ったような教育大綱にあるような思いやりのある人とかみずから学ぶとか、こういう志を高くして持ってほしいと思うんですよ。

やはり弱者を助けるとか、そういうことは人間としての基本であると思いますので、学力は当然でありますけれども、やはりまたその先にある心というものをしっかり修養するということか、心の教育というものが非常に私は大事だと思います。あわせてですからそういう意味で

町としては教育大綱を申し上げましたけれども、そのようなことを町の教育の理念として進めていければと思います。ですから、確かに結果は出ましたけれども、それが決してそれに一喜一憂することじゃなくて、今後それを励みに、また頑張っていけば将来道が開けるということでありますので、そういう理解のもとにみんなして頑張っていたきたいし、私たちもそれに対しての対応をしっかりしていきたい、そのように考えております。ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今少子高齢化の中で、子供たちも本当に私らが育った時代からすれば本当に少なくなっていく中で、ただその子供たちが当地域の次代を担う人材になっていってほしいというのか、そういう全くほかから来てなされないわけですから、ぜひそういう意味での次代を担う人材育成というのは最優先課題として、これは教育委員会も当然でございますが、位置づけ、これから進めるべきだというふうに考えていますが、どうですか。これは町長なり教育長、すみません、お願いします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答えいたします。

教育大綱のほうでも本当に次世代の地域を担う人材の育成ということで、これからの南会津をしょって立つのは、今いる子供たちじゃないかなというふうに思います。その子供たちが本当によりよい町を築いてもらうためにも、学校教育を初め社会教育のほうで十分子供たちを育てていく必要があるかなというふうに思っています。

学校教育ももちろん大事ですけども、家庭のほうの協力も大切かなというふうに思います。子供の学びは意欲だと思います。学習意欲を生み出す力は、やはり社会かなというふうに思いますので、ぜひ子供たちが学習意欲を生み出すような、よりよい家庭環境、社会環境を築いていただければありがたいかなというふうに思います。それにはまず家庭が一番明るいことがいいことかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も最後になりますが、文教委員という立場で精いっぱいこれらについても協力できる分は一生懸命協力していきたいというふうに考えています。

以上で私の一般質問については終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で、4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 次に、2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一、通告に従いまして一般質問を行います。質問は2点になります。

1点目の質問は、伊南地域への「道の駅」整備についてであります。

南会津町の道の駅は、平成7年4月福島県内3番目に登録された田島地域のたじまがあります。次に、平成22年8月22番目に登録された館岩地域の番屋があります。平成24年3月には、24番目の施設として南郷地域のきらら289が登録され、今までに3施設が登録されました。しかしながら、南会津町4地域のうち伊南地域だけが登録を受けた施設がありません。

道の駅の登録を受けるためには、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備えた施設を整備する必要があります。

休憩機能とは、道路利用者のため24時間無料で利用できる駐車場とトイレを備えた施設であります。道路利用者が利用するトイレ休憩施設で、第一に多いのが道の駅などの公共的トイレと思われませんが、ない場合にはコンビニなどが利用されると思います。しかしながら、伊南地域には公共のトイレ施設もコンビニもありません。

情報発信機能とは、道路情報や地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できる施設であります。地域の情報を発信するには、それぞれに方法はあると思いますが、その地域の情報をその場で発信できるということは、特に大切であると考えます。道の駅に展示してある案内図、パンフレット、チラシ等は地域の情報が一目でわかります。また、店員や地域の人から得られる情報もあると思います。

地域連携機能とは、文化・教養施設や観光・レクリエーション施設などの地域振興施設となっておりますが、地域物産等の提供は重要であると考えます。伊南地域には地域で生産される農産物や工芸品など展示販売のできる産品は数多くあると思いますが、販売する施設が見当たりません。これらのことは、トイレ休憩の場所もなければ、地域の情報を得る施設もなく、地域の特産品も買えないということになります。伊南地域を通過する道路利用者にとって、大変不親切な地域と言わざるを得ません。

これらの状況から、地域振興と道路利用者の便宜を図るため、道の駅を整備すべきと考えます。町長の考えを伺います。

次に質問事項の2点目、統合による旧小中学校体育館の有効活用についてであります。

南会津町が誕生して10年が経過しました。その間、児童生徒の減少から、舘岩小、南郷小、桧沢小、南会津中が新たな統合小中学校として開校しました。このことから、旧上郷小、旧南郷二小、旧針生小、旧伊南小が廃校となり、来年4月には桧沢中も統合される予定であります。これらの廃校となった学校には、児童生徒のスポーツ活動や学校行事等に対応をするため体育館が整備されておりましたが、その目的もなくなりました。今後の管理運営面からは、各種活動をなどで有効活用を図るか、取り壊すかのいずれかを選択することになると思います。耐震等の問題がない限りはスポーツやイベント等、幅の広い活用を図るべきと考えます。

施設の活用を考えるとき、住民の利用を最優先に考えることはもちろんであります。合併前の町村では住民を対象とした体育館など、スポーツ施設は整備されております。しかしながら、各スポーツ団体がそれぞれに活動している現況において、住民を対象とした既存の体育施設だけで充足されているとは思っていません。これらの活動を補うためには、廃校となった5つの体育館も有効に活用すべきと考えますが、廃校となった体育館は本来子供たちの教育を目的とした施設でありました。廃校となると同時に、一般の団体が満杯に利用するという事は、あり得ないと考えます。それぞれに施設の利用状況を整理し、教育活動やスポーツ活動に固執せず、障害者の利用も含め観光誘客やイベント等、多方面に働きかけ、幅広い活用を考えるべきと考えます。このことから、次のことについてお伺いします。2点について質問します。

1点目、それぞれの施設において主な利用団体と利用状況についてであります。それぞれの旧小中学校体育館が廃校となってから現在に至るまで、どのような団体がどのような頻度で利用されてきたのかを伺います。

2点目、今後の利用方針についてであります。合併後間もなく廃校となった学校もあれば、来年4月に廃校となる学校もあります。これらの学校の体育館について、今後どのように利用されるのか、今後の利用方針について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、森秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、伊南地域へ道の駅を整備すべきではとのおたがしであります。議員ご指摘のとおり、道の駅は、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、

そして町と町とが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能の3つの機能をあわせ持つ施設でありまして、本町においては平成7年4月に、たじま、平成22年8月に番屋、平成24年3月にきらら289が道の駅に登録されました。3施設がそれぞれの地域の核として活力ある地域づくりの一役を担っております。

道の駅は、第1回の登録から23年が経過いたしまして、当初は通過する道路利用者へのサービスが中心でありましたが、近年は農業、観光、福祉、防災、文化など地域の個性、魅力を生かしたさまざまな取り組みがなされておまして、これからは地域の拠点機能の強化とネットワーク化を重視する必要があると、そのように認識しております。

おただしの伊南地域への道の駅の整備に当たりましては、国道289号や国道352号の道路整備状況を視野に入れながら、設置場所や運営主体を含めて健全な運営が維持できる施設となるのか、地域の拠点機能を強化できるのか等について慎重な検討が必要であると、そのように考えております。

また、地域としても本当にこういう意味でどのような施設が必要かということは、合併した4地域といわれますけれども、そういうことも含めて町全体としてどういうふうにしたらいいのかということも課題でありますので、そのような視点から、現時点で伊南地域に道の駅を整備しますというわけにはなかなか判断はできませんが、そのような状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

近年本当に災害も多いのでありますし、そうした中で防災の拠点となる施設もございますし、当然トイレの24時間対応ということもございます。ですから、そのようなことも含めた中で、いろんな今ある中でどのような対応ができるかと、その機能を満たすにはどのようにしたらいいのかという部分も含めていろいろ検討が必要だと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、統合による旧小中学校体育館の有効活用についての1点目、それぞれの施設の主な利用団体と利用状況、そして2点目、今後の利用方針についてのおただしは関連がございますので、あわせてお答えをいたしたいと思います。

現在、学校施設として利用していない体育館は、旧針生小学校、旧上郷小学校、旧伊南小学校、旧南郷第二小学校の4体育館がありまして、来年度桧沢中学校が統合となることから、あわせて5校の体育館が学校施設として利用休止となるわけでありまして、これらの体育館の現在の利用団体と利用状況及び利用方針であります。まず旧針生小学校体育館は、スポーツ団体や高齢者団体、NPO法人の活動のほか県外の高校、大学の合宿などで年間を通して利用され

ております。今後も引き続き同様の団体に利用していただくこととしております。

また、旧上郷小学校体育館につきましては、現代版組踊チームの練習、県外中学生、高校生の合宿や教育旅行による郷土料理等の体験学習のほか、地域のスポーツ少年団の練習など年間を通して各種団体が利用しておられます。こちらも引き続き同様の団体での利用を予定しております。

旧伊南小学校体育館につきましては、耐震性能がDランクと危険性があるため、現在使用しておりません。将来的には取り壊しを予定しております。

旧南郷第二小学校の体育館につきましては、現在はカヤの保管場所として一時的に利用しておりますが、今後文化・スポーツ活動における町民利用、類似施設の改修時の代替施設、合宿誘致などを念頭に利用方針を検討中であります。

桧沢中学校体育館は、現在学校開放事業として剣道、バレーボール、スキーなどのスポーツ団体により利用されておりますが、先月利活用検討会議を開催いたしまして、校舎とあわせて来年度以降の利活用について協議を進めているところであります。

このように、旧伊南小学校体育館を除く旧学校施設の体育館につきましては、引き続き地域のニーズに沿った利活用を図っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 初めに、伊南地域の道の駅整備についてでありますけれども、再質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま町長からの答弁で、町全体を考えてということでの答弁をいただきました。私なりに町全体を考えたところで、今現在3つの道の駅と、それから田島地内にあるまちの駅、これらの距離的な線で結んだ場合の距離としての比較、これを見た場合に、たじまからまちの駅までの距離、それからまちの駅から289までの距離、それからたじまから番屋までの距離、そしてそれを考えたときに、南郷のきらら289から番屋までの距離が、ちょっとそこは長いなど。それで、国道352号と401の接点である内川辺、あの辺に道の駅ができれば、距離的な状況の中で道路利用者にも大変親切なサービスのできる状況ができるのかなと、さらには伊南地域の物産等の販売も、例えば檜枝岐地域からのお客さんにしてみれば、檜枝岐には農産物をつくる土地もなければ、それらの販売はないと。そういう人たちにとっては番屋なりきらら289なり

はあるわけなんですけれども、伊南地域のそういう物産の販売場所もできるのかなと、そういう思いをもった私の質問だったんですが、町長なりに思いがあるようでしたらお聞きしたいなと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、議員がおっしゃられたことはそのとおりでございますけれども、トイレに関しましては確かに夜間の利用できる施設は伊南地区にございません。ただ、日中でしたら途中館岩の観光案内所であったり、それぞれの地域で多少なりともあるのかなと、そのようにも思います。実際に道の駅、今まだ確定かどうかわかりませんが、檜枝岐で道の駅をつくるそうです。ですから、そういうことも含めた中でやっぱりそれはある意味、南会津町じゃなくて南会津全体を見渡して、そのような施設をどこにどう配置すべきかというのは、その連携の中でやるべきだと私は思いますし、そうしたことを考えれば、檜枝岐さんでやられれば、ある意味それはそれなりのまた一つの効果があるのかなと私は思います。

ただ、私はそのこともあるわけではないんですが、やはりいろいろ町の配置を考えたときに、今車の中で当然道の駅は車で利用されるわけですから、正直1時間くらいの中である程度番屋からきらら289までと、それからきらら289からたじままであるいは下郷までということになれば、1時間あるいは若干ちょっと延びるかもしれませんが、そのような中で対応していただけるような範囲にあるのかなと、そのように判断しておりますので、そのようなことの中で伊南地域も4地域と同じように道の駅というような考えは、そういう考えでのことで答弁したんじゃないかって、そういういろんな状況を自分なりに判断した中で、そしてそういうことを周りで検討した中で、その判断をさせていただいておりますので、また状況が変われば別ですけども、今現在ではそのような考え方でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 町長の大体の考え方は理解できたところですが、私にしてみると、やはり例えばトイレ施設、道の駅に限定しなくても、例えばトイレ施設だとか、あと伊南地域の物産を販売するような場所、そういうものを独立した中であっても検討していただければいいのかなというような思いを持ちました。ということで、この件については了解しましたので、次のことについて移らせていただきたいと思います。

次の施設、体育館に対する活用ということでもありますけれども、私にしてみると、一つ一つの施設について確認をしていきたいなというふうに思いますが、まず初めに一番長い、一番最初に廃校となったものですから、長い期間が経過した上郷小学校についてお聞きしたいと思います。

ますけれども、上郷小学校では、この利用団体は大ざっぱな中身でお答えをいただきましたけれども、例えば高校だとか中学校の利用ということでお聞きしました。これらについては直接相手の学校から来ているのではなくて、館岩地域には会津高原リゾートだとか民宿、旅館、これらがあるわけなんですけれども、そういうところを通じての利用なのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

ただいまの質問、町外の学校関係者の利用ということだと思いますけれども、当然夏休みの期間中、これが主になりますけれども、やはり県外の高校生の合宿であったり、あるいはNPO等が段取りをして誘致しております教育旅行であったり、そういうときに学年単位、それで利用ということで、主に夏休み期間中になりますけれども、これは何校か入って施設のほうの利用申請があると、そういった現状でございます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 続けてお聞きしますけれども、シーズンとして4シーズンの中に例えると、夏のシーズンが多いのかなと思うんですが、その4シーズンの中での利用の状況はどういうふうになっているか、春夏秋冬の中でどんな順番で、そして冬の利用があるのかが、ちょっと気になる場所なんです、それをお聞きしたいなと思います。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

やはり夏休み期間中、県外の学校関係、団体、その利用が多くなってまいります。特にあと冬期間になりますと、それまでは屋外のグラウンドで練習していた地元スポ少、特にソフトボール、こういった子供たち、それと剣道の子供たちも若干おりますけれども、そちらの利用が体育館の使用許可が多くなってまいります。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 冬も使われているということで聞いて安心したところなんです、どうしても冬は体育館の中が寒くて利用していないのかなというふうな思いがあって、そんなこととお聞きをしました。

それでは、次のところをお聞きしたいんですが、隣の伊南地域については取り壊しということだったので、南郷二小についてお聞きをしたいと思います。今はカヤの保管ということで聞きましたので、これは利用がよかったのかなというふうには思ったんですが、南郷地域の場合

には、南郷体育館と、それから環境センターと、それからさいたま市からいただいた体育館と4つの体育館があるわけなんですけれども、これらについて観光的な活用ということでかなり利用していただけるのかなというふうに思ったものですから、これらの利用の頻度というのはどの程度だったのか、今のところではカヤの置き場以外の利用がなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えをいたします。

ただいまのご質問で、南郷第二小学校の体育館の利用の件ということでお答えさせていただきますが、南郷第二小学校につきましては、平成24年に学校統合になりまして、その後、中学校、小学校の統合ではなくて、耐震改修等ございましたので、その間につきましてはそういう利用があるということで、特にそれ以外の団体の利用はございませんでした。それから、平成27年には一応仮校舎の利用が終わったということでございまして、それ以後は今までもお借りしていたということで、町の健診等で使ったという経過もございしますが、そして今につきましては、奥会津博物館の南郷館の展示してありますカヤぶきの民家の今後のカヤを確保するというので、カヤの保管場所というようなことで一時利用をしているというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 私の思いとしては、南郷地域には4つの体育館があると、そういう中で、観光誘客的にはホテル南郷とさゆり荘がある、そういうところで、合宿等の利用を4シーズンを通して使っていただけないかなというような思いがあったものですから、これらに対して、例えばホテル南郷とかさゆり荘とか、こちらのほうからそういう打診的な話があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えをいたします。

議員おただしのように、旧小学校の体育館以外に3つございますが、私の把握しているところでは、南郷体育館、これにつきましては、夏の合宿等に利用されて、ほぼ毎日のように幾つかの団体で利用しているということは把握しておりますが、ちょっと細かい数字につきましては今持っておりませんので、お答えできませんが、以上のようなことです。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 南郷体育館の場合ですと、南会津町の町民を最優先にして南郷地域の

人たちにも利用してもらおうというようなイメージを持っていったものですから、旧第二小については外部からの合宿等、そして観光面での有効活用というようなことで使えればなというような思いを持って質問をさせていただきました。

大体事情がわかりましたので、次に移らせていただきますが、針生の小学校ですけれども、スポーツ、高齢者、合宿ということなんですけれども、これらの同じように春夏秋冬の頻度、どの程度の使う量があったのかなというふうな思いがあって、ちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 じゃ私のほうからお答えします。

現在、普通財産ということで総務課のほうで所管してございますので、体育館につきましては、業務委託ということで、ひのきスポーツクラブのほうに管理のほうをお任せしておりますが、やはり夏場の利用が多いというふうには聞いてございます。またあと、年間を通して地元のスポーツ団体であったり、いろいろな団体が利用しているということで、年間を通してあそこは利用されている、地域の方も含めて利用されているというふうには聞いてございます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 針生小については、私なりに同じような内容にはなってしまうんですが、冬期間の利用を考えていただければなというふうに思ったわけなんです。針生地域では民宿で子供たちを呼んで田植え、外部からですけれども、呼んで田植えをしたりいろんな民宿さんの活動が見えているわけなんですけれども、例えば冬期間、寒い中での利用というのは少ないかもしれませんけれども、グラウンドと体育館が一体的にあるのが学校の施設ということで、冬場のグラウンドの例えば遊びだとか、そういうものと体育館の利用を合併させてやるというようなことになれば、よそからの誘客的な、子供たちを呼び集めるような手段にもなるのかなと、これらについて検討していただければなというふうに思ったんですが、そういう検討はされたことは多分なかったのではないかなと思います。今回思いがあれば、ちょっとお答えいただければなと思うんですが。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど申し上げましたように、管理のほうはお任せしておるものですが、そのような団体というか、受託のほうではそのような検討はしているというふうに聞いてございますが、町としても今議員おただしのよう内容については、ひのきのほうには十分に伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 針生小学校の件については了解しました。

桧沢中学校なんですけれども、これから利活用の検討をされるということでしたので、これらについては、できるだけ無駄のないように利用していただけるようなことをご検討いただきたいということで、それをお願いをして、私の一般質問についてはこれで終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で、2番、森秀一君の一般質問を終わります。

16番、星登志一議員にお諮りします。

3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○16番 星 登志一議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 星 登志一 議員

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君の登壇を許します。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 議席番号16番、星登志一、通告に従い、ただいまより一般質問を行います。

まず第1番目に、職員の不祥事と今後の対策についてであります。

2番目は、来年度予算編成と来年度新たに職の創出はあるのか、そういったことについて伺いをしたいと思います。

1点目の職員の不祥事と今後の対策、これは私、町会議員になってから大体17年たちますけれども、最近非常に不祥事が多いと、これは何も当町だけに限ったことではないと、きのうおととの民友新聞によると、福島県の10大ニュースの中の第8位に、県職員、町職員、それから警察官による不祥事問題と、10大ニュースに上がるような世の中になってきたと、世の中が変わってきたなど、当町だけじゃなく全体の流れが変わってきたというふうに思い、また、たまたま私が町会議員になってから「ガバナンス」という政治関係の本をとっております。これの12月号にも、不祥事の起こらない職場づくりをするためにはどうすればいいかというような

特集も載っています。こんなこともあわせて一つ、職員の不祥事と今後の対策について4点お伺いをいたします。

まず第1点目、通勤手当に関する不祥事と説明がありましたが、実害の金額と今後の対策について。

2番目、守秘義務の不履行に関し、職員の守秘義務に関する明確な書面による規定はあるのか。

3番目、その結果、職員の自由な発言が規制され、発想力の低下に懸念はないのか。

4番目、今回の不祥事を受け、今後の総合的な対策をどうするのか。

以上4点お伺いいたします。

次に、2番目の来年度予算編成と職の創出についてであります。

これは、たまたま私がストアにいたときに、後ろから全く顔の知らない人に、50代くらいの男性だと思います。私は町会議員をやっているから名前は知っていたんでしょうけれども、登志一さん、俺50代で、男性の方です、今パートをやっているんだと、今後の生活が見えないんだと、あなたたちは安定しているからいいよなど、こんな声をかけられました。先が見えないと、50代の男性で。

私も途中会社勤めをやめ、そして町会議員になった一つの目標は、私が東京から帰ってきたときに失業保険より高い給料の会社がなかったと、これでは町に若者が残らないと、そんなことを危惧して、私はサラリーマンをやめて町会議員になりました。そのときの第一の目標が、若者が定着できるまちづくりをしたいと、こんなふうな思いで一貫して活動をしてきました。その結果、スーパーで声をかけられたのが50代の男性から、パートで働いているんだよと、何とか正職員になれるような活動をしてくれないかと、こんな声をかけられました。まだまだ、私自身も力が足りないなど、こんなことを痛感して、以下2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、地場産業の育成に力を注ぐべきであると思うが、職に関する来年度に新たな企画はあるのか。

2番目、職の創出に関して、過去の政策と実績及び今後の方針について。

大きく2点お伺いいたします。再質問は、質問席より再度お伺いをいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、職員の不祥事と今後の対策についての1点目ですが、通勤手当に関する不祥事と説明があったが、実害の金額と今後の対策はとのおただしであります。本件は会津若松

市から電車通勤している職員が、6カ月分の定期券を購入し、総務課にそのコピーを提示後、購入したその日に購入金額の払い戻しを受けていたものであります。払い戻しをした以降の通勤方法を含め、実害の金額は現在調査中ではありますが、故意に虚偽の届け出をするなどして通勤手当を不正に受給したものでありまして、公務員として信用を失墜させ、町民に不信感を与えた影響は重大なものがあるとともに、非違行為の動機、態様が極めて悪質と判断し、処分に至ったものであります。

今後の対策としては、定期券の購入時の提示はもちろんのこと、毎月の上司による定期券の確認など、同様の不正行為が行われないよう、指導管理の徹底を図ってまいりたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたように、当該職員に係る通勤手当関係につきましては、現在さまざまな観点から再調査を行っている状況であります。再調査の結果、懲戒処分に該当する事実が確認された場合には、再度懲戒審査委員会を開催し、その結果について公表基準にのっとりご報告申し上げますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目であります。守秘義務の不履行に関し、職員の守秘義務に関する明確な書面による規定はあるのかとのおただしであります。町の条例、規則等による規定はありませんが、地方公務員法第34条第1項において、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされております。

次に3点目であります。職員の自由な発言が規制され、発想力の低下に懸念はないかとのおただしであります。本件は、職務上知り得た秘密をフェイスブックへの投稿により、不特定多数に対し故意に漏らし、公務の運営に支障を生じさせたものでありまして、重大な守秘義務違反に当たることから、処分に至ったものであります。今回の処分は、職員に対する発言の規制や発想力の低下に結びつかないものと、そのように考えております。

次に4点目であります。今回の不祥事を受け、今後の対策はとのおただしであります。このような信用失墜行為が再び起こることのないよう、法令遵守の意識を徹底し、厳正な服務規律の確保に努めるとともに、綱紀粛正に向けて最大の努力をしてみたいと、そのように覚悟しております。しかし、現実にこのような不祥事が起こりました。まず、公務員としてあるべき前に、社会人としてあるまじき行為は絶対に許されない。ましてや公務員であるならば、なおさらのことです。そうしたことも含めて、職員への意識徹底、そして綱紀粛正に最大限の努力を努めてまいりたいと、そのように覚悟しております。ご理解願いたいと思います。

次に、来年度予算編成と職の創出に関する1点目ですが、地場産業の育成に力を注ぐべきと思うが、職に関する来年度に新たな企画はあるかとのおただしですが、これまで

林業分野では緊急雇用創出事業で、南会津森林組合と荒海財産区で事業を実施しており、雇用の確保と人材育成を進めてまいりました。また、農業分野では、青年就農給付金の交付による就労支援なども行っておるところであります。また、町といたしましては、地場産業に限らず町内の事業者に対しまして、さまざまな支援を行っておるところでございます。今年度から実施しております地域活力創生事業もその一つでありまして、11月末現在で9つの事業者から申請がありまして、雇用の安定と生産向上のための設備投資に対する支援を行っておるところでもあります。

来年度は新たな事業の実施は今のところ予定してございませんけれども、現在実施している支援制度を再検討いたしまして、より効果的な運用により、町内の事業所の支援を継続してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目であります。職の創出に関し、過去の政策と実績及び今後の方針はとのおただしであります。平成20年に起きたリーマンショックに端を発した経済危機に伴う雇用状況の悪化に対処するため、町においては雇用対策協議会を設置いたしまして、雇用の確保と安定のための協議を重ねてまいりました。取り組みを進めてきたところでもあります。

その一つである緊急雇用創出事業では、過去5年間で延べ398人が各事業所に雇用されております。また、農業分野では青年就農給付金の交付を受けた新規就農者が過去4年間で延べ34人となっております。しかしながら、現在の雇用情勢は当時と一変いたしまして、求人倍率が1.5倍を超える売り手市場となっております。特に、まちづくりを支える重要な産業である建設業分野や介護福祉分野での人手不足が顕著でありまして、町といたしましては、各分野での雇用のミスマッチの解消と若者定着に重点を置いた取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の職員の通勤手当に関する不祥事なんですけれども、これは昔であれば大体定期というのは極端に安かったわけですよ。大体20%くらいで定期が買えたと思うんですけれども、今は定期の割引が非常に少ないんで、若松と田島間で半年で20何万とか何か総務課長が言っていましたけれども、ですから、こういう事態になると、例えばこの前説明を受けたよう

に、クーポンを買って20日間だけ通勤したほうが安く上がるというようなことも起き得ると思うんです。ただ、通勤手当の支給の仕方をもう、多分この支給の仕方も30年も50年も一緒の支給の仕方で途中見直していないと思うんですけれども、例えばクーポンでも安いほうがいいよと、そういった提案を町にしてくれれば、じゃそのときに今までは町としては定期券だけが通勤手当、電車で通う場合ですよ、通勤手当の対象だったけれども、じゃクーポンを使えばこんなに安くなるのであれば、町のほうの支出も少なくなるから、そういったものを受け付けるよとか、そういった提案制度みたいなものがあれば、多分実際に行った子供でも、そういった道には私は走らなかったと思うんですけれども、そうすると例えば今後もじゃ、これはクーポンは認めないと、定期券にきなさいというのか、しかし現実にはクーポンを買って通ってもらったほうが5万円くらい安くなるというのがわかっていながらも、定期じゃないとだめですよという今後の対策になるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

私は原則的なことを言います。まず、議員は定期券よりも安い方法があったからこれを解約して町から通勤手当を支給されたのを解約してクーポンで通った。もしもそれを町が認めてくれればこういうことが起こらなかったんじゃないかというような話をされましたけれども、私は全くそれは異質な問題と思います。

そもそも、やはり何で通勤手当を出すのかと。今会社で通勤手当もないところもあるんですよ。ですから、そういうことを十分に踏まえた中で、公務員として、そして社会人として先ほど私は申しました。やっぱりそのところが一番欠落しているから、このようなことが起こるんですよ。

ですから、最初からだったらそういうことは気がつくわけですから、通勤手当は要りません、返上してからそれをやるべきだと、私は原則思います。ですから、その部分はそのように私は解釈しておりますので、今現在が確かに安いとか高いとか、私もその辺はよくわからないところもありますが、そういうことで原則はやはり公務員として、社会人として守るべきことはしっかり守る。ましてや公務員ならば町民あるいは地域の信頼を失墜するような行為はしてはだめだと、それを基本に持って、やはり執務あるいは行動をしてほしいということでもありますので、あとは通勤手当を受けるか受けないかというのは、個人の選択もあるかとは思いますが、そうした中での判断は町がどうのこうの指導すべきものではない。町の制度を利用するのであるならば、それはしっかり正規にきちんとした中での適正な対応をするのが公務員として、あ

るいは社会人としての大きな役割だと、責任だと私はそのように思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからちょっと具体的なご答弁をさせていただきます。

議員おただしのいわゆるクーポン、これは多分会津ぐるっとカードのことだと思います。このぐるっとカードにつきましては、J Rそれから会津鉄道、それから会津バス、それから磐梯東都バスというのがありますが、それから、まちなか周遊バス、若松市内のハイカラさん、一般的にはハイカラさんと言われているバスですね。それ以外にそちらの会社と、それから観光施設、あるいはいわゆる宿泊施設、飲食店など皆さん共同で立ち上げたカードでございます、法律上のものは別としまして、使っていただく方は観光客をターゲットにつくった会社、あるいはカードでありまして、会津鉄道とJ Rともお話ししましたが、公務員の方が通勤に使うような使われ方は非常に困るということは申し入れがありました。随分前になりますが、一時期県職員の方が田島に通勤の際に、一時期使った事例があったということで、非常にこれはJ R等々から県のほうに強い申し入れがあって、購入をしないでほしいということがあって県のほうもそれを了解して、それ以降はぐるっとカードは購入しないようにという厳しい指導があって、現在はいわゆる乗車券とか定期等で通勤しているという実情でございます。

このぐるっとカードにつきましては、2日間乗り放題、そういう施設等の全部割引も含めてバスも2日間で2,670円になっております。ですから、1週間に5日間通勤すれば、例えば3枚買えば6日間になりますが、それでも8,000円ちょっと、4週間でやれば3万何がしということで、6カ月の定期券が25万670円でございます、西若松まで。そうしますと月に4万以上にはなるんです。ですから、ぐるっとカードを全部使えば差額が出るというのは、これは推測できるということでございまして、総務課としても職員には通勤手当のルールとして、住宅の自宅から最寄りの駅から通勤地、役場であれば本庁であれば会津田島駅になりますが、そこまでの最も安い通勤方法で通勤するよという指導をこの間ずっとやっておりますので、当然それは町としてのルールでございますので、社会人として公務員としてルールは守らなければならないというのは当たり前の話でして、当然そのようなことから、それを翻して虚偽の報告をしたということで、我々として処分したということでございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 まず、町長の答弁に対しては、町長がおっしゃるとおりなんです。

「ガバナンス」に書いてあるのも、ただ、自治体の場合に今まで規則だとか例規集だとか見ると、もう昔から自治体の場合にはほとんどしなければいけないという規則ばかり書いてあるか

ら、そればかり目が行って、しなければならないことのほかのことは何をやってもいいんだろうというような傾向にどうも最近の若い人たちはなっているよというような話なんです。

ですから、逆に言うとこれからの町の職員たちの教育に関しては、職員はこうしなければならないんだよということをやることによって、そういった不祥事がなくなっているんじゃないかという提案の仕方をするんです。町長が言っているのは間違いなくそのとおりなんですね。これは個人の問題ですから。

ただ私が先ほど言ったのは、もしこういう不祥事が出てきてしまったんだから、今後こういうことを出さないために、じゃどうすればいいんだろうかと考えたときに、多少は町民からちょっと詰めが甘いんじゃないかなんていう声もありましたけれども、それは今後の経過を見て町のほうで判断しますよということですから、ただ、大事なことはこれからまたこういったことが出ないようにするためにはどうするんだと。だから町長は多分この前の前の議会でしたか、自分も減給するよということを町長が出したけれども、それは議会で否決されたんで、その手法は使えなかった。じゃ今度職員たちに今後の不祥事がこれほど多いんだから、自分たち一人一人が自覚を持って仕事をしてくださいということはどうやって伝えるかと、その対策を今後どうするかということだと私は思うんです。

その面で例えば今回のクーポンを使ったようなことでも、少しでも経費削減になったことがあれば、じゃ例えば人事評価のときに、こういうふうにし少しポイントを上げるよとかそういった評価制度があるとか、何か今後はこういう対策を立てていきますよということはないかということ私には質問したわけなんです。特に、岸和田あたりでは人事評価を全部市民にオープンにしているんです。岸和田は職員の人事評価はこういう方法でやります。ですからある程度ポイントを上げた職員は必ず人事評価のときに、私はこういうところに後から岸和田の人事評価の制度を勉強していただくとわかると思いますけれども、そういった制度もやっぱり運用していくべきじゃないかと。

うちの町は人事評価制度というのがあるわけですから、それとうまくマッチングをして、それで今後の職員の考え方はこんなふうにしてほしいということを一考する考えがあるかどうか、私は一考すべきだと思うんです。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、今回の不祥事事件に関しまして、通勤手当のあり方というのは当然庁内でも議題というふうになりました。ただ、今回通勤手当というのはこういう交通機関を利用する場合は、あ

くまでも実費弁償ということで、本人が負担する金額を全額町が負担する、通勤手当で支給するわけですので、何ら本人が負担するものは1円たりとも出ないということをごさいます。何ゆえそれなのに定期券を解約して払い戻しを受けなければならないのかというのは非常に我々は最大の疑問でございました。何かしらあるのではないかと、そのメリットは何かということで、ただ処分のときにその証左が得られなかったので、虚偽の報告というのみで処分をさせていただきましたが、今後先ほど町長ご答弁申し上げましたように、再調査を今やっておりますので、何かまた出ればそれを改めて処分をするという考えでございます。

ただその中で、やはり通勤手当の支給のあり方については、議員おただしのようにもっと違う方法があるのかないかは今後検討してまいりたいと思います。

さらに人事評価については、町は県内でも先行して人事評価制度を導入しまして、具体的にそれをつくっても活用しなければ意味がありませんので、具体的にそちらも既に、いわゆるボーナス時の勤勉手当等々でもう既にそれは実施はしてございます。ただ公表はしていません。

それから、1月1日の定期昇給にも29年1月1日、来月になりますが、ぜひ人事評価の中のいわゆる導入という形の中で、その定期昇給にも職員の評価によってアップダウンは今のところやりたいというふうには思っておりますが、最終的には決裁をいただいてからということでございますので、ぜひ議員おただしの岸和田のほう、私は見ておりませんので、ぜひ後からいただければというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 人事評価をやっているということで、ただ公表はしていないということなので、それを信じて非常にすばらしい人事評価制度があるという認識にしておきます。

岸和田のほうは私も中身は見ていないです。6年くらい前にちらっと項目をずっと見たけれども、その奥の中身までは見ていないですけれども、あそこは公表をしているはずなので、またほかにも結構、1カ所やっていけばほかにも公表しているところは、市町村に関しては結構あるんじゃないかと思っておりますので、それは参考にしていただければと思います。

それから、次の守秘義務なんですけれども、これはもう規則、例規集を見ても詳しくは書いていないのは私もわかってはおりましたけれども、ただ我々が説明を受けたのは、上司の決定に対して職員が不満を持っているいろいろ書いたと。要するに命令にそぐわなかったという内容で守秘義務違反だという説明は受けました。ただ、それ以上は受けていないので、例えば一般の会社では、じゃ上司がこう言ったからと、いや、俺は嫌だよ、そんなのやらないよといった場合に、例えば処罰処分までなるのかということ、なかなかそこまではやっぱり気の合わない上

司だっているわけですから、そこまで普通はやらないんじゃないかと思ったので、私はもし上司と考え方が合わないことを提案して、それが通らないときにLINEだとかそういうところに流した場合に罰せられるということになると、自分の考え方を公表できないんじゃないかなと、私はこういう危惧を持ったんです。

もし私が職員だったらという立場ですよ。上司に言われたからといって意見が合わないと。私はこういうふうで上司と合わなかったかったのよと、決定はこうなってしまったんだけど、あんたはどう思うんと。私だったら、その中身はわからないですけども、それは普通流すんじゃないかなと思うんですよ。ただそれによって罰せられるとなると、今度は町で決まったことに対してどの程度まで教えていいのかなと、これは文書も何もないわけですから、そのときの雰囲気が決まるんですから、そういったことで見ると、本当に今回具体的な例を聞いていけば、ああなるほどなと思うかもしれないですけども、それだけの説明ですから、その辺についてはどう考えているのか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員おただしのような、上司と部下の人間関係の不満から秘密漏えいがあったわけではなくて、前回の議員懇談会でプレスリリースの書面を皆さんにお配りいたしました。その中に書いてあるとおりでございます……

〔「議員懇談会の後だろう」と言う者あり〕

○渡部龍一副町長 議員懇談会のときにプレスリリースを皆さんにお渡ししております。

〔「ああ、あのときの内容か」と言う者あり〕

○渡部龍一副町長 はい。要するに担当する事業ですよ、コミュニティ助成事業、これの事業申請から決定に至る町的意思決定についての漏えいを行ったと。その事実に関して公務員が秘密を漏えいするに該当するということで、今回懲戒処分にしたということでございます。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 あれはやっぱり守秘義務が当たってしまうのか、ああいうことで。こういう決まり方をしたよと。あれは多分年間に四、五件応募があるんでしょう。そのうち2つか3つしかないの、そのうちから選ばなければいけないわけですよ。だからその選び方について何かあだこうだと言って、よくわかりません。ただ、その選び方について、こういう選び方があったよというのを公表したからって、というのは、副町長はわかっているかもしれないですけども、平成十五、六年ごろ町でやっぱり補助事業があったときに、あれは審

議会みたいなのがありましたよね。当時は振興課かたしか1年分の来年度の事業に対して町民から上がってきた案を協議会みたいなもので、これは合格か、これは不合格かということ、あのときには議員もたしか入っていたと思うんです。

逆にいうとそういう形式にすれば、みんなの前でやるから公平にできるんじゃないかなと思って、だから私は気持ち、その相手の気持ちのあれじゃないかなと思うんだよな。選ぶということに対してそれを選び方がおかしいべと。私はこう思うけれども、上の人はこう思うと。だから基準の違いだけで、それが守秘義務になるかということ、私はならないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうかね。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 議員から今おたじがありました、平成15年当時といいますか、旧田島町時代ですよ。各町内のまちづくり団体がこういうイベントをしたいので、例えば長野で斎藤山やりたいとか、例えばそういう各地域から申請事業があつて、これを採択するしない。これは町職員だけで意思決定をするというよりは、町民協働のということで、町代表の審議の委員を選んで、その中でその審議結果に基づいて町長は町の意味決定をしていくと、そういった過去にやった実績があるというのは私も承知しております。

現在はそういったシステムをとっている審議機関はきょう現在はないわけですが、今回のやつは先回もお話ししましたとおり、コミュニティ助成事業ですから、具体的に言うと宝くじの支援制度だとなっております。これについてもそれぞれ広報を通して各地区に公募をかけて、その審査を総合政策課内で議論をして、県に信達する際にみんな平等に出して県が順位をつけてくれば一番いいんですけれども、その際に予算に限りがあるので、町としての優先順位をつけてくださいというような県のオーダーがあつたので、その優先順位の決定の仕方について、最終的な町としての意思決定をしたことと、担当者個人の優先順位との中に乖離があつたと、その内容についてをフェイスブックで公表したということが現実でございますので、その町のいわゆる政策決定、意思決定を公表することは守秘義務違反に当たるという判断をさせていただきました。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町のほうはそういう決定をしたということなんで、承知しました。ただ、私はちょっといまだかつて首をかしげるしかないかと、そういう決定がいいのか、ただ町の決断は決断ですからね、それはどうのこうのと我々が言うべきことじゃないんで、それは了解しました。

そういうこともあるんで、今後例えば今でも集落支援だとかいろんな町民から募集した事業をやる時に当たって、ですから、今回こういったことがあったことをきっかけに、何か審議会みたいなものを町長、そういうのをつくって、そこでみんなでわかるようにして順番づけるとか、そういった方法をやったほうが、こういった案件がなくなるんじゃないかなと、私はこんなふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういう方法もあるでしょうけれども、全てがそれがいいとは私は思いませんで、そういうことも考えられるということは当然あると思います。ですから、ケース・バイ・ケースだと思います。そういうことで、いろいろ諸事情の中でそのような判断を懲戒審査委員会の中で下したということであります。

町としてやっぱりこれも町民に対しての地域に対しましてのその信頼を失う一つの大きな不祥事だったと私はそのように私としては認識しております。どの程度が懲戒審査の中で判断が適切かどうかは判断されたことは私は尊重しますが、そうしたことも含めて町としてはいろんな審査のあり方、あるいは決定の仕方はそれぞれのケース・バイ・ケースでやって、それは法令に限らずこういうことがあったからじゃなくて、それはもともとの根本に返って、私としては判断していきたい。そして、そのようなことがないような、職員の対応といいますか、そういうことも教育もしっかりしていきたいと。いずれ社会人でありますので、一番基本的なことは本人の自覚が一番なんですけど、そういうこととしても、組織としてしっかりやっていきたいと、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ぜひ、世の中はやっぱり大分変わってきたと、働く人の気持ちも変わってきたということもありますので、今後どうすれば再発を防げるかということを経政として考えてほしいと、こんなふうに思いました。

それでは、次の質問に移ります。次の質問、これは2番のほうからやります。来年度予算編成と職の創出で、2番のほうはこれを質問したというのは、実は議会報告会だとか終わってからはばらばらになって座談会みたいな、町民と1対1で話すことはあるんですけども、結構南会津町としてはいろんな手を打って、ちょこちょこ政策をやっていますよということを教えても、これは前回も言いましたけれども、町は宣伝が下手だなと、もうちょっとうまくやらなければ町民はわからないべということは言いましたけれども、やっぱり相変わらず町民の方は

知らないという方が多いです。

特に就職に関しては親が意外と子供任せとか、そういう方も結構いらっしゃいますから、子供だけじゃなくて、親にも南会津町にはこんなふうな職業があるんだよ、可能性があるんだよということをやはり来年度あたりは一つ予算とってでも、その伝達の方法を私は考えるべきじゃないかと思うんですよ。

だから、今回も一般質問を出すに当たって、やっぱり例えば5年くらい前から企業と高校生が実際に会って体育館でやっているとか、それを若い奥さんたち意外と知らないんですよ、こういうことをやっている。そのとき町のほうでは新聞広告を入れたとか広報に載つけたからもうわかっているはずだと思っているかもしれないけれども、実際はわからないということが多いんですから、特に新規就農者に対して、例えば年間150万だと。あれは国よりも町のほうが早くやっているわけですよ。その後追いで国がやってきているわけですから、そういった町独自の事業もいっぱいやっているよと。例えばここ10年間くらいの町のやっている政策をがっとう上げてね、こういうことをやっている、現在はこういうのが進行形だよとか、そういったことを上げれば、町民もそれじゃ役場へ行ってもうちょっと詳しく聞くかとか、そういうふうになると思うんですけれども、その周知の仕方について今後どうするか、ちょっと継続のものと今後に力を入れていくものと、それについてお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実は私も情報の発信はしっかりしますと口では確かに言っていますし、それなりにできる限りのことはやっている。ですけれども、そういう状況にあるということは、まだ努力不足というか、やり足りないものがあるのかなと、そのようにも自己反省といたしますか、そのことをいろいろめぐらしているところでございますけれども、実は先日伊南の行政連絡員といたしますか、区長さんの会議がありました。その中で、集落支援員が地域を回って地区を回って、そしていろんな意見を聞いた。

そうしたらその中に、町は私たちの地域のことを具体的にはプランを持っていないというような意見があったとか、それから町がやっている事業を私たちは全然知らないとかね、そういう意見が上がってきました。どこで言っているかわかりません。しかし、町はそれを感じたものですから、3年ぐらい前から町のメニューをまず区長さんにやった。しかし、区長さんにやったけれども、区長さんの温度差があって、これが全員に伝わらない。ですから、それも今度は全戸に配布しようということで2年間やりました。しかし、またことし同じようなそういう

ことが出てきました。ですから、新聞チラシをやった、インターネットでやる、そして回覧でやる、そういうことをやったあげく、それでもわからないって一体どうするのかと正直自問自答しています。ですから、一人一人、一軒一軒回って、一人一人に言わないとだめかと、極端なことを言えばね、本当にそんなことかというようにことを思いながらいます。

ですけれども、それはそれとして、しかし、いろんな人がやっぱりいるということも踏まえた中で、あの情報発信の仕方は皆さんが興味を引くような、そのような情報発信の仕方を我々は研究したりやっっていく必要があると、そのようにも考えておりますので、皆さんと話をしながらやりたいし、ぜひ皆さん方にもアイデアをいただきたいと思います。それで、よかれと思うことはやっていければと思いますし、本当に確かに今私も職がなくて大変だという方もいらっしゃるし、ぜひそれはもう一つは働く義務というか、そういうことも認識していただいた中で、町の仕事はどういうことがあるのか、ハローワークに行ってもらおうとか、あるいは町に問い合わせてもらおうとか、そういうみずからの、与えられるものじゃなくて、自分から得るものと、そういうこともやっぱり気持ちの中で行動として出していただければと、そのようにも願うところであります。

ですから、町としてできる限りのことはやっていきたい、そのように思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町長、それはしようがない、辛抱して5年ぐらいやるしかないんだって、だって、私が初めて町会議員になったときに、視察研修に行くと、おい、町会議員、今度旅行どこ行くって言う。もう初め5年ぐらいは我々は事前研修もやりながら、一生懸命研修しようと思って、それでそれ以前は事務員が復命書を書いていたとか、いろんうわさがあったんで、それはじゃ自分たちで行ったんだから、自分たち議員で復命書も書こうとか、調査結果も全部やろうということやっていても、5年ぐらいはやっぱり顔を見ると、おい、議員さん、今度旅行はどこ行くんだとやられたわけですから、やっぱりこれは周知の仕方は相手にわかるまでもう闘いだと思って、5年ぐらいはちょっと続けるしかないと思いますよ。名案というのはそれ以外に何かないような気がします。

それでは、次の1番目の地場産業の育成に力を注ぐべきということについて、再質問をさせていただきます。

実は新しい企画がないということだったんですけれども、総務委員会で、これは総務委員長が総務委員会の研修の報告をしたときに、町長さん、これということで2冊の本をあげました

よね。あそこに行って、あそこもそうだし、それから島根県の隠岐の島の例の海士町もそんなんですけれども、やっぱり決断してどこかでふんどしを締め直しているところが、やっぱり伸びているんですよ。

特に今回北海道へ行って思ったのは、やっぱり町長、研修をさせていますよ、職員に。ほとんど管理職の職員は海外旅行といったんだか、国内だったか、海外だよな。海外に必ず1回は行かせるというんだよ。一番多く行っている人は7回行っているんですよ。それでそこで得た情報をもとに、日本語学校だとかいろいろなの、後からゆっくり読んでもらうとわかんと思えますけれども、独自の学校をつくっているわけですよ。送り迎えだとか、幼稚園だとか一体化とか、それも県に言ってもだめだから国に言って、国のオーケーをもらって県の許可をとっているわけ。

福島県なんか特にそうだと思うんですよ。前例がないとなかなか動かないというのが福島県のいいところであり悪いところであるわけですから、そのためにはやっぱり私はつくづく思いましたけれども、前の議会でも年間1,000万くらい使って研修、職員にやらしたらいいべと冗談半分に金額は言いましたけれども、実際に50人やったって、今議員は大体2泊3日で8万円ですよ。50人職員を2泊3日でやらせてやって8万円としたって400万円で済んでしまうわけですから、5年に1回くらいは、おまえ何か自分の仕事の目的を持ってどこかに研修に行ってこいとかね、もう強制的にトップダウンでやらせると。そのかわり報告書に関しては厳しく報告をさせるというようなことでやると、私は今回のように、今回のようにとってはおかしいですけれども、やっぱり新しい発想が出てくるんじゃないかと思うんです。

その辺の研修、職員の研修、とにかくよその町村と交流させると。時間がないと言ったら時間は自分で仕事の中でつくれと、つくれば絶対に創意工夫すれば時間は2泊3日くらいは出てくるはずだと思うんです。そういった研修の費用をぜひ来年度の予算に今から上げて、今から職員も心構えをきちんと持って、自分の仕事を生かすような研修をするんだったら、どこだろうという気構えを今から持たせて来年度に臨ませるようなことをやらせると、また新しい職のあれなんか出てくるかもしれないと、私はこんなふうに思っているんですけれども、いかがでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今まで職員提案とかいろいろ言っていました。そういう中で自分がこういう研修を受けたいという提案はありませんでした。あればまたそれで考えたいと思いますが、研修そのものは確

かに有意義な部分もあると思いますし、今後検討していく必要があると思います。しかし目的を持たなければというか、何が何だかわからなくて、とりあえず行ってみようという、それも一つかもしれませんが、やはり何のために行くのかということも大事でありますので、そういうことも含めた中での、先ほどじゃないですけども、意識改革した中で職員のその意識というか、今後の、私は将来本当に全職員、職員になった時点からもう私はこの町の職員になるんだ。やがては執行部になっていくんだと、そういう気構えの中で毎日を仕事してほしい。そうしたらおのずと自然、自分の考え方というものに基づいた将来のまちづくりからして、自分の職務に対する意欲というものがあるはずだ。そうすれば課題が見つかったり、また仕事が自分からいろんなことができるようになるよということを意識づけをしたいと思っています。ですから、そうした中で、研修も含めていろいろ検討していきたいと、そのように考えております。

ただ、研修に行って眺めてこられたただけでは困りますので、しっかりそういうことも気構えの中でやる中で研修ということもあり方も検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えいたします。

例年研修につきましては、いわゆる自治研修センター、こちらは新採であったり、あるいは役職でもってそちらのほうに参加するという、そういうパターンと、それからみずから専門的なスキルアップ、知識を得たいということで、みずから手を挙げて自治研修センターに参加すると、そういう2つのパターンがあるわけですが、それ以外にさらに各課で、より専門的な知識を得たいという、特に技術系が多いんですが、そういうことで総務課のほうに申し入れがあって、職員みずから提案して、ぜひという職員については総務課の研修費のほうから支出をして行ってございます。

最近も伊南支所のある職員が、ぜひ地域おこしのために勉強したいということで、数日間の4泊くらいですかね、ありましたが、そちらのほうはいろいろと私のほうで本人からの思いを聞かせていただいて、じゃぜひ行ってこいということで研修のほうに出させたということもございますので、議員おただしのように本人みずから職員が、職員もいろんな資質の職員がおりますが、本気でやるという者については、私のほうでも認めてやっております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 なかなか人を使うということは、私も荒海の工業団地でいろいろ

苦勞はしましたけれども、ただやはり5年に1回くらいは行ってこいとか、トップダウン的なことがあっても私はいんじゃないかと思うんですよね。もう強制的にあれだ行ってこいというぐらいで、ただ町長が言ったみたいに、目的もなく何もなくへらへらと行かれたんじゃない困りますけれども、とにかく研修については、そういったことでとにかく町をよくするためだったら、もうどこでもいいから提案しろというくらいの気持ちでやっていただきたいなと思います。

それともう一つ、新しいあれがないということで、何とかきょうも訓正議員のほうからもバイオマスだとかいろんなことがありましたけれども、これはもう十二、三年前から議会もそれから行政も新エネルギーについては、今は再生となっていますけれども、やっています。

それでたまたま総務委員会で館岩の支所長の顔を見たんで思い出したんで、要するにミドリ安全でどうも機械の調子が悪いといったときに、あのときたしかオーストリアに行って機械のぐあいとあれを見てきたはずだと、復命書をちょっと総務委員会に出してくれということで、出していただきました。その感想が、やっぱりこれは私もけさ見たばかりなんで深くは見えていないですけれども、やっぱり一番は路網だと、路網をやらずして、やっぱりその先の事業を考えても継続的なことはできないと。それから国の森林認証ですか、あれも50年サイクル単位でないと許可が得られないというようなことがありますので、ここは一つそういった路網についての計画について、農林課のほうはどんなふうに思っているのか。あるいは町長とか副町長は、多分気づいてはいると思うんです。金額が相当かかるんで、ちゅうちょしているかと思うんですけれども、この林業の路網から材木を出す、そして新エネルギーに結びつける、そして雇用を多くして交付税を多くもらうという一体感のある企画じゃないと、私は国に言っても話にならないんじゃないかなと、こんなふうに思うんですよ。

しかも、路網に関してはやったからってすぐそんなに一度にできるわけじゃないですから、5年計画くらいで何百キロずつふやすよと、そういったきめ細かなことを本腰を入れてやらないと、なかなか国から新しい助成事業として認められるのはちょっと創生事業でも難しいんじゃないかなと、こんなふうに思うんですけれども、林業に対してどんな思いがあるか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど訓正議員のご質問にもお答えしましたように、私たちのこの地域の90%以上が森林であります。その森林を今まで余り活用できなくてきた地域でありますので、この活用をするこ

とが町の最大のこれからの大きな飛躍につながると、そのように考えております。そうした中で確かに路網の整備というのは大変おくれております。そして、森林組合であったり、あるいは荒海財産区の作業員もごございます。そういう人たちにも技術習得いただいて、そして路網の整備からできるような、そのような人材の育成も進めていければと、そのように思っています。

ことは伊南の森林組合で、その重機といいますか、冬は除雪を別な会社でやっていたんですが、今度は新たに森林組合として受けていただいて、その人材育成するよう拡大できるようにやっていきたい。それらの人材を生かした路網の整備も独自でできれば、いろんな補助事業ばかりあるとは限りませんので、そういうことも含めた中で路網の整備だったり、あるいは地域にそういうものはいざというときの対応がしてもらえるような、そういう組織にして、そして厚みを増した地域づくりをしていければと思っています。

ですから、そういう意味では林業は今後大きな課題はありますが、飛躍ができる分野だと思いますので、人材の育成からそのことも含めて路網の整備であったり、あるいは木材の活用を町として進めていきたい、そのように思っています。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ぜひ来年度は私は路網整備単独計画書くらいはつくっていただきたいと思います。というのは、もうこれは町長あたりは霞が関へしょっちゅう行っているからわかると思いますけれども、今、霞が関の動きで全国的に、福島県はやっていますよね。福島県は10年くらいたつのかな、森林環境税ということで1軒から1,000円くらいずつもらおうと、それを国はいよいよ何とか森林をしなればいかなんということ今検討中ですよ。これは林業関係だから農林課長が一番詳しいのかな。多分これは来年か再来年は今の流れからいうと、そういった案が採用になると思うんです。

そうすると、国全体で何億という、何千億になるのかな、あれは、という金が出てきます。森林に係る環境税ですから、森林に係る事業をやりなさいと。これも今回の地方創生と同じように、いいアイデアのところが多分行くようなシステムになると思いますよ。だから、そのときにこういう募集が始まりましたよから企画をしたんでは、これはもう全然よそに勝てません。そういったことも見据えて、もう来年度あたりから路網整備計画というものをつくって、できたらもうすぐ一番で手を挙げると。

今回の地方創生だって案の定80%は蹴られたというのは、もう大体予想はしていたわけですから、そういう意味では、ぜひとも来年度、町長には路網整備計画みたいなものをつくっていただきたいのと、こんなふう提案するんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

地方創生の話も出ましたから、地方創生はもう既にやっているところはだめだと、事業はだめだと。議員先ほど理解されたと思うんですが、南会津町は結構先進的な部分があって、それは申請してもだめだったんです。よその地区はそれが認められたんです。ですから、やはりそこはそれだけの差があったということでありまして、今度は路網の整備もそうですけれども、やはりその路網の整備をして何をするのかということ、結局何をやるから路網を整備するんだということをしっかり計画で立てなければだめだと思っていますし、先ほどもその森林の整備であったり、あるいはチップボイラーであったり建築材の用材であったりいろんな用途、その木材の用途に我々是对応したいんだと、そして森林を活用したいんだと、防災もやりたいんだと、鳥獣害の対策もやりたいんだと、そういうことを全て計画した中での路網の整備ということが包含されたものになると私は思います。

そういうことは、町としても総体的な考え方の中で構想は持っていますし、それはできますし、それはこれからもやっていく大きな私どもの地域としての課題だと思っていますから、これはしっかりやっていきたいと、そのように考えております。

そういうことで、オリンピックもございますし、そのオリンピックに対しての町の材の提供の話もございますが、相手もあることですし、これも町としてはしっかり進めていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、たまたまこの復命書も見て感じたわけですが、多分これで一緒に同行された、支所長のほかに同行された方も一番ぴんと来たのは路網だと思うんです。テレビでも何でももう日本が一番路網の距離が面積からいったら距離が短いというのは、しょっちゅう言われていますから、ぜひそれを検討していただきたいと、こんなふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、16番、星登志一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

平成28年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成28年12月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

17番 室井嘉吉 議員

9番 湯田哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員 (1名)

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長

梅 宮 昭 広	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長
阿久津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
宍 戸 英 樹	会 計 室 長	五十嵐 小一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長
芳 賀 美 惠 子	学 校 教 育 課 長	星 不二夫	生 涯 学 習 課 長
長 沼 豊	館 岩 総 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 総 合 支 所 長
馬 場 宗 一	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成	事 務 局 長	齋 藤 二 郎	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 室 井 嘉 吉 議員

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 どうも、おはようございます。

それでは、通告に従い質問をしたいと思います。

1点目は、来年度予算編成についてお聞きをいたします。

来年度予算編成は今、真っ最中のことと思いますが、予算編成の基本的な考え方、さらには主要な施策は何か、この2点についてお聞きをいたします。

大きな2つ目には、特急乗り入れの準備について、こういうことでお聞きをいたします。

きのうの7番議員の質問とも重なる点があるかと思えます。重なる部分については、答弁はしていただかなくて結構だというふうに思えます。

来春の東武鉄道のダイヤ改正に合わせて、会津田島駅に「特急リバティ会津」が乗り入れられます。本町の活性化と特急乗り入れをいかに連動させるかが、町議会の中でもこの間種々議論されてきたところでもあります。そういった観点から3つの点についてお聞きをいたします。

1つは、野岩鉄道の開通から30年、本町として特急乗り入れに対する思いはということで質問いたします。

2つには、特急乗り入れに向けて、受け入れ態勢についてどのような準備をしているのかお聞きをいたします。さらには、その準備の進捗状況は現在どのようになっているのかお聞きをいたしたいと思えます。

3つには、県立病院の充実についてでございます。県は、新聞報道によりますと、県立病院の改革プランを策定をして、県立南会津病院を地域振興に活用する拠点とし、医療、介護に関連する分野での産業づくりを想定し、地元と連携を図り、病院などの施設を利用し、地元農産物の加工を行い、開発製造し、高齢化の進む地域の病院や介護施設に提供し、地産地消や健康増進、雇用の創出などにつなげると、こういう方向のようではありますが、以下2点について伺います。

地域振興の立場からは、こうした県の動きは大いに歓迎すべきことではありますが、県立病院

の診療体制の充実を最優先すべきと考えますが、町の考えについて伺います。さらに、こうした動きは病院の弱体化につながるのではないかという不安があります。引き続き、県立病院の充実を求める町の決意について伺います。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

それでは、17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成29年度予算編成についての1点目ではありますが、予算編成の基本的な考えはとのおただしであります。本町は、27年度で普通交付税の合併算定替えが終了いたしまして、本年度から普通交付税が段階的に減少する激変緩和期間に入っております。財政的に非常に厳しい状況となっております。一方で、地域経済の活性化や子育て環境の充実、少子高齢化・人口減少への対応など、山積する地域課題に対しては、事務事業の検証を行いながら、適切かつ積極的に取り組んでいく必要があると、そのように考えております。

平成29年度当初予算編成においては、「新しい潮流を創造し地域活力の向上を目指す！働く環境、子育て環境、移住定住の充実」をスローガンに掲げ、予算編成を行っているところであります。

次に、2点目ではありますが、主要な施策は何かとおただしではありますが、平成29年度当初予算編成においては、第2次南会津町総合振興計画に基づく3点の重点施策と、個別事項として2点の重点施策、合計5点の重点施策を定め取り組んでおるところでございます。

第2次南会津町総合振興計画に基づく重点施策の1点目は、働く環境と町民所得の向上であります。全ての勤労者が生きがいを持って働き、安心して暮らせるよう、新規就農者の支援や地場産材の活用等による地場産業の振興、企業が行う人材育成や経営基盤の強化に対する支援に取り組めます。

2点目ではありますが、福祉と子育て環境の充実であります。全ての子育て世帯が安心して子供を産み育てられるよう、年長児童の保育料無料化の継続と妊産婦の不安と負担の軽減等に取り組むとともに、高齢者等の社会的弱者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援等の連携を図りながら、総合的な支援に取り組んでまいります。

3点目は、地域力の向上であります。少子高齢化や人口減少に歯どめをかけるために、U・Iターンによる移住定住の促進と定住者支援に取り組むとともに、4地域それぞれの特性を生かした地域づくりの推進と、集落内で助け合う力を強化するための集落支援に取り組めます。

次に、個別事項として、1点目ではありますが、東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れへの対応であります。交流人口の拡大と地域経済活性化を図るため、首都圏と南会津町を直結する新型特急の会津田島駅乗り入れに対応し、県内外へ情報発信と観光客の受け入れ環境整備に努めてまいります。

2点目ではありますが、関東・東北豪雨災害からの着実な復興であります。被災した施設の復旧に努め、生活基盤や生産基盤の着実な復興を進めてまいります。

以上、5点が平成29年度当初予算編成における重点施策であり、財政状況が厳しい中であっても、山積する地域課題に対して積極的に対応していきたいと、そのように考えております。

なお、現在、予算査定中でありますことから、事務事業を具体的に提示できる状況にはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、特急乗り入れの準備に関する1点目、それから、野岩鉄道開通から30年目の本町としての特急乗り入れに対する思いについてのおたがしであります。昭和61年に野岩鉄道会津鬼怒川線が開通いたしまして、その翌年に会津鉄道会津線が第三セクターとして開業し、さらに平成2年には会津高原から会津田島駅間が電化されました。会津田島駅と浅草駅間の直通運転が実現したところであります。

会津田島駅までの電化に当たりましては、約1世紀に及ぶ鉄道建設運動時からの沿線住民父祖三代にわたる悲願でありました。こうした先人の方々のご苦労が、この歴史があったからこそ、来春、東武鉄道の新型特急が会津田島駅に乗り入れることにつながっていると、そのように認識しているところでございます。

改めて、今までかかわっていただいた方々へ深く敬意を表するものであります。昨日もこれに対してのいろんな対応、各議員から意見もいただきましたし、ご質問ありました。今やっている町の対応、それから地域の対応、そして商工会を含めた関係者の対応等、いろいろお話しさせていただきましたけれども、今後とも、しっかりそれらに対して町としても対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、特急乗り入れに向けた受け入れ態勢についてどのような準備をしているか。それから3点目の、その進捗状況についてのおたがしであります。今申し上げたとおりでございますけれども。また、去る10月27日に、車両名称やロゴマーク、本町に乗り入れる特急列車の愛称が「特急リバティ会津」になることなど、東武鉄道からプレス発表されまして、徐々にではありますが、特急運行の内容を知ることができてきています。詳しい情報はまだわかりませんが、間もなく発表されるのかなと思います。

私どもとしては、今、特急の愛称が特急リバティ会津となったわけではありますが、私、リバティはなかったんですが、特急南会津でどうだろうと、単純にそのように一番南会津をPRしたかったものですから、そのようなことを応募しましたが、残念ながら却下でした。ということで、「特急リバティ会津」と決定しました。

これまでの受け入れに関する協議につきましては、商工会や観光物産協会、沿線集落、南会津地方振興局など、関係機関や団体と進め、対応を要する分野ごとの内容を確認するとともに、関係機関や団体が計画している事業等について情報交換を行ってまいりました。

その進捗状況についてであります。現在、平成29年度当初予算への計上に向けて、事業内容及び必要経費の精査を行っている段階にあります。新型特急の乗り入れは、当地方の交通体系に大きな変化をもたらすものでありまして、観光誘客や交流人口の拡大、さらには、地域経済の活性化につながっていく大きな起爆剤になっていくと、そのように考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

なお、昨日も申し上げましたけれども、やはり私たちのこの地域ばかりじゃなくて、会津高原尾瀬口駅、それから会津田島駅、それらを結ぶ2次交通、そしてこの会津全体への周遊の誘客といいますか、そのような対応を今後望まれると、必要になると、そのように考えておりますので、町といたしましても地域の自治体と関係者としっかり連携をして、この有効に、皆さん方にこの地域に来ていただけるように、交流人口がふえるように頑張ったいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県立病院の充実に関する1点目ですが、地域振興の立場から大いに歓迎すべきことであるが、県立病院の診療体制の充実を最優先すべきとのおただしであります。現在、福島県におきまして、平成29年度から31年度を計画期間とする第3次県立病院改革プランの策定作業が行われております。

今回おただしのような、県立病院を地域振興と結びつけた取り組みに関しましては、これまで町に協議はされておひません。また、去る11月17日の福島民報朝刊に「県立病院核に産業創出」の記事が掲載されましたが、県立南会津病院に内容を確認したところ、現段階において県立病院改革プランに盛り込む考えはないと、そのように伺っているところであります。

町では、県に対しまして、第3次病院改革プラン策定に当たりまして、町重点課題であります県立南会津病院の充実、特に、眼科、精神科、産婦人科等の医療供給体制の充実を盛り込んでいただくよう強く要望しておひますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目ですが、引き続き、県立病院の充実を求める町の決意はとのおただしで

ありますが、県立南会津病院につきましては、南会津地域医療の中核医療機関として大変重要な役割を担っていただいております。

第3次県立病院改革プラン策定において、整備充実を盛り込むよう求めてまいりますが、南会津郡内4町村議会と協力しながら、重要点事項として、県立南会津病院充実強化について、福島県等に対し要望活動を行いたいと考えております。

また、南会津保健所、南会津郡医師会等を構成メンバーとした南会津病院地域医療協議会や県立病院事業経営評価委員会に対しましても、南会津病院の診療体制充実について要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。これまでもこの課題というものは、非常に私どもの地域にとりまして大きな課題であります。

今申し上げました診療科目等も含めまして、そして南会津病院のスタッフの方々とも、私も協議会の中でも話させてもらっているんですが、やはり麻酔科の先生も足りないよということもございました。いろいろ課題ございまして、県のほうにも病院局のほうにも、そのような要望を、今の現状を踏まえた中で、町としても、そして地域4町村の自治体としても要望活動を行っているところでございますので、今後とも引き続き、私たちのこの地域の本当に命を守る唯一の基幹病院でございまして、町としてもしっかり対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、今の答弁をいただいたことについて、さらに質問をしていきたいというふうに思います。

最初に、来年度予算の関係でございまして、基本的なものの考え方、さらには主要な事業の考え方については理解することができます。それは、町長答弁の中にもありましたように、一本算定終わって、そういった激変緩和期間2年目ということになるわけですね。それで、これからは当然にして、人口減、これは国全体も含めて人口が減るんだし、我が町においても減ってくるわけだし、そういった意味では、財源的な部分というのが、これはよくも悪くも縮小傾向に陥ってくるということは、これはもう今からは当然にして想定できるんだろうというふうに思います。そういった意味では、本当にこの事業の特化ということだって、これからは、徐々に徐々に検討をしていかざるを得なくなってくるのではないのかという、実は心配をしています。今のような住民サービスやら、さらには事業を継続してやっていくということが、本

当に今後に向かって大丈夫なのかと、こういう点で、実は大きな不安を私自身は感じております。

きのう来の、きょうの議員懇談会の中でやる予定でありますけれども、公共事業の各施設の修繕だとか維持管理の関係を見ても、これからどんどんそういった分野に、財政が食われていくという、こういう状況も明らかになってくるんだろうというふうに思います。そうした中で、事業の特化ということは避けて通れないのではないのかなと、こんなような気もします。

だから、そういった点について、何を重視をしながらやっていくのかということも、これから問われてくるのではないかというふうにも思います。そういった意味で、事業の仕組みというのかな、そういうところの見直しを、この見直しというのが検討をしていくようになんないということも、私は出てくるのではないのかなと。これは、私は次の議題の中でやっていく部分なんだけれども、例えば例に出して言います。例えば、鉄道に今、経営安定化支援金というものを支出していますよね。会津鉄道にも出しているし、野岩鉄道にも支出していると思います。

だから、こういったのを単に支援金として出すのではなく、出すことは大いに結構なことなんですけど、これをうまく隠して、要は会社にお金が入ればいいわけだから、そういう中で何か知恵出しをして、この金を使っていくみたいなやり方、こういうことが、1つの例で言えば、そういった予算の、何ていうのかな、有効な使い方というか、そういったことがこれからは求められてくるんだというふうに思います。

そういった意味でこの予算編成というものを考えたときに、これは当然行政側の立場の人もそうだし、我々議会の立場にいる人も、そういう観点からの勉強というか、そういう研鑽を積むというか、そういうことが求められてくるんだというふうに思います。そういった意味で、この点については特別、町長再質問するつもりはございません。私自身もそういう立場に立って予算についての認識というものをしながら、引き続き一議員として研さんを積んでいきたいと、こんなようなことを申し上げながら、この部分については終わりたいと、こう思います。

次に、2点目の特急乗り入れの関係でございます。それで、これは実は過般、私どももたまたまこういった関係について勉強する機会がありました。それで、私も余り鉄道のことなんてわかりません。ただ今度、田島駅というのは終着駅になるわけですね。リバティ会津の終着駅が会津田島駅だと。そして、終着駅効果というのがあるようでありますね、終着駅効果というのが。そしてこれは、よい口コミとして、いやあ田島、南会津というところはいいところだよと、よいことは口コミで10倍拡散するそうです。悪いことは20倍拡散するそうです。倍にな

ると。

これは、こういう観光に携わっている人の話ですから、やっぱりそういう経験からこういう話がされているんだというふうに思います。ああ、なるほどそうかなと。こんなことで私も実は認識をしたところでもあります。そういった立場から、きのう来の7番議員との議論をお聞きした中で、その講師先生が言う、こういったことをやったほうがいいでないかなというようなことも、その研修会の中でありましたので、ちょっとお聞きをしたいというふうに思いますが、1つは、駅から国道までの町並みの関係、こういったところについては、何か特別考えていることがあるのかなのか。1点お願いしたいと思います。

あとは、郡役所、祇園屋台のところ、あとは、酒蔵で試飲というんですか、試飲をできるようなことが考えられているのかどうなのか。あるいは、駅の近くで手軽にコーヒー飲めるような、こういった環境づくりなんかはどうなるんだ。あとは、案内ガイドについては、きのう来もありましたから、ここはわかりますが、こういったことについて、各種団体含めて、もう事前に準備されていますよということなのかどうなのかだけで結構ですから、ちょっとお願いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 私のほうからお答えします。

駅前から新庁舎までの町並みの計画につきましては、今現在、商工会の会員を中心に市街地活性化の中で議論を深めてほしいということで、お話をさせております。その中できょうも、きょうの2時から、また商工会の市街地活性化全般にわたってどうしたらいいだろうという議論をしておりますので、具体的な案は出ておりませんが、町の顔である道路でもありますから、そういうことを考慮しながらにぎわいづくりをして、歩きながら新庁舎に来てもらうというような対策が講じられないかということで、今ボールを投げている段階でございますので、しばらくお待ちいただければと思います。

あと、酒蔵での試飲ということがありましたが、これも酒蔵が町うちには3軒ほどございますが、うちのほうでも、いろいろ県のほうからもそういったコースに設定できないかということでお話を受けておるんですが、町うちで予約があれば対応しますということで、フリーですとなかなか対応ができないというのが状況でございます、県のそういった酒蔵の周遊の施設ということではちょっとおくれがあるのかなというふうに思いますので、そういった町なかに団体で来た場合は、対応できるような対応は講じてまいりたいなと思います。

あと、コーヒーショップにつきましては、今、駅前のほうにも2階にコーヒーを飲めるとこ

ろもございますので、そちら。あとステプラの2階が今、みなみやまさんが別のところに事務所を構えたということでございますので、2階スペースがあいておりますので、そちらの利活用も含めて、観光客のおもてなしをどうするんだということで、4月の乗り入れまでには一つの方針を出して対応していきたいなと思っております。

あと、案内ガイドにつきましても、この1月にガイド養成講座をやります。1回ではなかなか話を覚えることができませんので、来年も引き続き5回ほど定期的の実施していこうということで今、考えています。

あと、お客さんが来ても、タクシーに乗ってもなかなか観光案内ができないということもありましたものですから、タクシーの運転手さんを対象にしたガイド養成を2回ほどやって、タクシーの運転手さんにもお客さんとの会話を重視していただきたいということもありまして、タクシーさんがそういったガイドになっていただいて、南会津をPRしてもらって、よかった、よかったということで、また来てもらう仕掛けにしていこうということで、そういったいろんな関係先との調整を進めているというような内容でございます。

郡役所につきましても、今、市街地活性化の中で、そういった郡役所、あと鳴山城等々の施設、石造りの住宅もございますので、そちらも今、町内のほうと商工会のほうでも、それらを位置づけにした周遊プランが盛り込めないかということで、今、検討を進めているところでございます。

あと、屋台小屋も4つできましたので、そちらを盛り込みながら、1時間コースで周遊できるようなプランを提供して、お客さんに満足度を提供していきたいということで今、検討中でございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 特に、酒の試飲というのは、これは我が町では乾杯条例を持っているわけですから、ぜひ、どんなやり方をすれば一番いいのか、酒蔵さんにご理解をいただくにはどんなやり方をすればいいかは、私はわかりませんが、ぜひそれは理解をしていただいて、観光客が手軽に寄って試飲できるような対策を町としてもぜひ進めていただきたいなと、こんなふうに思います。

そして、2次交通だとかそういうのが十分配慮をしていると、あるいはレンタカーもそうだなというようなことですが、ただ、レンタカーについては、今現在、ヨークさんの前にはありませんよね。あと、それ以外に、何ていうのかな、駅からおりたらすぐレンタカーに乗れるみたいな、そんなようなことというのはいろいろ考えられないのかなというふうに思うんですけど

も、こっちから向かって駅の脇の便所があるところのスペース、今現在駐車場になっていますよね。ああいうところを民間に開放して、駐車場敷地として提供をしていくとかして、もっとこう、利便性の高まるレンタカーというものも考えてはどうなのかなというふうに私は考えますけれども、いかがですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申します。

レンタカーの取り組みにつきましては、今現在、会津レンタカーさんと南栄通商さんが田島地域でそういった取り扱いをしております。両社ともお話をしまして、ぜひ誘客のお助けをしたいというような回答もいただいておりますので、ぜひやっていきたいという方向で検討を進めているところでございます。

議員おただしのように、駅前に置いたらどうだという話もあるんですが、ご存じのように駅前は大変混雑しております。みなみやまの観光案内所が総合窓口にさせていただきまして、そこでお客さんとの調整をしまして、すぐにレンタカーさんとの連絡調整して、車をそこに配置するというところで考えています。

あと、会津高原駅におりるお客さんもいるだろうということもありまして、それらについては事前に予約してもらえば、その時間にレンタカーをお届けしますということで、会津田島駅と会津高原駅にレンタカーの対応をしたいということで、今、レンタカーさんとの調整を進めているところでございます。

もう一つ、レンタカーで、うちのほうも、ただレンタカーをやってもなかなか需要もふえないということでもありますので、一つとしましては、必ずレンタカー南会津を周遊していただく、そこでお土産を買った方については、それなりのキャッシュバックをしていこうと。あと宿泊をした方には、そういった領収証を提示すれば、全額ではないが一部をキャッシュバックしてもらおうと。そのお金を使って、また南会津のまたお土産とか食べ物を食べて帰っていただくというような仕組みにしたらどうだということで、利用促進の観点から検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あと、Wi-Fi環境の整備ということで、駅に環境整備やるというような考えはございますか。Wi-Fiというのか、私もあまりそっちのほう得意でないからあれなんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

鉄道側の構想の中で、列車関係はW i - F i 関係を整えたいというようなお話をお伺いしておりますが、主要駅についての対応まではちょっと情報ありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それはあれですか、町とすれば、それは鉄道会社がやるものだという理解なんですか。駅にくっつけるということになれば。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 今のところ、情報として鉄道側の情報しか持ち合わせておりませんから、そういうふうなお答えを申し上げましたが、当然、町で整備するというのであれば、今後検討課題というふうに捉えております。現時点でそこまでの予定はございませんでした。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっと私の考えといえますか、これからいろいろ観光交流をどうするんだという中で、やっぱり一番注目されているのがインバウンドだと思います。外国の観光客の皆さんはやっぱりW i - F i 設備ちゃんとありますかと、かなりこの点、重要視しているようでございますので、町もそういう意味では、2020年のオリンピックに向かって、そういうことも整備できればと思っています。これは、国の制度等何かあるかと思っておりますので、県とも相談しながら、そして国にそういう制度があれば、そういうことを利用しながら、町としての整備を万全に図っていく方向で検討してみたいなと、そのように考えております。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 このW i - F i の環境整備というのは、これがなかったら絶対だめだということですね。それくらい、環境整備というのは重要なことだということを、その研修会の中では講師の方は強調されておりました。駅に最低この整備がないとだめだよということを言われていましたので、ぜひこれは、特急乗り入れまでにやっぱり整備するという、こういうことでぜひ検討をしていただきたいと思っております。

それで、あとそのほかの点については、いろいろP R なんかもするやの答弁がきのうございました。いろいろ町とすれば考えているなど、こんな思いで実はきのうお聞きをしました。

それで、ここは私の提案なんですけど、南会津というのは祇園の町だと、こういうことを言っているわけですから、特急が入ってくる時にポイントを当てたほうがいいのか。ある程度特

急が入り込んで、一定程度、最初は興味本位で来る人なんてもいる。一時お客が減るみたいなこういうときにポイントを当てたほうがいいのか、ちょっとその辺はいろいろ判断だというふうに思いますけれども。ミス祇園というか、このようなコンテストをやるかやらないかは別にして、若い娘さん5人くらい花嫁姿で仕立ててPR活動をやってはどうかのかなというようなことを、私なりに考えてみました。いかがですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

そういった花嫁姿で、トップセールスということで二度ほど、町長さんと議長さんに浅草駅で、あと花嫁の姿でやっております。

最近ですと、ことし県庁訪問と、いろんなマスコミ、民報さんとか、そちらについても祇園の格好をしましてお邪魔して、そういったPRはさせてもらっています。そういったミスコンテストはどうかということでございますが、以前、旧田島町でもそういったミス何とかというのをやったような記憶はあるんですが、この辺については、町長ともよく協議しまして、町の活性化につながるようであれば、私どもでも一生懸命対応していきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そういうことをやっているのなら大いに結構だというふうに思いますが、私は、そのとき何人でやったんだかわかりませんが、私は5人くらいで主要な東武線の駅を中心にずうっとこうやると、それでやり方も、これは金との関係も絡むんですが、先ほど来、私が言ったように、支援金をやっていますよね。支援金、各鉄道会社に。これを、だから、自分たちの町だけでできるのかどうなのか、何やっているんだなんて言われるような発想だかわかりませんが、この金を使って、野岩鉄道区間と会津鉄道区間の料金を無料にして、優待券みたいなものを発行して、要は支援金はその会社にやればいいわけで。

あとは、要は、通常、鉄道会社の収入とこのことがバッティングしないような方策をとればいいんだよね。だから、私が考えたのは、四半期というか、春、夏、秋、冬ということで、4回ぐらいイベントを集中して、春は桜、これは東京よりも1カ月も2カ月も遅く桜が咲くわけだから、この時期に合わせる。夏は祇園祭、秋は紅葉、冬はスキー場ということで、この期間に限定をして、花嫁姿で各地域の駅に行って、駅前でこの優待券を配って、何人乗るかはわかりません、それは。

だけれども、そういうことによって、1人でも、2人でもこういう優待券があるんだから、

利用しようと思ってもらって、そうしたら今度はおもてなしで、ああ南会津はいい所だと。すると、これはもういい口コミだと10倍に拡散するわけ。ぜひ、だから、そういうことができないものかなと。私は、そういう考えを実はずっとこの一般質問を考えてから、考えていたんですよ。役場の職員にも聞いてみた。こんなことは可能かなと。いろいろやっぱり難しい。一般のこの業務収入とこのことがバッティングしちゃったではうまくないということもあると思います。

あるいは、これを町民に配ったっていいと思うんです。町民に配って、盆に親戚が帰ってくるんなら、それをあげて鉄道に乗ってこいと。この分だけ、町からのあれがあるぞということで乗ってもらっただけだっていいと思うんです。だから、そういうふうにする金をもっと有効に使って、集客のほうに何とか知恵出しできないのかなと。こんなことを実は1つは求めてみたいと思うんですが、いかがですか、この発想は。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

無料券を配れば皆さん乗ってくれるかなと思うんですけれども、ただ、それを町単独でやるってなれば、それは可能だと思いますよ。あとは、施設といいますか駅とか、そういうところを借りるとするのは、町がしっかりこういう目的で貸してくださいと言え、それは受け入れてくれるのかなと思います。

ただ、今やっている支援金の中だけで、会津鉄道にしても、野岩さんにしても、やってくれと言われれば、今大変厳しい状況ですから、それはちょっとのめない話かなって、想像するだけですけれども。でもやっぱり、それは、それぞれの鉄道そのものの企業努力もございますから、またいろいろなそんなようなことを対策を考えなきゃならないということもあると思うんですが、いろいろ皆さん方と協力して、いろんなことを仕掛けをしていくということは、必ず必要になると思いますので、その辺は踏まえた中で、今後ともその状況も見ながら、そしてまた、何も一番列車が来るだけが目的でないですから、これからずっと続くわけですから、ですから、そういうことも踏まえた中で町の対策、あるいはその地域のご理解というか協力というか、そういうことも皆さん方に相談しながらやっていただきたいし、町もその対策を講じていく必要があると、そのように思っています。

ですから、今やっていることが、それがもう固定的なものじゃなくて、いろいろ変化したり、あるいはもっとバージョンアップするかもしれません。だんだん順調になってくれば、ああこの辺でいいかなという判断もあるかもしれません。ですから、そういうことも含めて、トータ

ルの中で今後とも判断していくことかなと思います。

ですから、いろんなアイデアは決してやる前からあれもだめ、これもだめとは申しませんが、ただ、やるからにはより効果的になるような、そういう前のいろいろな対策といいますか、準備と、それから皆さん方への周知もごさいますので、そのようなことも含めた中で、町としては対応をしていきたい、対策を講じていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私はこれは、会津開発協議会、盆暮れで支援金というのを出しているから、町単独ではこういうことができないからだめですという回答が出るかなと思って想定していたんですが、そうではないんだ。

だから、要は何も通常の事業収入とバッティングしなければいいわけでしょう、要は。このことをやったがために、野岩鉄道の収入が、支援金だけで通常の運賃が入ってこないなんてことになれば、これはうまくない話だけれども。運賃は運賃で入って、さらに支援金が姿を変えて入ってくるだけだから。その辺のところの仕組みの問題だというふうに思いますので、ぜひそこは、考えていくべきでないのかと。というのは、今までだって、野岩線とつながった、電化がされて田島まで来た、そしてこの30年間の歴史があるわけだけれども、現状の鉄道のあんばいを見ていると、率直に言って心配なわけですよ。またぞろということになりはしないのかなと。だから、いろいろ知恵を出して、いかにこの集客をしていくかということがポイントだと思うんですね。そのことをどう今後特急乗り入れを機会に考えていけるのかということが、今我々に求められている課題だというふうに思うんですね。

そういう意味で、ぜひ、そんなようなことも、私なりにはあるのかななんていう思いで実はしゃべっているんですけども、そういうことでぜひ、今後検討されるのであれば結構だというふうに思いますが、ぜひ、頭の隅に入れていただいてご検討していただければなど、こう思います。

あとは、ステーションプラザの関係はそういうことで、活用という部分も考えるということですから、それはそういうことでわかりました。

あとは、きのう来の議論を聞いていて、教育旅行なんかで民泊が足りないと、こういう話がありましたよね。しかし、片や本気になって集客しよう、集客しよう。片やお客がいるのに民宿が足りなくて、今度は受け入れができないみたいな、これはもったいない話だなんて、率直に私、きのう、議論聞いて思いました。

それで、この民泊が足りない部分は空き家を活用して、みなみやま観光あたりが民泊事業をやっていただくと。空き家を活用して、みなみやま観光が主体をとってやっていただくと。そういう中で、若者なんか、いや俺も民宿やりたいと言うんなら、どんどんそれはある程度やったら、そういう人たちに任せていくみたいな展望を持ちながら、民宿経営にみなみやま観光が入ったらどうかというようなことを、実はきのうの議論を聞いて思いました。これだって、特急乗り入れの連動もございますから、ぜひそんな点もご検討していただければいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 私のほうからお答えします。

現在、教育旅行の受け皿ということで、みなみやまさんが一手に引き受けてやっているのはご承知かと思います。

ことしの受け入れ状況を見ますと、南会津郡には43校で5,836名の方が、教育旅行、体験、農家民泊を除いた数字でございますが、来年度についても、事前申し込みが55校の7,568名が既に申し込みがございます。

キャパが足りないだろうと、そういう話でございますが、今、農家民泊をやっている方が165名登録しております。そのうち、レギュラーといいますか、すぐに対応できる方が65名と。約3分の1ができるんですが、なかなか大きな学校が来ますと難しい面がございます。子供さんを受け入れるものですから、空き家の活用も大変結構なんですけど、やっぱり衣食住を提供しなくちゃいけないという部分が基本原則になりますので、それらを基本にして受け入れをしているところでございます。

今、来年から取り組みたいのは、農家のそういった作業はできるが、宿に泊められないという方も多々おります。それでも、子供の引き受けはできるが、農家はできないというような方もおります。それらをミックスしたような、泊める場所は違って、農業体験も違う場所。それを2つあるんですが、それを1つのものにしまして受け入れができないかということで、来年度以降は検討に入っていきたいなということで、まずキャパをふやそうということで今検討しているところであります。

議員おただしのように、空き家対策の活用というのは大変、これからの受け入れにも重要でございますから、その辺もみなみやまさんとよく協議しながら、受け入れ態勢に不足が生じないような対策を今後も講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いずれにしても、この特急乗り入れ問題というのは、本当に我が町にとってはある意味、絶好のチャンスだというふうに思うし、そういう面ですらやっぱり町民全体含めて、いかにおもてなしをもってこの特急乗り入れを受け入れるのかと、こういうことが今後の鉄道の命運も左右する、そういったことだというふうに思います。そういう意味では、ここの南会津のよさをきっちりアピールしながら、この特急効果が文字どおり地域振興にきちっと連動していくような、こんな立場からの今後の取り組みをぜひ期待をしたいというふうに思いますし、あと時間の関係もありますけれども、あと懸念しているのが、来年度予算でみたいな話だったですね。これはそれで間に合うのかなという懸念があるんですけども、そこだけ簡単に一言お願いします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 過去の議会においても、必要な経費は補正予算でというようなお答えを申し上げた経過がございます。それで、今回、新型特急の会津田島乗り入れの時期、これについてはまだ公式に発表されておられません。しかし、3月中はないということの情報でございますので、多分4月の連休前ではないかという予測でございます。そういう意味では、補正ではなくて、新年度の予算計上の中で間に合うのではないかと。このような判断で、今当初予算に必要なものを計上をし、査定に臨んでいる段階でございます。ご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

いずれ予算的にも決しておくれをとらないような対応でひとつ臨んでいただくと、こういう立場でよろしく要請をしておきたいと、こういうふうに思います。

最後の県立病院関係の問題ですが、先ほど町長答弁にもあったように、県は考えていないということであれば、私自身もほっとしました。これは本来、県立病院としての本来業務を、ある意味、私は放棄することではないのかと。しいてはこれ、いずれ県は県立病院廃止という、こういうことをもくろんでいるのではないかと、悪くとれば。いやいや、私はそういう感想を持ったから、あえて一般質問に上げたわけでありましてけれども、ある意味ほっとしました。ほっとした半面、いずれにしても、この充実ということについては、やっぱり最大の課題だというふうに思います。

今現在、県立病院には12科あるんですね。12科あって、これは県立病院のニュースを見る

と、常駐科は5科です、5科。あとの7科は非常勤職員みたいな感じで対応しているというのが実態でございます。先ほど来、町としても、産科やら眼科やら、充実強化を求めていくという、こういうことのようにございますから、引き続きその立場を堅持をしていただいて、強烈に県立病院の充実強化というものを引き続き求めてほしいなど、こんなような思いを申し上げまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっとお話しさせてください。

実は、私、昨年から県立病院の強化検討委員会、経営評価委員ということで参加させてもらっています。それで、今の南会津地域の現状、もちろん病院もそうですけれども、インフラ整備とか、そういうような状況の中で、南会津病院の役割というものは、こういう大事な役割があるんですよ。そういうことを申し上げてまいりました。

そして、その評価委員会の中の最終的なまとめというか、そういう中で、どの程度受けとめられたかはいろいろありますが、今までは、病院経営というものは、本当に赤字経営はだめだと、そっちのほうの検討が多かったんだと。だけれども、今、やっぱりこれだけ少子高齢化、そして福島県の置かれている現状を考えれば、絶対に今ある県立病院それぞれがみんな大事なんだと。大きな役割があるんだというようなことを、委員の皆さんも再認識してもらったかなと、私はそう考えています。

ですから、なかなか、私たちが要望している産婦人科とか眼科とか、そういう新しい先生の配置というものはかなえられない厳しい状況にありますけれども、しかし、県立病院の果たす役割というものは、改めてまた認識されたものと、そのように思っています。ですから、県としても、私のほうには、県のほうの今後の方針というものにはまだ参加していませんけれども、そういう中で現実の評価はこうですよということを、地域として申し上げます。

ですから、そういうふうな中で、強化委員会の中では、やはりこれからの県立病院のあり方というものは、そういう方向性の中でやっていかなければならないねというような共通の認識はだんだん醸成されてきているのかなと、そのように感じました。

ですから、なお強く、きょうの思いもそうですけれども、これまでも地域の皆さんの思いもしっかり受けとめて、そして、まして高齢化していますから、眼科の先生なんかは特に必要だと思っています。これが常駐できるような体制づくりを、町としても、この地域としてもしっかり要望活動はしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

ひとつ、引き続き、県立病院の充実に向けてお互い頑張っていきたいと思います。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

◇ 湯 田 哲 議員

○五十嵐 司議長 次に、9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 おはようございます。

ただいま、最後の質問になりますが、緊張していますけれどもよろしくお願いします。

読み上げる前に、「返上」という言葉が3カ所出ているんです。それだけちょっと訂正してお願いします。タイトルのほうの返上推進のところの「返納」、一番目の問題の下から2行目の返上者に対しての「返納」ということ。あと、2のワンコインのところの下の7行目ですね、その分の免許証返上のところを「返納」ということで、その3カ所を「返納」としていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、読み上げます。

高齢ドライバーの免許証の返納推進を。

最近、高齢ドライバーの交通事故のニュースがテレビ、新聞等で目立っています。高齢ドライバーの事故を少なくするために、免許証返納者に対して、本町では各交通機関の共通利用券などを配布していますが、さらなる充実の考えは。

2、ワンコイン・プラス・町民パス券でバスをもっと利用しやすい環境を。

マイカーなどの移動手段のない人は、病院や町への買い物などに会津バスを利用しています。会津バスは交通弱者である人々の生活の中で重要な役割を担っております。利用者が少ない赤字路線であっても、会津バスが存続するために、その赤字分を町の助成金によって補填し、バス交通を確保しています。町がバス路線を確保していると言ってもいいでしょう。そこで、町民がもっと利用しやすい低料金とし、1人でも多くの町民が利用できるようにしてはと考えます。

具体的には、ワンコイン100円、もしくは距離が長い場合でも、ツーコイン200円とします。

町民であることの確認のために顔写真入りの「町民パス券」を利用者は持つことになります。前述の高齢ドライバーの免許証返納の推進にもなります。

さらに人口減少に歯どめをかけるために、Iターンを進める町の施策においても、都会の人が本町に移り住む条件として、電車やバスを数百円で利用できる都会と同等の料金で、町内どこにでも移動できる交通環境であれば、人にやさしい町を内外に発信すると同時に、本町に移り住むIターン、Uターンがふえていくと考えますが、町長の考えは。

3番、授業用コンピューターの進化への早期対応を。

かつて、情報リテラシーという言葉がありました。情報を自由自在に取り出し、自分の生活にその情報を生かせる人、そうでない人、情報格差が心配された時代があったのです。

しかし、スティーブ・ジョブズ氏の生んだiPhoneの出現によって、誰もがさまざまな情報を自由に取り出せる時代が既にスタートしています。子供たちも若者たちも学校で教わる、教わらない関係なく、大人以上にiPhone、つまりコンピューターを自由に使いこなしています。iPhoneの出現によって、コンピューターが人々の生活に浸透したとも言えます。

そこで以下の点を伺います。

1、地方創生のICT活用教育推進事業によって、荒海中学校と南郷小学校がモデル校として、電子黒板とiPadによる授業が既にスタートしています。これまでの授業の経過状況と先生、児童・生徒の感想は。今後の授業の可能性は。

2、以前の質問で、2校以外の学校は、その新しい授業の効果や検証の後という説明がありました。さらに、現在授業で使っているコンピューターのリース期間が終了するときまでに対応を考えるとありました。

2校に導入された新しいタイプのICT教育の検証後、さらには今の授業用コンピューターのリース終了後ではなく、他の10校でも、つまり2校以外の10校でも、早期に新ICT教育を導入し、新しいコンピューター授業を進めるべきと考えます。せめて、移動可能な電子黒板とiPadとの1セットを、ICT活用教育推進事業対象外でも早期に導入すべきと考えます。教育長の考えは。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢ドライバーの運転免許証の返納を促すため、各交通機関の共通利用券等のさらなる充実を図るべきではないかとのおただしであります。高齢ドライバーの事故防止につい

ては、運転者本人、家族を含め、地域全体がそれぞれの役割で対応していかなければならないのが基本だと考えております。

そのため、現在、本町では、警察署と連携いたしまして、平成23年度から運転免許証自主返納者支援事業を開始いたしました。運転免許証返納後の交通費の支援を実施しているところでございます。職員おただしにもある、さらなる充実のためには、さまざま視点から調査検証が必要であると、そのように考えております。

次に、バスを町民がもっと利用しやすい低料金にしてはとのおただしであります。本町の公共交通対策といたしまして、乗合タクシーの運行や路線バス運行補助を行っておりますが、利用者が少ないことは以前からの課題でありまして、これまで、利用者の意向調査や試験運行を実施してまいりました。

議員おただしにもある運転免許証自主返納者支援事業の充実やワンコインバス等の提案も施策の一つと捉えまして、集落が点在する地理的な要因や医療、買い物といった生活拠点とのかかわりも考慮し、町民がより利用しやすい、効果的かつ効率的な公共交通のあり方について、引き続き検討を進めていかなければならないと、そのようにも考えております。

私もこの公共交通、私たちのこの広い地域においてどのようにやったら本当に皆さんの利便性が図れるのか、そしてまず、技術的にできるのかと、そのように常々考えておりますけれども、そしてまた一方で、マスコミ等で高齢ドライバーのあのような事故の状況を見ますと、これは一刻の猶予もないということも重々承知でございます。

しかし、この地域のいろんな交通事業者、それからあと、地域と言いますか、住民の置かれているような状況を踏まえた中で、どのように折り合いをつけるかということが一番の課題だと思いますし、そしてまた、きのう、きょうと東武鉄道の新型特急の乗り入れの話もございます。そうした中で、私どものこの地域として2次交通をどのように考えるかと。私どもの地域だけの問題でなくて、やはり来られた人たちのための2次交通も考えていかないと、私たちが本当に、どうぞ来てくださいと言われるような対応もできないのでは、そのようなことが来られた方に対して、おもてなしや思いやりができないということもございますので、もろもろの課題がございます。

そのようなことをずっと、それも今急に考えたわけではないんですが、これまでも考えてきたんですが、なかなか折り合いのつく名案がないというのが現実でありまして、しかし、どこかでしっかりと、何て言いますか、対策をしていかなければ、やはり大きな地域としての課題が残るだけだということも認識しておりますので、今後、もっともっとよりどのようになるか

ということも、業者さんも含めて、そして地域の皆さんの意見もしっかりいただいて、そして町としての判断をしていかなければと、そのように考えております。

現実的に、今これだという名案はなかなかないんでありますが、実際に地域交通バスも運行しておりますし、そして昨年もデマンド交通であったり、そのようなことも試験運行をしましたがけれども、なかなか課題が多くて、実際にそれを町の事業として実施するという段階には至っていないのが現状であります。

町といたしましては、それらも踏まえた中で、これまでの経験、それからこれからの予測を踏まえ中で、しっかり検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは、授業用コンピューターの進化への早期対応についてお答えいたします。

初めに、1点目、ICT活用教育推進事業について、これまでの授業の経過状況と、先生、児童・生徒の感想、今後の授業の可能性はとのおたただしですが、町では、今年度ICT活用推進事業のモデル校として、荒海中学校と南郷小学校の2つの学校に電子黒板等のICT機器を導入いたしました。

これまでの事業の経過としましては、電子黒板や書画カメラの活用により、教材を拡大して提示するなどした、児童・生徒が視覚的にわかりやすい授業や、前の時間の授業内容を画像や映像で振り返らせる授業、さらには児童・生徒が自分の考えを書いたノートを拡大し、全体に提示し、お互いに説明し合う授業などが展開されております。

これらの授業内容について、11月に実施した児童・生徒へのアンケート結果では、ICT機器を使った授業について、「楽しい」「わかりやすい」「ICT機器を使った授業をふやしてほしい」といった回答が多く見られたことから、児童・生徒の学習意欲の高まりや理解の深まりを感じております。

また、11月2日に荒海中学校、11月8日に南郷小学校において、町内小・中学校の教員や関係機関の方々を対象とした教育用ICT機器活用状況見学会を開催いたしました。見学会終了後に、参加教員を対象に実施したアンケートの結果からは、「電子黒板や書画カメラは児童・生徒の考えを共有させるために大変効果がある」という意見や「電子黒板等の早期の導入

をお願いしたい」といった意見が多くありました。また、設置の方法では、「教室に常設し、手軽に簡単に使えるよう整備してほしい」という意見もあり、電子黒板等のICT機器の導入に対する学校現場の期待を強く感じております。

今後の授業の可能性についてですが、モデル校の報告では、2校とも導入したICT機器を積極的に活用しており、11月の報告では、毎日いずれかの学年で利用されていたことから、今後ますます電子黒板等のICT機器を活用した授業の実践が進んでいくものと考えられます。また、それらのICT機器を活用した授業の実践を通して、より効率的な活用方法が工夫されるとともに、主体的に学ぶ児童・生徒の育成が期待できると考えております。

次に、2点目、今年度の導入したモデル校以外の学校についても、ICT機器の早期導入を進めるべきではとのおたがしですが、身近に活用できるICT機器の導入は、今後の教育には不可欠であると考えております。

また、さきにお答えしましたが、モデル校の実践や児童・生徒、教員等のアンケートからも、このようなICT機器の導入は学習の充実に効果的であると考えております。さらに、児童・生徒がみずからICT機器を操作することで、学習に対する意欲や主体性が高まり、教育大綱の基本目標でもあります、みずから学ぶ人の育成が期待できると考えております。

今後、各学校の導入に向けた取り組みを進めていく考えであります。既存の教育用パソコンのリースの残期間なども考慮し、適切な時期を見きわめながら導入していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 まずは、高齢ドライバーの免許証返納の推進をですけれども、このタイトルでちょっと僕も不安なところがあって、「推進を」よりも「推進について」という形で本当はタイトルを変えたかったんですが、最近メディアというか、新聞等でありまして、新聞のほうでもあったんですね。民報新聞は12月4日の9紙面のところに、「喜多方区の安全協会が」という記事があったり、民友では12月6日の13の紙面に、会津若松署の記事が載っていたり、12月6日のNHKのクローズアップ現代ですか、今週ですね、タイトルとしては、「どう防ぐ？高齢ドライバーの交通事故」というタイトルで特集を組んで、大分、返納も含めて、この部分についてかなり詳しくやっていました。

これを進めるというのは、この町は、ほかの自治体、都会のように交通機関が充実してい

ば、ここの分では、本当に返納する方も、あるいは免許を持っていなくても生活できる環境にいる人たちとは違いますので、簡単に返納を推進するなんていうことは難しいし、それこそ、野菜を大根を収穫して家まで運ぶのにすら便利に使っている高齢の方もいらっしゃいますから、ましてやNHKのクローズアップの中でも、守山市の77歳の男性を取材していましたけれども、奥さんが足が悪いので、病院に連れていくのに車はどうしても手放せないんだということをつくづく話していて、それに支援員の方が、こういう割引とかいろんな、タクシーを呼べば来ますよとかというような説得をしていたシーンがありました。

そういう意味では、この町はその意味で、病院に行くにもスーパーに行くにも、この2問目のほうの路線バスのこともありますけれども、そういうのが充実していれば、この部分の返納もふえたり、全然、免許証を放した段階で交通弱者に一気にになってしまう。そういう部分の不安があるから、そういうのが進まないと思うんですけれども、これについて、大体、免許返納をこの部分で年間、ここ数年でどのぐらいの方がこの制度を使って、支援制度、返納者に対する。どのぐらいの人数が実際は返納しているんでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 答え申し上げます。

免許返納制度による交通費の助成ですね、この申請をされた方の人数について、年度ごとにちょっとご紹介したいと思います。

初年度であります23年度、これが24名、それから24年度17名、それから25年度32名、26年度が44名、そして昨年27年度が64名ということで、これまで制度を開始しましてから181名の方について手続をし、交通券の支給をしてきたということでございます。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 結構ふえていますね、年々ふえていく。高齢化も目立っているかもしれませんが、やはり運転して不安になって、奥さんとか家族の方にとめられるなんていう面もあるし、いろんなケースが考えられます。ひやっとしたから、もうこれで免許証を返さなきゃならないなという感想でやめる方もいらっしゃると思うんですが、来年から道路交通法の改正で、認知症と疑われれば、もう医師の診断を義務化されるということですよ。それで診断されて認知症になれば、そのまま取り消しか取り上げということで、クローズアップ現代の中でも指摘していました。来年3月、改正道路交通法によって、免許の更新のときに、その分で、もし認知症のおそれ、機能検査がありますので、そのときに医師の診断を受ける義務が発生して、そこによってもし認知症が判断されれば、免許証の取り消しと停止ということですよ。

から、ある意味ではその不安、そういう一つの大きな部分があるので、ある意味では、もっと返納が推進されるかもしれないですよ、そういう意味では。

僕は、ちょうど南会津警察署のほうに行って、いろいろ免許証を持っている人数なんかを聞いてきましたり、いろんな資料を提示していただいたんですが、1万六千何がしの人口の中で、1万707人が11月末現在で南会津町の方で免許を取得しているそうです。パーセントで65.8%です。年代別も調べて出ていましたので、ここで1つあったのが60代、65歳から5年、70歳未満、これは数字を見ますと、これは照会なんですけれども、人口を調べたら、約1,274人が65歳代、70歳未満なんです、その免許証の取得数の数が1,207人ですね、94.7%。特にこの世代が免許証はほとんどの方、持っていない方がいないくらい、数字のところを見ると。あと、だんだん下がっていったりするんですけども。ちなみに、80歳以上では618人の方が免許証を持っています、まだ。もちろん今90歳でも元気ですし、90歳以上になっても免許証を更新している方で、軽トラックで仕事をしている方もいますので、そういう人たちのもし足がなくなれば、マイカーがなくなれば本当に、生活上痛手になるんですよ。

そのクローズアップ現代の中でも、ほかの記事も調べてみたら、免許証を持っているということはステータスで、自分が社会人として生きている中で、手放すということは、すごい苦しい、放すことでは、自分が社会から離れたみたいな、そういう一つ大きな決断が必要なんだということを紹介していました。

あと、もう一つは、それを無理に返上させた家族の話もありましたけれども、無理に返上したら、急に鬱病になってだんだん弱っていったしまったという身内の話をしていた記事もありましたけれども、そういう意味では、すごく複雑な意味を持って、この免許返納を、僕は推進とは思わないんですが、免許返納がしやすい、続けて言えば2番の部分、交通弱者になることが不安であるから、この分で返納が進まないとすれば、この2番目の質問の交通が充実したり、スーパーに買い物に行くことなんか自由になれる社会であれば、この分では返納が進むと思います。ここの分で、今、本町の詳しい返納の支援についてちょっと聞きたいんですが、どういうふうになっていましたか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 運転免許の返納支援制度の内容でございますが、返納の意思を示された方については、警察署から運転免許経歴証明書なるものが発行されます。それをご持参いただいで、総合政策課のほうに来ていただきます。そうしますと、運転免許自主返納者に登録をされまして、町内の鉄道、バス、タクシー、それらの共通利用券を年間1万5,000円分、そ

それを各年度5年間交付しますので、トータルでは7万5,000円分使えるということになります。そういうことで、免許返納により交通手段がなくなる部分を町として支援をしていると。つまり、この部分はある意味、公共交通の利用促進にもつながっているというような視点もあるろうかと思います。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そこで、その中身なんですけど、1万5,000円で5年間です。7万5,000円です。聞いたところによると、1年目でももらえるんだよと。ところがその7万5,000円、一応効力期間というのがあって、1年間で使い切ると。1年間なんですよね。ですから、1年1万5,000円で何ぼでもその分になる。本人だけだとなっています。

この僕の質問の中の、さらなる充実をという考えに行けば、その分の例えば1万5,000円を有効期間が本当に、奥さんの足も運んでいたご主人にしてみれば、あるいは、かえって、ご主人が足を悪くして、奥さんの運転で行っているというケースもあると思います。その中で、ご本人の部分で言えば、奥さんだって交通弱者になって、交通機関を使わなきゃならないわけですね。その家の中で考えれば、誰しものが移動する手段として、その分を使えば本当に便利です。実際は、目的としては、奥さんだったり、別な部分もあります。ですから、そこに限定して、本人に限ります。返納者だけですと言いますが、この分が今言った2次交通、今課長のほうから話がありましたけれども、その分で2次交通の利用にも促進にもなっていますという、含めて言いましたけれども。

この分が例えば、初年度に7万5,000円やっても、それを別なほうにお金を使うわけじゃなくて、交通利用に使うわけだから、その分の期限が1年限りに1万5,000円ずつ5年間。もし不幸にも2年後になくなれば、もちろん、3年、4年目は町としては出すことはないわけだから、ある意味では、1つの制限というか、この説明書、実は僕も読んでいますけれども、この支援制度を見る限りでは、これは1つの返納者に対して、喜んだ間際に数カ月後に亡くなるかもしれません。

ですから、その意味で、この1万5,000円の分をもっと、金額は7万5,000円で上限でしたけれども、その期限を延ばすとか。5年間とありますけれども、7万5,000円を初めにするとか、そういう改善の考えは、今後検討する考えはあるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

何点か提案も含めていただきましたけれども、まずご家族の理由についてでございますが、

これについては、運転免許を返納しなくても、最初から免許を持っていない方との整合もありますので、そこまで広げてしまうと。いろいろ問題があるのかなというふうに感じました。

それから、1万5,000円ずつじゃなくて、それを5年分まとめてという話、これについては確かに利用する方から、そのような考えを持っているというような話は聞いたことがありますが、今現在、それに向けて対応していこうというような明確な方針までは持っていません。ただ、見直しの1つの視点としては、そういう部分は含まれるのかなというふうに感じます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 これ、実は会津若松部分の分の説明を調べてきたんですけれども、この中です。「車の運転卒業しませんか？」というタイトルで、実はこれは若松市がやっているんじゃないんですね。この免許返納支援制度を会津若松商工会議所のほうでやっているんだそうです。これが平成20年度から実施されているそうです。それを実は民間の、これもやっぱり最近の民放のテレビ局の中での取材ですけれども、その新制度を特集していました。その中でインタビューを受けたのが、私は7年前に返上したんですよと、女性の方が、7年前に返上していますと。

バスが市内バスなんですけれども、コミュニティバスとかいろいろあるんですが、そこはちょっと紹介したいんです。こんなことなんです。そのサービスの中身をちょっと言います。市内のバスなんです。まちなか周遊バス「はいからさん」「あかべえ」、北会津巡回バス「ピカリン号」、河東コミュニティバス「みなづる号」、これが実は半額なんですよ。これは永遠半額です。これを聞いたときは、えっ、すごいですね、子供料金で。だから片道で往復ができるというのを、もう平成20年度から続けているそうです。だから、7年たってもその女性の方はこれを利用して移動しているから、返したことも寂しいかもしれないけれども、まずまず、交通機関がしっかりしているから、そんな感想で済んでいると思うんです。

そして、もう一つその後にあったんですよ。会津鉄道路線内、会津西若松駅と会津高原尾瀬口駅、3割引きなんです。これも企業の好意によって3割引き、このとき見たときに、僕たちの前に行っている路線じゃないかという部分でいうと、これを提示する。

そしてもっとすごいのは、会津若松、彼らを見本にして、見習えということ言うわけではないんですが、この運転経歴証明書、全国からお越しになった観光客の皆様にもご利用いただけるように、それを実施している町となっています。ですから、観光客は証明書、全国で誰でも発行されていますから、それを提示してくれれば、私たちの町ではこれをやっていますよということを紹介していました。

もう一つ、これは商工会でももちろん確認していますから間違いありません。もう一つあったのが、商工会議所がなぜかという、商工会議所はこれに加盟している加入店でポイントが3倍とか、何々これを提示すると何かいいことがあるというのを、商工会の加入店がもう既に実施していて、こんな分厚いパンフレットを印刷するだけ、加入店の運転履歴証明書の加盟店のあれを印刷するだけの経費しか払っていませんよということです。

ですから、周遊バスとか、先ほどの巡回バスについては、この町は、その路線のために、年間かなりの金額の補填していますけれども、2番のほうにちょっと移っている部分もあるかもしれないけれども、この会津若松市では、こういうもので、平たんであるというメリットもあるので、移動しやすいバス、そうですね、本当に平面でしょうから。それにしても、これがずっと期限なしで使えるというのは、僕はすごい魅力だと思うんですが、これについてどう考えますか。こういうふうな改善のことなんですが、検討する考えはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきたいと思います。

私も先ほど、最初の答弁の中で申し上げましたけれども、今の状況は、大変な厳しい状況だと、課題が多いなど、そのように感じておりますし、ぜひ検討していかねばならないと、そういうふうに、気持ちは持っていますし、総合政策課とも、これまでもずっと内々的にはいろいろ話してまいりました。

やっぱり、課題がいろいろありまして、今提案もいただきましたけれども、会津若松市さんみたいな絶対的な人口が多いところは、それなりにまた運行もできると思うんですよ。でも、私どもの地域は、ばらばらのところで、そういう同じようなシステムでやっても、じゃ、全体的に考えたときに、じゃ、それが本当に効果的かと、いや俺のところはこうだよと、そういうふうなことになるので、そういう悩みも実はこの南会津地域としてはあるんです、現実的に。

そして、もう一つは、運転免許証を返納した人ばかりを対象にして本当にいいのかと。最初から運転免許証を持っていない世帯もあるわけですよ、数は少ないかもしれませんが、ほとんどの世帯の誰かが持っているかもしれませんが、でも、行政はそういうこともしっかり配慮して、そしてそういうことも想像した中でいろんな対応を考えなければ、やはりどこかに欠陥が生じるということも1つの現実なんです。

ですから、そういうことももろもろ含めた中で、どのようにしてやるかという、そういうジレンマもありまして、そして、なかなか結論が出せないでいるわけで、必ず光が当たる部分は、その人たちはいいというかもしれませんが、光が当たって陰になる部分も必ずあるとい

うことです。ですから、そこまでも配慮しながら、バランスをとりながら、今後、どうやるのか。そして光の当たらなかつたところの部分をどう配慮するのかということも、やっぱり行政にとっては大事な一つの事業を遂行するための要素になってくると思うんです。

しかし、そうは言っても100%はできないと、これはもう当たり前というか、皆さんもご存じだと思うので、そここのところはどうやって決断をするかという判断の問題だと、私は思っています。ですから、その判断をするためには、そのようなことをもろもろ検討をして、これまでもいろんな実証実験もしてきましたけれども、その課題を含めた中で、どのようにしたらより有効に解決できるのかということを含めて、町としては検討していきたいということを、最初の答弁の中でさせていただきました。

ですから、運転者の免許を返納してもらうこと。あるいは、買い物弱者の場合は、じゃ買物のために店に行きたいのならば、それだけでいいのかと。逆に、じゃその店を出張してもらって、運転できない人たちのところに行って、そういうときにはそういう利用の方法もないかとか。いろんな総合的な施策の中で、やはり一つのものばかりじゃなくて、総合的な施策の中でそういうことを解決を図るということも、やはり私たちの知恵だと思うんですね。

ですから、そういうことを含めた中で、いろいろな状況を踏まえて、今後の見通しも立てた中で、財政的にもありますし、ですから、そういうことも含めて今後検討したいというようなお話をさせていただきましたものですから、いろいろなご提案はおありだと思いますが、そういうことで、町の考え方をご理解いただきたいなと思います。

ですから、議員の考え方も重々わかりますが、皆さんの状況も町としては本当にそうだろうなと想像もしておりますが、なかなか具体的な決断に至っていないというようなことでありますので、できるだけ早く皆さんに提示して、そのような状況を少しでも緩和できるように、町としては努力していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 実は、この質問の本当は2番が、僕としては2番のために引用をしてこれぐらいのことで上に上げた部分の経緯もあるんです。

本来、この2番の部分があれば、その分ではそんなに2次交通が、別に運転者だけじゃないので、本当はこの後の分は、本当は町民全体の話をも2番でしますんで、彼ら、日が当たる、当たらないの不公平は、2番でちょっと質問させてもらいます。

ただ、今ここで紹介したいもう一つの高齢ドライバーに対する部分では、高知県でこれも世

界が注目、高知県警全体で取り組んでいます。10月末までに1万2,000人が、県全体ですね、返納者に対してやっている。それは、タクシーもラーメンも免許証で安くするんだというような制度を、県下だからどれだけ参加店があるわかりませんが、そういう大きな形でやっている県もあります。

ただ、我々の自治体のすごいのは、この南会津郡内だと、只見町とここだけなんだそうですね、高齢ドライバーの支援制度をしているのは。だから、そういう意味では、我々は先を進んでいますからいいんです。これでいいんだけど、今言った1年の壁とか、期限つきの分をもっと上げたり、ならば、奥さんの分だって、僕は全然それは日を当て過ぎではないかなんて思わないと思うんですね。その家族は今まで車を持って、2人で乗って、片方は買い物、片方病院に置いてって、じゃ帰り迎えに行くからなというような中で車を使っていたわけですから、その部分に対して、同じ1万5,000円が、奥さんが使おうが、孫が病気だから連れていったっていいわけだから、そういう意味では全然、その分ではそんな壁を使って本人になんか限ることは僕はないと思います。と僕は思っています。今後、検討するというのがありましたので、1番についての部分については終わります。

2番目の部分の、これこそもっと不可能じゃないかというようなタイトルかもしれませんが、これについて、1つまた再質問させてもらうのは、支援ってありますが、どのぐらいの部分で会津乗合さんに、内川とこっちの5本と山口間の部分の4回線ですか、それにしているか、年間、その分がわかれば教えてほしいんですが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

田島・山口・内川線の運行に関する生活バス路線の運行維持対策でございます。

平成27年度の実績値で補助金として交付した金額は1,260万7,970円でございます。

〔「これで終わりですか」「会津乗合だけじゃないですか」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 大変失礼しました。

会津乗合だけというふうに勘違いしていました。失礼いたしました。

そのほかに、地域乗合タクシーの運行ということで、町内のタクシー事業者のほうに委託している分があります。南郷地域、こちらについては、昨年度の実績で委託料として町が払った金額でございますが、903万9,940円。それから館岩地域乗合タクシー、こちらが年間1,362万

8,300円。それから栗生沢乗合タクシー、こちらが396万1,820円。それから萩野・藤生乗合タクシー、こちらが492万8,300円ということでございます。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そこまでいいんです。それも含めて聞きたいですね。僕がここで言いたいのは、この分の金額、よく1人、2人やって、あともう一つここで、これについて町長はどう考えましょうか。

今のバスの分の実質乗車密度という言葉があるんですね。2.2人、1.5人、これは山口・田島線が、うちの前を通っているのが1.5人なんです。この数字についてどういうふうに感じますか。いきなりなんですが。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどもそのつもりで言ったんですが、やはり今の南会津町の人口状況を見ますと、地域かなり、田島地区は人口の減少が比較的緩やかなんですが、西部地区は極端です。ですから、乗車率からしたら、本当に1台当たりの乗車率はどんどん、今も低いですが、これからも下がると思います。そうしたことも含めた中で、利用者に対してのいろいろな地域のタクシーとか循環バスとか、そういうことのあり方というものは、本当に根本的に検討しなければならないと、そのようなことも踏まえてのいろいろな検討をしたいということでもあります。

ですけれども、一方でそれに携わっている人たちがいるということですよ。ですから、その人たちの待遇もしっかり考えた中で、町としては、乗る人もそう、業者もそう、そういう両方の何ていいますか、状況をしっかり待遇まで考えた中で、対応を考えた中で町は判断しないとだめなんで、ですから、少ないから要らないとか、そういうことは思っていません。

実際には、これまでも私も町長になってから、ここの地区にも回れば乗るから回して欲しいかって言われて、実際にそこを回ったケースもあります。しかし、その期間の中で、正直1人の乗車もなかったということもあります。ですから、回れば乗るよという地域の意見もありますが、現実とその辺のバランスもあるんですね。ですから、そこは、町としてはしっかりした現実的な対応をしていかないと、ただ希望だけではなかなかできないし、町の考え方だけでもできないというのが、これの難しいところなんで、ですから、乗車率がどうだからとか、そういうことで単純な判断をするつもりはありませんが、とは言いながら、やはり財政的なこと、運行上のこと、そういうことを考えれば、もう少し利便性、そしてもちろん利用者のほうも、そして運行业者のほうも、町も、お互いがよくなる部分というのは、どこが合致点なんだろう

と、そういうことを検討したいということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 僕は、こういう考えはどうでしょう。ここに引用するのはおかしいんですが、同じ交通手段です。学校対子供たち、学校に行く通学部分、計算しました。1億円ですね。1億1,200万円です。これはスクールバス関係、町の管理の1,200万円も含めていますので、町で持っている、それが1,200万何がしなので、足せば1億は超えています。それを引用するのはおかしいんですが、高齢者が病院という、町というコミュニティー、その分に対する老人、高齢者、我々社会人でもいいんです。社会人对町という考えで言えば、我々町が既に乗合に出しています。先ほど読み上げた数の合計がそれなのかもしれません。

子供たちが義務教育の中で、勉強を受けなきゃならないから、そこで出して、これは今までも当たり前だからいいんですが、その部分で投資している子供たちの足の手段、一人頭、人数で割ったら10万円ぐらいかな、児童数で割ってみると。この分で我々は子供たちを、これは当然義務だし、この町の住みやすい子育てにいい、医療費に6,600万という、また無料化で使っています。子供たちにやって、子育てにいい町だっていうことを主張できる、すごく自慢できる町だと思います。これぐらい丁寧にやっているんだよということはいいいんです。

ただ、もし、ひとり暮らしとか、交通弱者である人間、社会、普通の我々一般の子供以外、それが、コミュニティーである町に出るためのアクセスする交通手段が、その人数が100円で行くこと。無料だということは僕は言いません。100円という受益者の負担の最低だったかもしれないし、それはおかしいだろうと言うかもしれないけれども、その人たちが町に行く、子供たちが学校という移動の分、我々が社会人、高齢者が町に行くというための部分のアクセスが、今のところ4本しかありませんよ。その中で、それが無料、あるいは100円になったときに、そして出費は多分1億には行っていませんね、足し算しても。まだ会津乗合の1.5人、2人とか運んでいる分の平均実質乗車率ですか。

この分を、町民に限って、本当に質問のとおりなんですよ。町民パス券、これは呼び名はどうでもいいんですけれども、町の人たちが持って、運んだときに、空気じゃなくて、1人が5人、その分で例えば無料で10人そこに、1人乗っているところに飛び乗ったとしますよ。このときに、いきなり、今まで2,000万円使っていた分が4,000万円になるんでしょうか。この分の考え方、もし極端、想定なんですけど、1人乗っている部分の乗車に100円ずつで500円しか稼げませんよ。その人が乗ったときに、そこに補填する部分のアップ量ってどのぐらいを想定されますでしょうか。たまたま乗った、たまたま乗せましょうかと。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 すみません、ちょっと議員の言っている意味が分からないんですが、スクールバスと町民を一緒に乗ってもらった場合、どうなのかというの。

〔「そこまで言っていない。じゃ、もう一回繰り返します」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 例え話が悪かった。僕は頭の中で理解しているから、それを言うだけなんで。

考え方、考え方をこう考える。子供たちが移動する、中には歩いている子もいますよ。いろんなことを考えられます。切りがないので、そこで絞っています。学校に行く子供たち、同じ町民ですからね。同じ町民が、登校に移るのに我々がひとり暮らしの人が病院に行くという分を町と町民、学校と子供たちという考えで言えば、それがもし熟した、熟した自治体かどうかわかりませんが、実は同じ無料だと、この町民は全部無料で動けるような余裕があるから、そうしたときに、それと同じく考えることだってできる世の中がもしかして来るかもしれないじゃないですか。そこまでできたって、ましてや町民がそこに乗っても。わかりませんか。要は、極論で言えば、無料にしたときに、そこに加算する予算はありますかということなんです。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 議員のおっしゃっている意味がわかったと理解して答弁させていただきます。

要は、全ての公共料金ですよ。自己負担のあり方が幾らが適正かということをおっしゃっている話であって、仮に1.5人ならば、どうせ誰も乗らないんだからただでもいいんじゃないか、極論ですよ、極論です。それをやったってスクールバスに1億かけているんだから、公共交通も1億かけたっていいんじゃないかという議員の提案はわかりました。

我々は、いわゆる全ての自治体の業務が町民に対して、全てが無料、医療費も無料、保育料も無料、学校も無料、これは本当に理想形なのかもしれません。各自の負担軽減を図るということだけでやれば。しかし、我々の社会上は、往々の負担増があって、会津鉄道、野岩鉄道の料金設定もそうです。そういうことで、公共料金というものが設定されて、今のそれぞれ乗っている方の、今料金定めています。そのことが、町長も何回も答弁しています。単純に安さ競争、サービス競争だけでいいのかということです。

我々は、歴史上、いわゆる町内のワンコインの自由に乗ってもらうバスの経験もしました。

議員もご承知だと思います。誰も利用率が上がらないのでやめさせてもらいました。それから、館岩、伊南、南郷全体の周遊バスの実証実験もやらせていただきました。そういったいろんな結果を踏まえて現在の姿があるので、今後の公共交通のあり方というのは、先ほど来、町長がいろんな今、模索検討を担当に指示しております。なかなか今答えが出せないのが極めて難しいというふうに、今現在我々の検討の中では答えを出せない段階だということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今、副町長が言われた、最後のそこだけは訂正してほしい。子供たちに1億円だから1億出してもいいということを一々と言いましたけれども、それは言っていない。

僕の本当は質問に、ここに8行ぐらいあったんですよ。補填している予算があるんだよと、その赤字路線を確保するために。ここに5人が乗ったから、例えば無料だっていうことは、僕は言っていない。ちゃんと100円払うんですから。乗ったときに、僕は補填する分はそんなに増減しないだろうと僕は思っているわけですよ。既に運行していますから。1日4本走ったときに、1.5人運んでいる。多分1人だったとするじゃない。そのときに、5人が100円で乗ったときに、どれぐらい経費が上がるんだかという質問を僕はしたんですよ。その分で、もし100円だったら乗る人が5人ふえるか、それは乗らないよという実証、それを1回トライしたって別に問題じゃないかという、その部分を僕は強調している。

ですから、今の現状でも予算は毎年確実に補填されていると。新たな増加がさほど僕はないと見込んでいるからこの質問をしている。それを言っているんですよ。そこの部分の増減はどうなんだと言っている。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

よくわかりました。

実際、周遊バスが走っているところ、値段が安くなればなるほど課題も出るんですよ、逆に。ということは、何でかと。俺らのところはバス走っていないよと言われるんですよ。俺のほうも回してくれと。確かに、回っているところはそれでいいですよ。そこで利用できる人は、それは便利になったね、安くなってよかったねって言えるかもしれないけれども。そんなに利用できるんだったら、うちのほうも回してくれと。現実にあるんです。

ですから、そういうこともいろんなことを考えて、どうしたらいいのかということを経営政

策課のほうに、私も自分の考えは、あれでどうだ、これでどうだと言っているんですけども、実際なかなか大変な問題ですよ。単純なようで大変なんですよ。ですから、その辺も踏まえて、何回も言いますが、そういうことをもろもろどこで納得してもらえるのか、どのような方法が現実に、今の現状としてやれるのかということ町としては検討したいということで、何とかご理解いただきたいというのが、今のきょうの話なんです。

ですから、それは全くやらないんじゃないくて、その現状を踏まえた中で、町としては対策を考えなきゃならないと、その自覚を持っていますから、ぜひその点をご理解いただきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。

この分で言えば、今のままだと悪化のままですね、現状のままでは。多分、1.5人が1.3人になって、2.2人が2.2になって、1.8になりますよね。これを何で1つの改革として、1つの捉えとして、1,200円で山口まで行く、針生まで600円だと。この分が片道で行けることだ。ここの、例えば我々は山を越えなきゃならないという地理的な、物理的なこのハンディの中で、会津盆地で水平だから、おたくたち経費も安いだろうとか、おたくたちは山がなきゃいいねという部分で3割引きだったり半額にしているとすれば、我々の道の地理的な広大な町を自由に行きかうこの部分がIターンですね。じゃ、この町は1,200円で行くしかない町なんだ。だって、都会の人が、Iターンで来てくれよ、来てくれといったときに、ここの交通機関のコスト高、出す部分で言えば、直線で行けば、多分地下鉄で行けば、200円、100円コースですよ。でも、それはトンネル通れないですから、地下鉄通せないから無理かもしれないけれども、もっと未来ならば、穴掘っている時代もあるかもしれないですよ。

だから、そんな意味で言えば、この分の考え、検討する分について、僕は100円というのは、ワンコインは実は500円にしようと思ったこともあるんですけども、極論で言えば、もっと乗せてあげたっていいじゃないかという部分で言っているんですよ。だから、このままの1,200円じゃなくて、数千万出しているんだから、そこに会津乗合の好意の中で、もうちょっと乗るのに、400円で行かれたらどうと、片道分で往復できたらいいんじゃないのという、そういう改革的なものの検討に入ってみたらどうだろうという話なんですよ。今のままなら、もっと減ってきますよ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員と議論していますと、議員の意見に、はい、わかりましたと言わないと、

議論が終わらないかなと感じます。

私も先ほどから言っているのは、いろいろな課題があつて、そういうことも踏まえた中で何とかしなきゃならないというような、そういう中で検討しますって、それが今現時点の私ができる答えなので、それはご理解いただきたいと思います。

議員の意見は一つとして、それも承りますが、実際に、利用、それが実行できるか。私もしますとも言えませんし、それがいい方法かもしれません。ですから、そういうことも踏まえた中で、町としてはいろんな状況を踏まえて、これからの現状に対応していきたいと。現実は今しっかり自覚していますということをご理解いただければ、非常にありがたいと私は思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 3番の最後のほうの質問のほうがなくなってしまうので、本当。

でも、僕はこれができる、子供たち、高齢者ばかりじゃないですよ。繰り返すけど、車がある人たちの家族もあれば、母子家庭で自家用車のない家もありますよ。交通、スクールバス、子供たちだって、友達に会いに行くのに、600円だから200円かな、半分でしょうから300円ぐらい払ったり、私は山口から行くのなら700円ぐらい払うんでしょうけれども。その部分で言えば、その子たちなんかは乗れないですよ。もう小遣いどころじゃない。お昼にもならないから。それでいいんだな、それじゃなくて、そこに改善してそういう制度をしたときに、みんなが行ける、家の中にこもっていることが元気な町じゃないと思うんですよ。うちのかみさんが今、車で行ったり来たりしているよと、元気でね。いつも元気だよって言うというのは、やはり出歩いて、友達に会ったりしている人たちは元気だったりしますよ。

だから、足がなくなったりすれば、元気がどんどん薄らいでくるんだとすれば、そんな町で自由に行けるような町があつてもいいんじゃないかということを行っています。ただ、無料だなんては言っていません。ちゃんと少しは、受益者の中で少し払って見たら、1回挑戦してもいいなと思います。

周遊バスもありましたけれども、そういう意向の分で、こういう意向で我々は町の中で子供たちも含めてやっていたらどうだということをしたらという提案なんですね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今も申し上げましたけれども、今私がお答えできる回答は、今までお答えしたとおりでございますので、議員の意見はそういうことだということも私も自覚していますので、ぜひご了解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 3番の質問に移ります。

毎回コンピューターのことと教育長には聞いていますが、今回は教育の格差というか、片方にあつて、片方がないという部分に対する、それこそ公平・公正の中の調整の中で言えば、荒海中学校と南郷小学校で、ほかの10校はどうなんだという分の僕の焦りの中での質問なんです。

これについて1つ思ったんですが、年間1,700万、リース料で払っていますから、これがもし実施されると、電子黒板のほうの予算を見ると、そんなにかかるみたいじゃないんですね。つまりネットワークなんかを組む時代ではなくなったので、そういう意味ではすごいコンピューター教育に要するコストがいきなり10分の1に下がった時代が今来たんだと僕は思います。

だから、ああいうパソコン教室が云々という部分のメーカーは今、焦っているんだと思いますから、多分電子黒板なんかは今もう既に移っていますけれども、そういうのに移行していますので、それについて今後どうでしょう。リース期間自体では1,700万円は多分リース料の年間の、ちょっと計算したんですけれども、1,700万円ぐらいは出ていました。表示されていましたが、これを前倒しじゃないですが、どんなスピードで、このまま行くと何年後に終了する、幾つか終了していくと思うんですけれども、いきなり途中では解約も大変でしょうから、その辺の進みぐあいの具体的なスケジュールなどはどういう段階でしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

教育格差というお話がありましたが、確かに今回のモデル校の導入を見ますと、大変、子供たちにとっても教師にとっても効果的であるという報告がありますので、そういう面では、大変導入は大切なことかなというふうに考えています。

ただ、各学校にコンピューターがないわけではないですね、既存のコンピューターも各学校に1人1台使えるぐらいずつきちっと整備されておりますので、まず、絶対電子黒板とか書画カメラがないと授業ができないという環境では今ないんですね。ですから、そこはご理解いただきたいというふうに、こう考えています。既存のコンピューターを十分活用した授業も展開しているのではないかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、既存のコンピューターのリース期間につきましては、まだ切れたところもありますが、残っている部分もあるということで、徐々に今あるコンピューターを、今は固定式のデスクトップ型のコンピューターなんですけど、今、ディスプレイだけを外してタブレット型にできるコンピューターが開発されていますので、随時そのような形のコンピューターに移行して行って、

タブレットを今度はコンピューター室から持ち出して、自由に各教室に持ってきて、そこでも調べ学習ができるような環境をとすることを考えております。

ただ、1人1台ずつタブレットという考えもあるんですが、コンピューターが苦手な子供もいますので、逆に学習の効率化を生む可能性もあると。また、少人数な学校が多いものですから、あえて、めいめい1台ずつ持って学習を進めるよりも、やはり1台を皆で共有して会話をしながら授業を進めるといった、そういう授業の内容を共有できるような学習環境というのも大事なかなというふうに思いますので、それらの活用については、今後十分検討していく必要があるかなというふうに思います。

また、早急なそういうICTの機器の導入は、逆にSNSでいろいろと今問題も起こっていますので、そういうコンピュータリテラシーというか、コンピューターの上手な使い方とか、その対策等も今後十分にとられていくと思いますので、それらを見据えながら導入のほうを検討していきたいと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そういえば、先ほど子供たちのアンケートの中で、楽しい、わかりやすい、もっとICTの授業をふやしてほしいというのがありました。見学会の反応も何かすごくよかったということで、先ほど説明を受けましたけれども。時代はもっと変わったと思います。長々と質問の中ではリテラシーだとか、スティーブ・ジョブズ氏の名前などを出しましたけれども、僕も30年以上コンピューターをやっている人間としては、本当に革命が起きたこともあるし、紹介的にはポケットのiPhoneを手に入れているので、何も怖いものはないみたいなところは、もちろんないんですけども、情報に関しては本当に使える時代になったので、数年前のiPhoneが出る前は、ああいう箱物のコンピューターを目の前にしなければできない時代が、通信も情報もそういう意味では伝わる部分ではすごい時代です。ですから、全く変わったんだと思います。

1つそこで紹介したいのが、タブレットになった授業の初めのほうで、表現力がなくなってきたんだという結果が出ていると、調べによっては。読解力が落ちたりする、タブレットで調べるので、一目瞭然なので、読解力とか何かがなくても常に引き出すんでしょうね。僕と同じですね、読解力がないもので。そういう人間が育ってきているので、そういう弊害があるから、それを補う授業も多分重要だなということがありました。だから、いい部分があれば悪い部分もあるんだなと思います。そういう部分は多分教育長もご存じだと思うんですけども。

ぜひ、そういう意味で、早期に既に期限も切れたところもあると今話もありましたので、多

分1割程度のリース料で年間借りることができると思いますけれども、いたずらに箱物、あのままではどうか分かりません。リース利用だから、すぐ撤去して持っていくんだと思いますが、その辺は具体的に早目に進めてほしいなと思いますが、もっと具体的に言うと、リース部分では、もう3分しかありませんけれども、その部分ではあれですかね。1分ですか。聞かないで、じゃ、全体でいきます。いきなり1分になったので。

全体を通して質問これで終わりますけれども、先ほどの高齢ドライバーの事故防止のためにも、そういう優遇の2次交通、あるいは特急乗り入れもありますので、そういう増設の路線がまたふえることなんかも期待して検討していますが、そんな中で、ぜひ町民の幸せのために努力を、私たちも努力しますが、進めてほしいなと思います。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、9番、湯田哲君の質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時59分

平成28年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成28年12月16日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第5号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議員提出議案第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
の提出について
- 日程第 3 報告第 8号 専決処分の報告について
専決第 18号 損害賠償の額の決定及び和解について
専決第 19号 工事請負契約の一部変更について(平成27年災会津高原だ
いくらスキー場災害復旧工事)
専決第 20号 工事請負契約の一部変更について(平成27年災町道川島・
藤生線道路災害復旧工事)
専決第 21号 工事請負契約の一部変更について(平成27年災中山沢河川
災害復旧工事)
- 日程第 4 議案第101号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第102号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 議案第103号 南会津町集会施設等整備事業分担金徴収条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 7 議案第104号 物品購入契約について(会津高原だいくらスキー場管理用乗
用草刈機購入)
- 日程第 8 議案第105号 字の区域の変更について
- 日程第 9 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第106号 平成28年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第107号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3

号)

日程第14 議案第108号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第109号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第110号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第17 議案第111号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第18 議案第112号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第19 平成28年請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願について

日程第20 平成28年請願第5号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願について

日程第21 平成28年請願第6号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願について

日程第22 平成28年請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願について

追加日程第1 委員会提出議案第6号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について

追加日程第2 委員会提出議案第7号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出について

追加日程第3 委員会提出議案第8号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書の提出について

追加日程第4 委員会提出議案第9号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書の提出について

追加日程第5 議員派遣の件について

追加日程第6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1 番	貝 田 美 郎	議 員	2 番	森 秀 一	議 員
3 番	丸 山 陽 子	議 員	4 番	渡 部 訓 正	議 員
5 番	室 井 英 雄	議 員	6 番	湯 田 良 一	議 員
7 番	大 桃 英 樹	議 員	8 番	湯 田 賢 太 朗	議 員
9 番	湯 田 哲	議 員	1 0 番	楠 正 次	議 員
1 1 番	山 内 政	議 員	1 2 番	高 野 精 一	議 員
1 3 番	星 光 久	議 員	1 4 番	菅 家 幸 弘	議 員
1 6 番	星 登 志 一	議 員	1 7 番	室 井 嘉 吉	議 員
1 8 番	五十嵐 司	議 員			

欠席議員（1名）

1 5 番 阿久津 梅 夫 議 員

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
渡 部 正 義	総 合 政 策 課 長	居 倉 雅 彦	税 務 課 長
梅 宮 昭 広	住 宅 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長
阿久津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
穴 戸 英 樹	会 計 室 長	五十嵐 小 一 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長
芳 賀 美 恵 子	学 校 教 育 課 長	星 不 二 夫	生 涯 学 習 課 長
長 沼 豊	舘 岩 総 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 総 合 支 所 長
馬 場 宗 一	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成 事 務 局 長 齋 藤 二 郎 事 務 局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は、議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎委員会提出議案第5号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、委員会提出議案第5号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第2号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第2、議員提出議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎報告第8号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第3、報告第8号 専決処分の報告について、専決第18号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第19号 工事請負契約の一部変更について（平成27年災会津高原だいくらスキー場災害復旧工事）、専決第20号 工事請負契約の一部変更について（平成27年災町道川島・藤生線道路災害復旧工事）、専決第21号 工事請負契約の一部変更について（平成27年災中山沢河川災害復旧工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。

◇

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第101号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第102号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第103号 南会津町集会施設等整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今回の取り扱いについて、参考としたものはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、当然これ、集落にとっては一番核となる集落を維持するための大切な施設でありますので、特別基準というものはございませんが、ただ、今まで30万以上で対応してきたんですけれども、ただ、ここに来てかなり高齢化率、それから人口減少、さらにはなかなか地区のコミュニティーといいますか、大工さんとかそういう職人さんもなかなかいなくなってしましまして、維持するのに本当に容易でないというようなことで、それで、いろいろな集落の状況をお聞きしますと、30万未満でも結構各地区で修繕とかしておりますので、そうなれば、当然そういうものに対して額をもっと引き下げて、15万にしたほうがいいんじゃないかなというような、内部で一応話し合まして、30万から15万に引き下げたわけでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これはそうすると、全て一般財源というような対応になるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 一般財源で対応する予定でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 他のものというか、この集会施設以外の関係でこのような取り扱いをしているものというのはあるんでしょうか。特にないんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、町が所有する施設に対しての集落との絡みを整理したものでございます。一方、集落が所有している施設もございます。そういったものについては、集落集会施設建設事業補助金という交付要綱の中で取り扱いをしておりますが、そちらも同様の改正をして、不合理が生じないように対応しているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も中身について反対をするというような形ではないんですが、確かに地区に戻ったときには、やはりいいなという感じはあるんですが、本当にこういうような形で、きのうの説明あったいろいろ公共施設の管理の関係のあり方等々まで、ざっくばらんにそういうところまで踏まえて、こういうものはこうするんだというような考えのもとにやられているのかなという形で、一応先ほど1番に質問をした内容というのはあるわけですが。

やはり、これらが実際地区的にこういうような形になってきたときに、本当に町が全てのものに対応できるのかどうかというのは、ちゃんと十分に踏まえた上で、対応されているというふうには考えていますが、それについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答え申し上げます。

議員おただしのとおり、町全体としては昨日の議員懇談会でお示しをしたとおり、多くのいわゆる箱物、公共施設を所有しているところでございます。そういう全体的な今後の町全体のあり方の問題と合わせて、各集落の地域力が少しずつ人口減少、高齢化によって落ちてしていると、そういった両方を鑑みながら、今回、条例の改正案をお示しいたしましたのは、現実的には30万という縛りの中で、30万を超えるいろいろな屋根とか畳とか台所周りとか、要するに30万の一定の縛りがございますので、それを超えようとする、そういった屋根プラス畳にしたり、もう少し、そこまでやらなくてもいいでしょうというような現実があったり、いずれにしても限度額がある以上は、必ずそういう実際の対応上は苦慮する場面というのは生まれてくる、存在するものでございますけども、実際に今まで各集落の区長さん等々からいろいろなご相談を受けている上で、今の30万の縛りであるとそういった弊害的な事象も見られることから、そういうことではなくて、やはり緊急的に必要な修繕がきちっと各集落で行われると、指定管理の中で行われると、そういったことを、農林課が所管でございまして、今回こういった形で議員の皆様にもご理解をいただきたいという趣旨で条例改正をいたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 この案については総務委員会でもお聞きしましたけども、町長の見解をちょっとお聞きしたいと思ひまして。

実は、こういった施設は町の緊急避難時の施設に、各集落で指定されているところもあると思うんです。ところが、小さなところはそんなに、確かに15万くらいの金額の補修で済むかもしれないですけども、私が住んでいる長野地区のああいう大きくなると、あれは屋根のペンキ塗りだけでも、枠をつくるだけでも金かかっちゃうんですよ。多分見積もると、あれは二、三百万かかるんじゃないかと思うんです。

そのほかにトイレの改修をしようと思うと、この前区のほうでやったら、今洋式にすると500万くらいかかるとか。それから、耐震になっていないので、何とかそれ、屋根にソーラーを上げて、耐震になっていないからそのソーラーで運営費を賄おうかと思うと、ソーラーをやるには20年以上建物がもたないと、ソーラーをやっても意味がないよとか。現実的には昭和55年前だから、耐震になっていないと。業者に貸すにも貸せないというようなこと。

それで、各地でもやはりそういったことで維持管理できなくなって、これはこのままもうほっぽりこくかと、修理しないでとなると、避難場所もなくなっちゃうと。そういったことに対する対応を、多分これ今、公共施設に対して町のほうで調査していますから、その後多分結果は出てくるんだろうと思うんですけども、そういったものに対して、今からどんなふうな町長のほうのお考えあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町の施設といいますか、大きな集落にはそのような施設もございますし、また、各合併前の町村の中でもそのような施設もございます。もう持て余しぎみのところも現実ありまして、その辺のところはしっかり調査した中で、検証した中で、必要なものは必要、いろいろな維持管理等もまた改めて考えることがあろうかと思ひますので、今言われたことも私も聞いています。

やはりそういう中でも、避難所になっているんだけど、地域としてはそんなに必要ないんだと。もっとこぢんまりしたものが欲しいんだというようなことが、そういう現実もございますので、その辺も踏まえた中で、今後そういう施設に関して、きのうもこれからの検討を加えていきますというような話の中で、そういうところはできるだけピックアップした中で、早めにやる必要があるとは思ひますが、そんなことも含めて、今後の維持管理含め、そして地域

の人たちの負担等も勘案した中での、町としては判断していければなど、そのように思います。

その事情も私もよく聞いていますから、本当にその施設がそれとして必要なのか必要でないのかも、その判断も含めて、町として皆さん方と相談させていただきたい。町の考え方も勧めさせていただきたいと、そのように思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 長野地区みたく大きい施設になると、なかなか正直言って大変だと思うんです、これからいろいろ人口構成を考えると。積極的に町のほうで、4番議員からあったように、これを全部一般財源でやろうと思うと大変な額になりますから、なるべく有利な国の助成事業があるはずですから、区のほうからの請求じゃなくて、町のほうで積極的にそういった事業債を使って直していこうというように、もうちょっと積極的に動いてほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

昨日、公共施設等の総合管理計画の中でも申し上げました。今回は全体的に基本となるものを策定してございますが、速やかに個別計画に移りたいというふうに、そのように考えてございます。

議員おただしのように、当然、今後これから公共施設等、特に集会所は数が多いございますので、そこを含めて、きのうも申し上げましたように、地方債、この計画を策定することによっての有利な地方債もございますので、財源の手だてを考慮しながら、個別計画を今後速やかにつくってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第104号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第104号 物品購入契約について（会津高原だいくらスキー場管理用乗用草刈機購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 この乗用草刈り機というのはどういう、乗って歩くのには間違いのないと思うんだけど、何とかという、ブルみたいなのとか、どういう形のものだか。あと、名前何というのがあるんだ。これ乗用草刈り機ではないんだよな、何とかという名前ついていると思うから。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

機械の形ということでございますが、トラクターにキャビンがついたようなイメージを想像していただければ。トラクターでも、タイヤでなくてそういった形のトラクターあるかと思いますが、そういったイメージの、キャビン付きの乗用の刈り払い機だということでご理解いただければと思います。

あと、名前ですが、名前はゲレンデ用草刈り機ということで私ども契約しておりますので、その中にはいろいろ型番がございますが、一般的にはゲレンデ用草刈り機ということでお話をしております。

あと、今回買う機種の名前になりますと、フレールモアという名前がついておりまして、機種の名前ですがね。一般的には先ほど申し上げましたように、ゲレンデ用草刈り機ということでご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 ちょっと私のほうから補足させていただきます。

キャビンというのは具体的に言いますと、キャタピラーのついている、つまり、登坂能力が高いということになります。普通のタイヤではありませんので、キャタピラーがついておりますので、ある程度急坂なところでも草刈りができるということ。

それから、防蜂ネット、今まで蜂の被害が非常にあって危険だったということで、運転席のところには蜂対策のためのネットが張られている草刈りでございまして、今まで使っていて、リースで借りてやっていたものとは数段機能が高い草刈り機ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 草刈り機、大体はイメージつかんでいるんだけど、その機械というのは、前にくっついているの、後ろにくっついているの。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 前についておりまして、運転席から草が見える、そこを前に草刈りがついておりますので、そういった刈り払い機でございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そうすると、そんなに別に、大体イメージはわかったけれども、ソバ刈り機あっぺした。ソバ刈り機械って、ぐるんぐるん回るような、下に刃がついていて。そういうイメージすればいいの。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

ソバ刈り機はドリルでやっていますが、それが小さいドリルがついていまして、長いススキなどは、普通ですと倒すだけなんですけど、それらについては細かくしまして、現場に肥やしという形みたいなイメージで戻るということでございますので、細かく砕くというようなイメージでございます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第105号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第105号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎諮問第3号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。

◇

◎諮問第4号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。

◇

◎諮問第5号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。

◇

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第106号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私のほうからお尋ねしたい点2点ございまして、まず1点目は、一般補正の21ページ、林業振興費、19節負担金、補助及び交付金についてと、もう1点は、一般補正23、道路橋りょう維持費、13委託料についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、森のエネルギー創出事業1,414万1,000円の追加補正ということでございますが、この追加補正の理由をお尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今回、1,414万1,000円追加になったわけですが、この件につきましては、当初計画では5,000立米を見込んでいたんですが、実質ここに来まして、各森林組合とかの林業事業とといいますか、聞き取りを行いましたところ、本年度の見込み額が7,739立米、ということは差し引き2,739平米が余計に間伐材として出るというようなことで、これを金額に換算いたしますと、7,739立米全体が4,114万1,000円で、当初予算で5,000立米の分、金額で2,700万円計上いたしましたので。

その前に、この森のエネルギー事業につきましては、3月補正で計上いたしまして、繰り越し事業になっております。地方創生の事業というようなことで計上いたしましたわけですが、要するに、当初より大分間伐が上回ったというようなことで、追加で計上させていただきました。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 創出事業でございますから、追加補正というのはそういった関係で足りないんだろうなという思いはあるんですが、足りないという思いの中でのいるということは、未払い金が事業所であったり個人であったり、あるということかと思いますが、何月ころからの未払い金になっているのかお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 一応、9月末まである程度私のほうで、各業者さんから請求書を、一括して森林組合から請求書をいただきますので、大体9月末までは支払いは済んでおりますが、それ以降はまだ支払い、精算にはなっておりません。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 9月末までということは、今2カ月間未払い金になっているということでございますが、事業所であったり個人であったりという方は、2カ月間ずっと待っているわけございまして、もともとこの事業は、個人の場合は商品券の発行かと思われまして、事業所はたしか現金かと思いますが、そうした中で、目的の一つに、商品券を使って町の活性化を図るんだという思いがあるわけございまして、言ってみればこの2カ月間、そういった目的には達していないということに、逆に考えるとなるわけございまして、一番大変なのは搬出された方が2カ月間待っておられるということでございまして、こういったせっかくのいい事業が、それに携わってしている方、個人で搬出されている方が期待をしているものが、ずっと期待されなくて2カ月間待っておられるということでございます。

まして、昨年もこの時期に同じ事業が追加補正されているはずでございますが、そうした中で、やはり当初予算の見方というものを今後しっかりと考えた上で、次年度実行するのであれば、そうした方々に迷惑をかけないようにしていただきたいという思いがございますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まさに議員おただしのとおり、お金を余り長くならないで、我々もすぐに支払いはしようというふうに考えておりますが、ただ、窓口が一応森林組合で対応しておりますので、今後支払いの方法をよりスムーズに支払われる方法を、森林組合と今後協議をいたしまして、なるべくおくれのないような、そういう体制を今後構築してまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうですね。まして、途中9月末でお金がなくなったということは、ただ単にそういった方々に、お金がなくなったから支払いできないから待ってくださいという一言は言っているはずなんです、なくなった理由は述べられていないようでございます。

ですので、そうした中で、今度12月補正しますから、それまで何とか待っていただけませんかという一言があってもいいのかなという思いがございまして、今後、そういったことのないような計画づくりをしていただければなと思っております。

続いて、2点目に移らさせていただきます。

2点目の委託料の除雪関係というようなことでございますが、さきの正副委員長会議の中で資料をいただいたんですが、除雪補償制度についてということで、私もいただいたんですが、この除雪補償が入っている追加補正ということの考えでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 議員おただしのとおり、今回、28年度から待機補償料の見直しをいたしました。見直しをしました経費を含んだ金額を、今回補正させていただいております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 大変ありがたいことございまして、これから本当に除雪するということは大変なことで、また、今回のように土木業者が災害の復旧のために雪片づけをしながら復旧していただいているという中での、除雪を請負っていただいているというところもございまして、ぜひ、もっともっとうるものは詰めていただいて、すばらしい除雪体制ができればなと思っております。

また、除雪オペレーターも本当に高齢化に伴っているようでございまして、なかなか若い者が入ってこれない状況のようでございまして、どうかそういった若者が除雪に携われるような仕組みづくりをもっと考えていただければなという思いもございまして、建設のほうは大変よかったなと思っているんですが。

これに関連いたしまして、私、2回目の臨時議会の際に、除雪多少にかかわらず待機補償を出していただけないかという話をされた際に、これは公共施設の除雪でございますが、その際に副町長は、さまざまな面から比較しましたが、結論が出ませんでしたと。年度中に整理したいと考えていますというご返答をいただいたんですが、建設課のほうはこうしてちゃんとご返答をいただいているようでございますが、そちらのほうはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私の方からお答え申し上げます。

貝田議員のほうから、いわゆる道路にかかわるものについては待機補償の該当になっておりますと。それ以外の、いわゆる学校の駐車場であったり御蔵入交流館の駐車場であったり、または駅前駐車場であったり、そういう道路以外の施設についても、同様に考えるべきではないかというご指摘をいただいているところでございます。

それぞれの請け負ってられる業者さんがおります。それは、道路の場合はいわゆる道路専門といいますか、その中で、それぞれ1人ないし2人のオペレーターで対応しているということございまして、後段の駐車場につきましては、何カ所か、いわゆる民間で請け負ってられる箇所と、役場がお願いしている箇所と、そういう組み合わせでもって対応していただいている事例がございまして、その辺のお願いしている方の専門というか、民間施設もやる、公共施設もやるというような組み合わせがあるものですから、その辺の整理ができていないということが、きょう現在も我々として、検討はいたしておりますが、できておりませんので、そういった方向性についても貝田議員から再度オーダーをいただいておりますので、検討は進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 最初に、道路等はやはりライフラインということで、私たち住民の欠かせない一つでございます。公共施設というのは第二の考えになってしまうのかもしれませんが、公共施設を利用される方は大事かもしれないと。また、除雪に携わっている方は、同じ町からお金をいただいているという、課がどこであろうと、町からいただいているという気持ち

で、たしかいただいているかなと私は思っております。

ですから、道路優先はわかるんですが、道路が例えば100%としたら、公共施設はパーセントを下げるとかいった考えのものの方向で何とかできないかなという、私の思いでございまして、再度お願いというか、質問をさせていただいた次第でございます。再度ご返答をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 そういう貝田議員の提案といたしますか、考え方も含めて、今後さらに検討を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 一般補正13ページの自治振興費、続いて一般補正19ページの衛生費の生活排水対策費、それから3点目が一般補正25、土木費の住宅建設費、この3点について順次質問をしたいと思っております。

まず1点目の、自治振興費の中の共済費から7、9、18、19の中で、地域おこし協力隊関係で減額補正になっております。これについての、なぜ減額補正になったか、まずお尋ねをしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊、年度当初4名配置ということで予算を計上させていただきました。その後、協力隊の都合で、お1人の方が婚姻により退任、それから、もう1人の方が地元で定住したいというようなことで、隊員を退いた上で定住したいということで退任ということで、4名から2人に変更になったということがあります。

さらに、12月から館岩地域にもう1名配属したというような、人のプラスマイナス、それらを見越しまして、年度当初との3月までの見込みをチェックしまして、今回不用と思われる部分については減額補正をしたということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 そうすると、端的に言うと4名から2名になったということによろしいんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 それでは、人の動きについて、もう少し丁寧にご説明申し上げます。

当初は4人でした。それから、6月に入りまして1人減りましたので、ここで3人、それから9月で1人退任しましたので、10月からは2人ということで、当初は4人のやつが10月時点で2人に減ったんですけど、12月に新たに1人配置しましたので、現時点では3名ということで、当初との比較からすれば4名が1人減った段階で、今3名という実数になっております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。それで、当初でも説明を受けましたが、隊員の活動状況についてお尋ねをします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 協力隊ですが、配置するに当たって募集をかけます。1つは、1期目の隊員の方でございますが、これは館岩地域の前沢、たのせ集落での集落活性化の取り組みということで、1期の方はお2人配置しました。そのお2人の方の1の方が、定住したいというようなことで退任をされたということでございますが、館岩地域ではカヤぶき集落、それから、たのせですと、集落での魅力ある地域づくりの活動への支援という形で、現在館岩地域での活動に入っているということでございます。

それから、2期目の隊員の方でございますが、これは田島地域の永田、こちらに旧南山荘というんですか、しょうゆ屋さんの大きな建物ありますが、こちらの空き家を利活用した地域づくりに取り組むということで、こちらは女性の隊員の方2人入ってこられたんですが、お1の方が自己都合、婚姻のために退任ということで、現在は残ったお1の方で永田集落との話し合いをしながら、空き家の活用に向けた取り組みをしております。

それから、12月から配置した隊員でございますが、館岩地域の観光誘客、これに向けたコーディネーターという役割、やはり館岩地域そのものが観光交流で非常に盛んな地域であるということから、地域住民の方と一緒に体験プログラムをつくったりイベントを企画したり情報発信をしたりと、そういうような活動をしていただくということで、12月からお1の方入っていただいております。

以上が1期、2期、3期の活動状況等でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 3人の隊員がいらっしゃるということで、最後説明をいただきました観光誘客にかかわるという隊員の方は、どこに住んでいらっしゃるんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 答えいたします。

館岩地域の教職員住宅をお借りして、今活動しているところでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

負担金、補助及び交付金の中の集落応援交付金も減額になっているんですけども、集落支援員が不在のところがあるというようなことをちょっと耳にしたんですが、その辺の後継といえますか手当といえますか、どうなっておりますか。また、そのことが事実かどうかもおあわせて。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 集落関係の支援員のことですが、館岩地域、伊南地域、南郷地域と、それぞれ年度当初1人ずつ配置をしておりました。しかしながら、集落支援員の方のご都合もあって、南郷地域、それから館岩地域は今現在退任をされておまして、3地域の中で活動を継続していただいているのが、伊南地域でございます。

集落の活性化に向けて、各集落を歩いていただいて、集落の課題を掘り起こしながら一緒に活動していくというような取り組みでございますが、この制度についてはやはり必要だと思っておりますので、今現在、後任の方は見つかっておりませんが、来年の4月に向けて人選を進めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 退任の理由というのは、個人的にさまざま理由があろうかと思うんですけども、仕事に対しての報酬といえますか、賃金と言うとちょっと、委託料なのかちょっと、補助金のかな、いわゆる安いというか、そういった認識はないですか。片手間で多分やるようなことではないなというふうに見ていると思うんですよね。そういう意味で、1人を支援員として雇用するといえますか、お願いするときに、生活を維持できる十分な手当なのかについてお尋ねをしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答え申し上げます。

集落支援員のあり方ということで、合併したときから4地域の均衡ある活性化計画ということで、その中で当面西部3地区において集落支援員を配置しようということで、議員おただしの目的でやってまいりました。

しかしながら、それぞれの集落単位で抱える課題はやはり深刻なものがありまして、我々が求めるもの、実際にそれを担当して集落の中に入って解決すべきもの、ハードルが高いものだというふうに思っております。

そういった意味で、現在のところ振興公社に委託をしながら、支援員の配置ということでやってまいりました。もう少し原点に返って、人選も含め、次年度に向けて果たして町が振興公社に委託しただけでいいんだらうかと、そういう課題といたしますか、検証も今進めております。

そういった意味で、本来町がやるべきものという認識に立ったときには、町職員が直営でやることも、これまた当然の業務かなと思っております。そういった意味で、今非常勤特別職がいいのか、役場職員が直接にやるのがいいのか、今までどおりがいいのかという選択肢の中で、新年度に向けてただいま検討しておりますので、本日ご提言を受けたことも踏まえて検討を進めたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 当初予算に向けて、今副町長がご答弁されましたようなことで、どれが一番地域に合っているのかということをお考えになって、ぜひ検討をされて、しっかりと、後でご回答いただけるようなことでお願いをしたいというふうに思います。お願いではないですけども、ぜひ回答をいただきたいと思えます。

続いて、19ページ、生活排水対策、合併処理浄化槽の補助金が高額なマイナスなんですけども、これの要因についてお尋ねをしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

合併処理浄化槽の補助金につきましては、当初30基を予定しておりました。現在実施されておりますのが19基ございます。今後の予定としまして3基ほど見込んでおまして、その差8基分について減額をさせていただいているということですので、ご理解願いたいと思えます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この要因というのは、既に合併浄化槽の整備が進んでいると。もしくは公共下水道につながってきて、当初よりも減ってきたというような理解ですかね、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

なかなか予想するというか、難しいんですが、毎年のごとく増減しておりまして、ただ、こ

この数年間は20基前後でずっと推移をしているという状況でございます。当然、今区画整理区域内での住宅が建っておりますが、そちらのほうは公共下水道の区域というふうになっておりますので、当然浄化槽の設置はしないということになっておりますから、そちらのほうは省かれるというふうに考えております。ただ、住宅の着工件数というのも減ってきているのかなというふうには思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 高齢者等の改修とかということでは、利用というのは余り見込めないですかね、どうですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 ことしの平成28年度の補助に関しまして、19基ほど交付決定をしているんですが、その内訳としまして、新築物件が7件で、改築、いわゆる既存の住宅のくみ取りの便槽だったりとか単独処理槽だったのを、合併浄化槽にするというのが12件ということで、新築よりは改築のほうが多いというような現状でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

最後に、一般補正25の住宅建設費、工事請負費の多額の減額があるんですが、これ、理由は何ですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 現在、寺前団地のほうの建設事業を進めておりますが、事業費の確定によるものの減額であります。当初予定していた事業費が6,200万ほどでございましたが、工事発注結果、5,400万ほどになっておりますので、その分で今回減額補正とさせていただきます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 事業確定ということでもありますけれども、当初の内容が変わったとか、もともとの仕様、設計段階で高く見積もったとか、そういったことではないんですね。事業変更って、ちょっと意味、詳しく教えてください。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 当初、事業費につきましては設計で事業費をはじいておりますが、入札の結果、落札の結果、減額になったということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 請差ということによろしいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 はい、そのとおりでございます。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は一般補正32ページで質問したいと思います。

職員手当の件でございますが、通勤手当という点でちょっとお尋ねをいたします。先ほど、通勤手当、不正な定期券購入というようなことがございましたので、その点を踏まえて私は質問をいたします。

まず、通勤手当ですが、電車で通勤と、あるいはマイカー通勤とあると思うんですが、電車通勤の場合、距離的な制限とか、今回は若松ということございましたけれども、距離的な制限はないんでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

基本的には居住地からの最寄りの駅からの電車での通勤に対して、実費での手当を支給するというところでございまして、例えば極端な話、郡山から通ってはだめだとか、例えば白河から通ってはだめとか、そういう制限はございません。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、例えばこれが今ほど言われた郡山からとか福島から、あるいは今市のほうからだということでも、それは実費は出すということですね。

これについて私は疑問を感じるんですが、例えば東京あたりの大きな企業では、新幹線通いの通勤費も出すというふうなことで、月何十万も出るようなテレビ報道なんかもあるようですが、町からの通勤手当というのは、私、それは企業から出すんだから、企業のもうけから出すんだから、それは新幹線を使おうが何しようがそれはいいでしょうけども、やはり町の懐から出すというならば、ある程度これは距離制限というか、町内だけの距離ですよという、そのぐらいの制限を加えないと、今度は本当に今市から通うの何のといっても、出さなきゃならないわけだから。やはりこれは見直しが必要ではないかなと、こう思います。

マイカー通勤に関しても、当然そうすれば、白河から通おうが宇都宮から通おうが、それは

実費、通勤手当として出すということでしょうから、この辺は条例を変えると。町内、南会津管内の手当は出して、それ以上のところからの場合は個人負担というような条例に変えないと、これは私、問題だと思うんですが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今ちょっと手元に詳細な資料がございませんが、例えば自家用車での通勤については、まず距離で支給するわけですが、最低2キロ以上の距離がないと支給できないと。それから、例えば2キロから4キロ未満、それから4キロ以上6キロ、そういう刻みで当然ガソリンの実勢単価を考慮しながら、通勤手当を支給しているところをごさいますて、たしか限度額があるかと思いました。

通勤手当のいわゆる公共交通についても、ちょっと手元に資料がございませんが、際限なく出すということではなかったというふうには、今思っておりますので、その辺ちょっと、詳細については改めてお示しをしたいというふうに思っておりますが、ただ、通勤手当をもって、職員の居住を制限することはできないというふうに考えてございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 それは条例等で決める必要があると思うんですが、先ほど言ったように、私は町からの懐から出すやつなんだから、これは若松に住んでそこから通いますというのは、私はちょっとこの通勤手当の出し方は疑問なところがあると思うんですよ。ですから、これは当然私は改正する必要があると、私はそう思いますが。それで、例えばマイカー通勤の場合、今、1キロどのぐらい出しているんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、自家用車の場合は2キロ以上について支給するというので、大体2キロ刻みでやっておりますて、たしか2キロから4キロ未満まで、今までは2,300円でしたが、たしか今は2,000円になったのではないかと思います。

あと、2キロごとの詳細な数字は今持ってございませんので、後からお示しをしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、その単価に対して、例えば30日分払っているのか、あるいは実質通勤日、20日なら20日で払っているのか、その辺も教えてください。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

通勤手当については日割り計算ではございませんので、1カ月単位で支給してございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 大体土曜、日曜それから祭日をすれば、大体平均20日か二十二、三日が最大だと思うんですよ。だから、そういうところも、あるいはグループで例えば相乗りして通ってきたといった場合にでも、その人には出しているわけでしょう。

だから、この前あった若松定期券の問題も、あるいはそういう細かいところまで検討すれば、やはりこの通勤費というのはある程度見直しなり、実際に30日通っていないんだから。それを出しているのがおかしいと思う。これは見直すべきじゃないでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

基本的に1カ月の勤務日数というのは、21日で一般的に考えてございます。当然、土日あるいは祝日というのは勤務日でございませぬので、当然そういった日は、例えば自家用車は使わないということになってございますが、基本的には先ほど申し上げたように月額での通勤手当でございますので、例えば1カ月丸々病休で休んだりとか、あるいは丸々1カ月間長期出張していたとか、そういうふうなケースであれば全日勤務しないわけでございますので、通勤手当は支給しないと。

ただ、1日でも出勤すれば、それは全額支払われるというのが、人事院規則の中での定めでございます。今おただしの通勤手当の処分のあった件でございますが、我々としても当然通勤手当、実費弁償、定期券ということで支払っておりまして、それをよもや払い戻しするなんていうのは、当然想定にはございませぬでしたので、通勤手当のあり方のおただしだと思いますが、今こういう世の中で何があるかわかりませぬので、少しその辺は庁内で改めて通勤手当の支給については考えなければならないというふうに思っておりますが、ただ、原則、国で人事院規則等々で通勤手当についても定めてございますし、そういう指導もございますし、町で定める条例規則等々もございますので、全体的な見直しは今後ちょっと必要かなというふうには考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 今、総務課長言われたように、見直しは必要かなということで、私は了解いたします。

もう1点、勤勉手当、これはどういう基準をもってこの勤勉手当というのは出しているのかをお聞かせください。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

6月、12月、年2回期末勤勉手当ということで支給してございまして、6月の場合は基準日が6月1日でございます。12月が12月1日基準日に在籍する職員に対して、期末手当とそれから勤勉手当ということで、これも国の人事院規則で定める率によって支給をしているということでございまして、基本的には給料月額、それから職務加算等、扶養手当等もプラスされる部分はございますが、そちらに国で定める率を掛けて支給するというところでございます。

ただ、勤勉手当率については、当然ながらその個々職員の事情によって減額されるものでございまして、例えば育児休暇をとっている職員、それから病休等々で、例えば病休で長期間休暇をとっている者、あるいは病休がさらに長期間にわたって、分限休職に当たっている場合等々、個々そういうケースによってその率は減率、率が下げられるという中身でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 これは国からの基準があつてと、こういうことですが、我々から考えれば、勤勉という名のとおり、やはり21日や、20日なら20日、ちゃんと出た人に出るものかなど、そういうふうに思っていたものですからこんな質問をしたわけですが、そうすると、産休とか何かは別として、平日というか勤務日に休んでも何ら、これは出るというようなことですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

その日数の算定でございますが、6月1日それから12月1日を基準日にして算定をするわけでございますが、基本的には有休休暇、それから特別休暇等々については、除算には、除算というのは日数から除くということですが、そういうものには含まれておりませんので、先ほど申し上げましたように、育休であったり分限休職であったり、そういう特別な事情がある場合は、その通算期間から除算して、その率を計算するというところでございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 大体わかりましたけども、とにかく通勤手当に対しては、私、もう少し異議があるものですから、大体この辺の民間企業では、大体零細企業が多いものですから、通勤手当という名目で支給している会社は本当に半分ぐらいしかないんだよというようなこと

を、この前会計事務所から聞きましたが、そういうような実態でございますから、同一賃金、同一労働なんていうこともありますけども、ある程度これは見直す必要がある。

特に、今人口減少で悩んでいるわけですから、若松から通うの、宇都宮から通うの、白河から通うって、そういうのはやはりある程度制限を加える必要があるかなと私は思います。ひとつよろしくご検討をお願いします。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

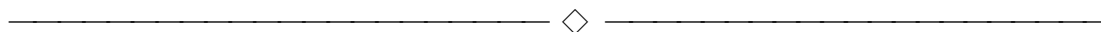
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第107号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第108号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第109号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第110号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第110号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補
正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第111号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第111号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第112号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第112号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成28年請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、平成28年請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の

請願についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 請願審査の報告をさせていただきます。

去る11月29日に、南会津地区平和フォーラム代表の黒沢富夫氏から提出された慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願は、12月9日、12月定例議会開会日において総務委員会に付託となりました。

12月12、13日に総務委員会を開催し、慎重に審査を行いました。委員から、請願の願意は、各界各層の多様な意見を踏まえて慎重な論議を求めるものであることから、採択すべきものとの意見が出され、委員会において採決した結果、委員会全会一致で採択すべきものと決しました。

願意に沿い、関係機関に意見書を提出することが適当と認めますので、ご賛同賜りご決定くださいますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号 慎重な憲法論議を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◇

◎平成28年請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、平成28年請願第5号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 文教厚生委員長の大桃でございます。

文教厚生委員会では、12月12日、13日文教厚生委員会を開催し、この請願でございます子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願について慎重審議を行いました。

この件に関しましては、たびたびこの議会でも問題になっております。見えそうで見えない、さらに連鎖を生むという視点から言いますと、非常に奥の深い今の社会問題であると考えております。

文教厚生委員会でも、例えば福島民報紙上にはこのように、連載で記事が発行されております。民友ですね、失礼いたしました。福島民友新聞では、このように連載でこの問題について報道されております。また、福島県におきましても、先日12月1日に湯浅誠氏を招いて、この件についてみんなで知ろう、探っていこう、そして対策を打っていこうということで、率先的に対策を講じております。

このような視点から、文教厚生委員会では、この件につきまして採択すべきものとして決定いたしましたので、慎重審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願について採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成28年請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、平成28年請願第6号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

本件について委員長報告を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 続きまして、介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書の提出の請願について、公益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部南会津地区会代表、青島ヤヨイ様より承ったこの請願について、文教厚生委員会の見解を示したいと思います。

この件につきましては、我々文教厚生委員会でも、今年度の視察研修におきまして奈良県に赴きまして、研修を重ねてまいりました。地域で充実したサービスを求める一方、財源がなかなか決まらないという点で、非常に全国各地で議論を深めているところではございますが、やはり財源の決まらない部分におきましては、要支援1・2、要介護1・2の方の扱いがどうなるのか、地方の財源の負担がどうなるのか、非常に不安なところです。

こういった視点から、文教厚生委員会でも採択すべきものとして決定いたしましたので、慎重審議をいただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第6号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第6号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成28年請願第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、平成28年請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設委員長、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 当産建委員会に付託されました東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書の提出を受けました。

これについて、去る12月13日、当委員会に森林認証推進協議会長の関根会長と、それから森林ネットワークの芳賀沼伸さん、松澤事務局長の3名に出席願いまして、詳細にわたって説明を受けました。その結果、当委員会では全会一致でこの件について採択をいたしました。

これは、東京オリンピックに当南会津の森林認証を受けた材料を使ってくださいという請願でございますので、文句のあるはずはありませんので、ここは全会一致で採択をいたしましたので、よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第7号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を議長室で開催します。再開の放送は5分前に流しますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時40分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○五十嵐 司議長 総務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど8番議員からご質問のありました通勤手当の件につきまして、改めてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、自家用車でございますが、最低2キロメートル以上、先ほど申し上げたとおりでございます。それからはもう全て2キロ刻みで、最高で50キロメートル以上というふうになってございます。一番下の2キロメートル以上4キロメートル未満につきましては、先ほど2,000円と申し上げましたが、1,900円の誤りでしたので、訂正をさせていただきます。

さらに、ここに1,200円から1,400円の幅で加算をしまりまして、最大50キロメートル以上が3万5,100円ということで、自家用車の場合はこれが限度額となっております。

また、公共交通機関につきましては、まず実費ということで最大5万5,000円が支給されるわけでございますが、この5万5,000円を超えた場合については、その5万5,000円との差額の2分の1を5万5,000円に加算して支給するということになってございますので、公共交通機関についてはこの計算で全て支払われると。つまり制限はないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番議員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕



◎議事日程の追加

○五十嵐 司議長 それでは会議を進めます。

先ほど、委員会提出議案4件、議員派遣の件、各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



◎委員会提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、委員会提出議案第6号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、ただいまより委員会提出議案第6号について説明を申し上げます。

慎重な憲法論議を求める意見書の提出についての議案であります。提案理由、本年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が、衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっています。憲法第96条が、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議」できると定めていることから、憲法改正発議の条件が満たされたとの主張もあります。

一方で、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、憲法改正については否定的な意見もあります。言うまでもなく、憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは、憲法改正手続の一部に過ぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかであります。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することは避けるべきことである。

よって、慎重な憲法論議を強く求める意見書を提出するものであります。

提出先は記載のとおりであります。

意見書についても、次ページ別紙のとおりであります。記の部分については、朗読させて説明にかえたいと思います。

一、衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、現に慎重に論議すること。

一、憲法問題については、国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないこと。
以上であります。

慎重審議の上ご議決くださいますようお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

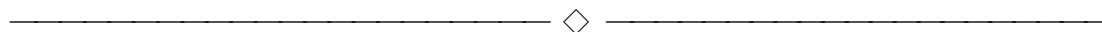
これより採決します。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第2、委員会提出議案第7号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、委員会提出議案第7号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

日本の子供の相対的貧困率は16.3%（2014年発表）で、6人に1人が貧困状態にある。特

にひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国で最悪の水準である。

貧困の連鎖を断つことを目的とする子どもの貧困対策推進法が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を策定してから2年がたち、地方自治体は地域の状況に応じた施策に取り組み始めているが、大半の自治体がその基礎となる実態調査を行っていないのが実態である。

経済的貧困は、生活資源の不足にとどまらず、子供の健康、成長・発達、学力・進学、家族関係・人間関係、精神保健など、さまざまに影響を及ぼし、子供の将来のみならず、社会の安定にも深くかかわるものである。子供たちが自分の可能性を信じ、未来を切り開いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要がある。

よって、子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書を提出するものである。

提出先については記載のとおりでございます。

記の部分についてだけ説明させていただきます。

記。

1、生活保護基準の引き下げにより、最も保護費が下がったのは子育て世帯である。生活保護基準の引き下げを中止し、子育て世帯や就学援助に影響しないよう、財政支援を強化すること。

2、18歳以下の子供の医療費を無料化するとともに、立てかえ払い等の窓口負担のない医療費助成制度を、全国一律の制度として早急に調えること。

3、公営住宅法施行令にならい、保育料、幼稚園授業料、学童保育利用料など、所得基準のある給付やサービスについて、寡婦（寡夫）控除が適用されるように所得税法を改正すること。

4、地方自治体が子供の貧困把握のための実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるよう、調査の実施や分析についての支援、財政支援などを行うこと。また、地方自治体の調査、取り組みなどのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。

5、子供の貧困解消に取り組むNPO法人などが地域で行っている子ども食堂、学習支援などの活動を支える仕組みを強化すること。また、子供の貧困対策に取り組む民間の活動を官民一体で支援する子供の未来応援基金については、真に有効な活用ができるよう、あり方を見直すこと。

以上でございます。慎重審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお

願います。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第3、委員会提出議案第8号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 続きまして、委員会提出議案第8号 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

社会保障審議会介護保険部会は、次期介護保険制度の見直しのために、本年7月から軽度者への支援のあり方、福祉用具・住宅改修などについて本格的な議論を始めている。介護保険の持続可能性の観点、要介護3以上の人のサービス重点化が強調され、社会保障費抑制のためにさらなる利用者負担の増加、軽度者切りが予想される。

昨年度から、要支援1・2（約175万人）への生活援助サービス（掃除や調理など）は、介護保険給付から市町村事業へ移行が始まり、同サービスの質や量の確保について懸念が広がっている。

ところが、今回の議論では、要介護1（約122万人）、要介護2（約108万人）の同サービスについても、市町村事業に移行する案が出されている。また、軽度者向けの福祉用具貸与（歩行器の貸し付けなど）・住宅改修（手すりの取り付け）などの利用を原則自己負担化すること、要支援1・2の生活援助サービスを原則自己負担化することも論点となっている。

さらに、現在介護サービスの利用料負担は原則1割、昨年8月から一定以上の収入のある世帯については2割であるが、これを原則2割に引き上げる案なども検討されている。

生活援助サービスは、在宅高齢者の日々の暮らしを支え、また、福祉用具・住宅改修は転倒や骨折を予防し、ともに高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線である。もしも軽度者向けサービスの自己負担化や利用料の引き上げが行われれば、軽度者、低所得者世帯などの切り捨てにつながりかねない。

よって、高齢者の尊厳を守り、自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の介護離職ゼロを実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書を提出するものでございます。

提出先は以下のとおりでございます。

記。

一、要介護1・2の生活援助サービスは、現行のとおり介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業への移行をしないこと。

あわせて、現在地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの状況を把握し、高齢者が安全・安心に暮らせるよう改善を図ること。

一、福祉用具・住宅改修と、要支援1・2の生活援助サービスについて、利用者の負担を増す原則自己負担化は行わないこと。

一、介護保険の自己負担割合（原則1割）の引き上げや、負担額に上限を設けている高額介護サービス費の限度額の引き上げを行わないこと。

以上でございます。慎重審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第4、委員会提出議案第9号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、産業建設委員長から提案理由の説明を求めます。

産業建設委員長、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 委員会提出議案第9号 東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

東京都が2020年にオリンピック・パラリンピックの開催都市として決定し、東京都民はもとより多くの国民が、オリンピック開催がもたらす波及効果への期待を抱いている。連日、オリンピック関連の動向がさまざまなメディアを通して取り上げられ、中でも新国立競技場を中心とした関連施設への注目度は大きなものとなっている。

オリンピック関連機関は、新国立競技場のデザイン案決定を皮切りに、関連施設の共通テーマとして木の文化発信をうたい、国産材をふんだんに使った施設を建設することを明言した。2010年のバンクーバー冬季オリンピックのころから、環境オリンピックの理念が頻繁に発信され、環境破壊をできる限り避け、資源の無駄遣いを招かない大会の開催が徹底されている。

その環境への配慮を客観的に示す指標として、持続可能な森林経営を証明する森林認証が必須項目とされ、2012年ロンドンオリンピック、2016年リオデジャネイロオリンピックでは、ほぼ100%の関連施設に森林認証材が使われている。

東京オリンピックにおいて、木材調達方針の基本原則に森林認証材の使用が付記されたが、当地域は東京オリンピック開催決定以前より、地域産業活性化の契機とすべく、森林認証の取り組みを推進してきた。その結果、2014年3月、町有林477ヘクタールが森林認証林として認証され、2015年3月には、林野庁から森林認証の普及促進に向けたモデル地域として、全国3カ所のうち1カ所に選定された。

さらには、2016年3月に、町内17事業者が森林認証材を取り扱うことのできる事業者としての認定を受け、東京オリンピックへ向けた木材供給の基盤を整えつつある。

また、東京オリンピックは復興オリンピックと掲げられ、東日本大震災から復興した姿を世界へ発信する千載一遇の機会と捉えられ、被災地の木材活用も視野に、関連施設の建設準備が進んでいる。

以上のことから、当地域の森林認証木材を東京オリンピックで使用してもらうことにより、南会津町産木材の安全性の証明と、地域力の発信による風評被害の払拭及び復興に寄与することが期待できる。

よって、東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を求める意見書を提出するものである。

提出先は以下のとおりです。

それと、意見書は以下のとおりでございます、記として、

①東京オリンピック関連施設への南会津町産森林認証木材の使用を図ること。

②南会津町産森林認証木材の安全性を社会全体に発信すること。

以上でございますので、よろしくご決定のほどお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

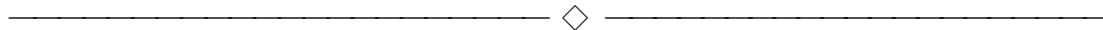
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回南会津町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 室井 英雄

署名議員 高野 精一